

婦人局調査資料 No. 7

昭和 6 1 年 度

女子労働者の雇用管理に関する調査

— 結果報告書 —

労働省 婦 人 局

は し が き

この報告書は、「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査」の結果をとりまとめたものである。

男女雇用機会均等法は、昭和60年5月に成立し、翌61年4月より施行されたが本調査は、同法施行後1年近い時点における企業の対応状況を把握し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の雇用管理の改善に資することを目的として実施したものである。

調査結果によると、かなりの企業において男女雇用機会均等法に対する取り組みが行われ、女子労働者の雇用管理に関して改善が進んでいることが明らかになった。

本報告書は、男女雇用機会均等法の今後一層の円滑な施行に当たっての参考資料となるものであるが、同時に労使を始め婦人労働問題に関心を持たれる方々の御参考になれば幸いである。

最後に、調査の実施に当たり多大の御協力をいただいた調査対象企業各位に対し深く感謝する次第である。

昭和62年9月

労働省婦人局長

目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果の概要	4
1	新規学卒者（昭和62年3月卒業予定者）及び中途採用者（昭和61年4月1日以降採用者）の公募の実施状況	4
2	新規学卒者（昭和62年3月卒業予定者）及び中途採用者（昭和61年4月1日以降採用者）の公募に関する変更状況	5
3	新規学卒者（昭和62年3月卒業予定者）及び中途採用者（昭和61年4月1日以降採用者）の募集・採用条件の変更状況	9
(1)	募集・採用条件の変更状況	9
(2)	女子に不利な募集・採用条件の解消状況	14
(3)	女子に不利な募集・採用条件の残存状況	15
4	配置及び配置転換の方針の変更状況	16
(1)	配置の方針の変更状況	16
(2)	配置転換の方針の変更状況	17
5	昇進の制度・方針の変更状況	20
(1)	昇進の機会、昇進可能な範囲	20
(2)	昇進のために必要な勤続年数、在級年数等の条件	21
(3)	昇進のための試験の受験資格	22
6	教育訓練の変更状況	23
(1)	新入社員研修	23
(2)	管理職研修	24
(3)	業務の遂行に必要な能力を付与する研修	25
7	福利厚生の措置の変更状況	26
(1)	福利厚生の措置の変更状況	26
(2)	独身寮の有無と男子寮のみの場合の女子に対する対応	27
8	定年制及び退職制の改善に伴う諸人事管理制度の変更状況	28
(1)	男女別定年制	28
(2)	結婚・妊娠・出産退職制	29
9	女子の活用	30
(1)	女子の活用についての方針、考え方	30
(2)	女子の活用にあたっての問題点	31
10	男女均等取扱いに関する苦情の自主的解決方法	32

I 調査の概要

1 調査の目的

男女雇用機会均等法に対する企業の対応状況を把握し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の雇用管理の改善に資することを目的としている。

2 調査の範囲

(1) 地 域

日本国全域とした。ただし一部離島等を除く。

(2) 産 業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とした。

イ 鉱 業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 運輸・通信業

ヘ 卸売・小売業、飲食店

ト 金融・保険業

チ 不動産業

リ サービス業（ただし、家事サービス業、教育、外国公務を除く。）

(3) 企 業

上記(2)の産業に属し、本社において常用労働者30人以上を雇用している民営企業のうちから一定の方法で抽出した約7,200企業。

3 調査事項

次に掲げる事項とした。

(1) 企業の属性に関する事項

(2) 女子の雇用管理に関する事項

イ 募集・採用について

ロ 配置、配置転換について

ハ 昇進について

ニ 教育訓練について

ホ 福利厚生について

- ヘ 定年、退職について
- ト 女子の活用について
- チ 苦情の自主的解決の方法について

4 調査の対象期日または期間

原則として、昭和62年2月1日現在。ただし、一部の事項については、昭和61年4月1日以降昭和62年1月31日までとした。

5 調査の実施期間

昭和62年2月1日から同月末日までとした。

6 調査期間

労働省婦人局 ―― 都道府県婦人少年室

7 調査の方法

(1) 調査票

この調査は、「昭和61年度女子労働者の雇用管理に関する調査票」によって行った。

(2) 調査方法

この調査は、通信自計の方法により行った。

8 集計方法

労働省婦人局において集計した。有効回収率は71.2%であった。

9 調査企業の抽出

この調査は、昭和59年事業所統計調査によって把握された企業リストをサンプルフレームとして、系統抽出法によって調査企業の抽出を行った。

目標精度は、産業大分類（製造業及び卸売・小売業、飲食店については中分類）の規模別に設定し、下記の算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ企業数の全企業に対する割合が50%のときの標準誤差が産業、規模別に5%以内になるように設定した。

$$V^2 = \frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{P(1-P)}{n}$$

V = 標準誤差 N = 母集団企業数
 n = 調査企業数 P = 特定の属性を持つ企業の割合

なお、産業、規模ごとの抽出率は次のとおりである。

産業・規模別調査企業抽出率一覧表

産 業	規 模	5,000人	1,000~	300~999 人	100~299 人	30~99 人
		以 上	4,999 人			
D 鉱 業		1/1	1/1	1/1	1/1	1/3
E 建 設 業		1/1	1/1	1/4	1/18	1/98
F 製 造 業		—	—	—	—	—
12・13	食料品・たばこ	1/1	1/1	1/4	1/13	1/38
14・15	繊維・衣服	1/1	1/1	1/3	1/15	1/51
16・17	木材・家具	1/1	1/1	1/1	1/5	1/24
18	パルプ・紙	1/1	1/1	1/1	1/4	1/10
19	出版・印刷	1/1	1/1	1/2	1/6	1/22
20・21	化学・石油石炭	1/1	1/1	1/3	1/5	1/8
23・24	ゴム・なめし皮	1/1	1/1	1/1	1/2	1/8
25	窯業・土石	1/1	1/1	1/1	1/5	1/22
26・27	鉄鋼・非鉄金属	1/1	1/1	1/1	1/5	1/13
28	金 属 製 品	1/1	1/1	1/2	1/8	1/32
29	一 般 機 械	1/1	1/1	1/4	1/11	1/35
30	電 気 機 器	1/1	1/1	1/6	1/18	1/38
31	輸 送 用 機 器	1/1	1/1	1/3	1/7	1/13
32	精 密 機 器	1/1	1/1	1/1	1/4	1/10
33・34・22	そ の 他	1/1	1/1	1/2	1/6	1/22
G 電気・ガス・熱供給・水道業		1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
H 運 輸 ・ 通 信 業		1/1	1/2	1/5	1/18	1/54
I 卸売・小売業、飲食店		—	—	—	—	—
49・52	卸 売 業	1/1	1/2	1/10	1/37	1/100
53・58	小 売 業	1/1	1/2	1/10	1/20	1/42
59・60	飲 食 店	1/1	1/1	1/1	1/3	1/12
J 金 融 ・ 保 険 業		1/1	1/2	1/1	1/2	1/3
K 不 動 産 業		1/1	1/1	1/1	1/2	1/5
L サ ー ビ ス 業		1/1	1/1	1/5	1/19	1/58

10 調査結果の利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので、調査企業抽出率の逆数を乗じて母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) M. A. (Multiple Answer の略) の表示のある統計表は、重複回答（該当する答をすべて○で囲む）であるから百分比は合計しても必ずしも100とはならない。

Ⅱ 調査結果の概要

1 新規学卒者(昭和62年3月卒業予定者)及び中途採用者(昭和61年4月1日以降採用者)の公募の実施状況(第1～2表、付表第1表)

公募対象者区別に男女双方又はいずれかを「公募した」企業の割合をみると、高校卒、短大卒及び大学卒の新規学卒者については、前回(昭和59年8月31日現在)並みとなっているが、中途採用者については、前回より8.5ポイントほど低くなっている。なお、専修学校卒を「公募した」企業の割合は、他の公募対象者区分のそれに比べて低い。

産業別にみると、「公募した」企業の割合は、高校卒、短大卒及び大学卒については金融・保険業、卸売・小売業、飲食店及び電気・ガス・熱供給・水道業で、専修学校卒については金融・保険業、卸売・小売業、飲食店及びサービス業で、中途採用者については卸売・小売業、飲食店、サービス業及び製造業で、それぞれ高くなっている。

企業規模別にみると、「公募した」企業の割合は、新規学卒者のいずれについても規模が大きいほど高くなっているが、中途採用者については規模間の大きな差はみられない。

第1表 公募対象者区分別公募した企業の割合

(%)

公募対象者区分		今回(62年2月1日現在)	前回(59年8月31日現在)
新規学卒者	高校卒	46.0	44.9
	短大卒	19.0	19.9
	大学卒	25.0	24.8
	専修学校卒	14.9	
中途採用者		49.1	57.6

第2表 産業、規模、公募対象者区分別公募した企業の割合

(%)

産業・規模	高校卒	短大卒	大学卒	専修学校卒	中途採用者
調査産業・規模計	46.0	19.0	25.0	14.9	49.1
D 鉱業	15.6	5.5	9.5	5.5	17.6
E 建設業	33.6	11.1	15.8	13.3	28.2
F 製造業	49.0	15.6	22.7	11.6	51.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	67.9	30.4	38.4	10.7	16.1
H 運輸・通信業	19.2	6.8	9.9	6.2	47.7
I 卸売・小売業、飲食店	64.1	35.5	44.0	25.2	61.7
J 金融・保険業	71.8	68.8	74.9	33.5	44.7
K 不動産業	25.4	21.3	27.0	14.9	43.2
L サービス業	47.4	24.1	25.4	19.2	55.2
5,000人以上	87.6	87.6	94.0	48.8	53.9
1,000～4,999人	84.2	74.9	87.4	44.7	59.0
300～999人	74.0	54.2	69.3	34.7	56.6
100～299人	61.4	29.6	38.2	19.6	57.1
30～99人	37.0	10.4	14.5	10.6	45.4

2 新規学卒者(昭和62年3月卒業予定者)及び中途採用者(昭和61年4月1日以降採用者)の公募に関する変更状況(第1図、付表第1表)

男女雇用機会均等法第7条及び同法に基づく指針では、募集又は採用に当たって、指針の適用除外に該当する場合を除き、募集・採用区分ごとに、女子であることを理由として募集又は採用の対象から女子を排除しないよう努力することを求めている。

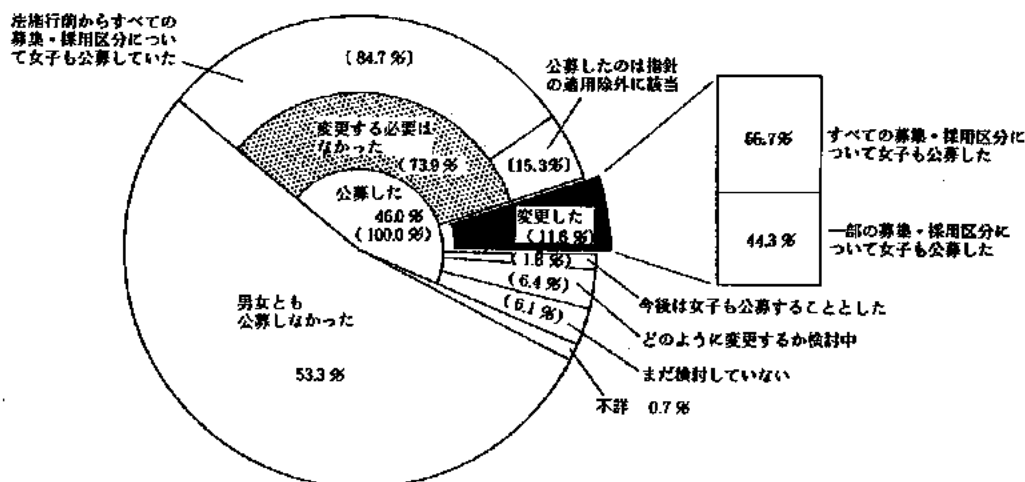
実際に公募を行った企業において、これに対応するため公募に関する何らかの変更を行ったかどうかをみると、いずれの公募対象者区分についても、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子も公募していた」ため又は「公募したのは指針の適用除外に該当する場合のみであった」ため「変更する必要はなかった」とする企業が過半数を占め、「変更した」企業と合わせると8割以上となっている。

高校卒、短大卒及び中途採用者については、「変更する必要はなかった」とする企業が7割を超えているため、「変更した」企業の割合は1割台となっているが、大学卒及び専修学校卒については、「変更した」企業の割合は2割前後と高くなっている。

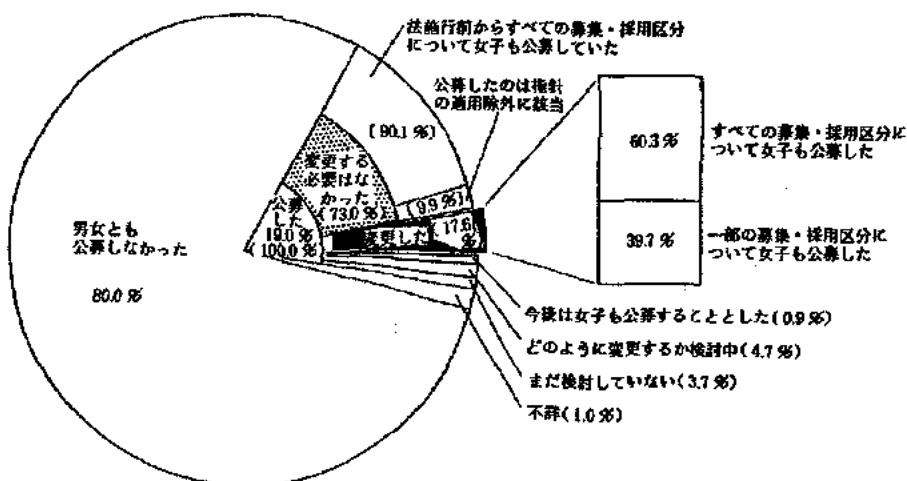
「変更した」企業のうち「すべての募集・採用区分について女子も公募した」企業の割合は、いずれの公募対象者区分についても5割を超えているが、大学卒(70.7%)で最も高く、高校卒(55.7%)で最も低くなっている。

第1図 公募に関する変更状況

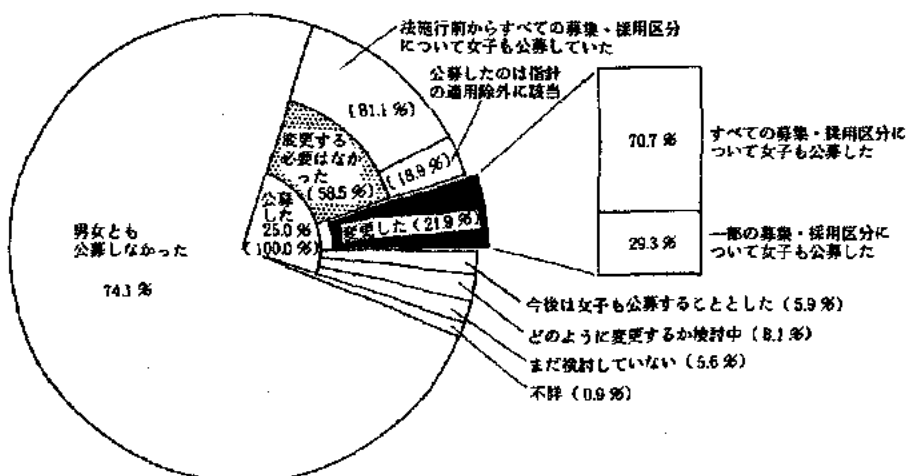
高 校 卒



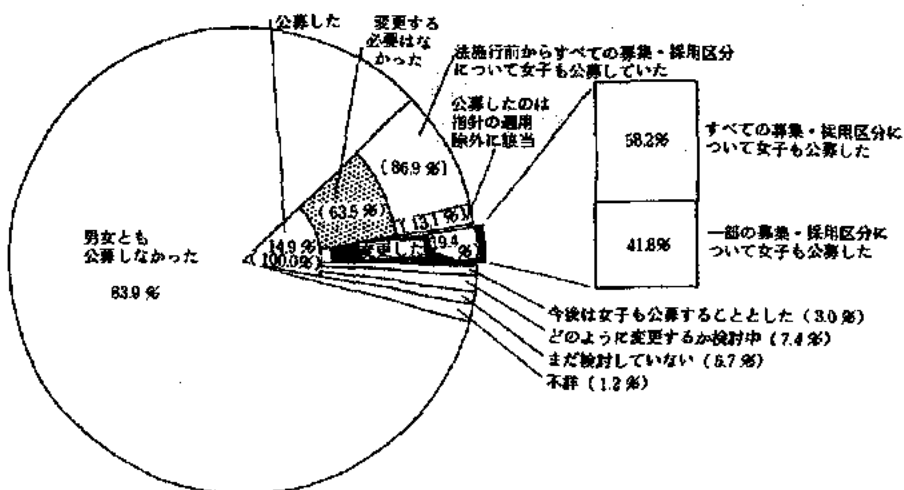
短大卒



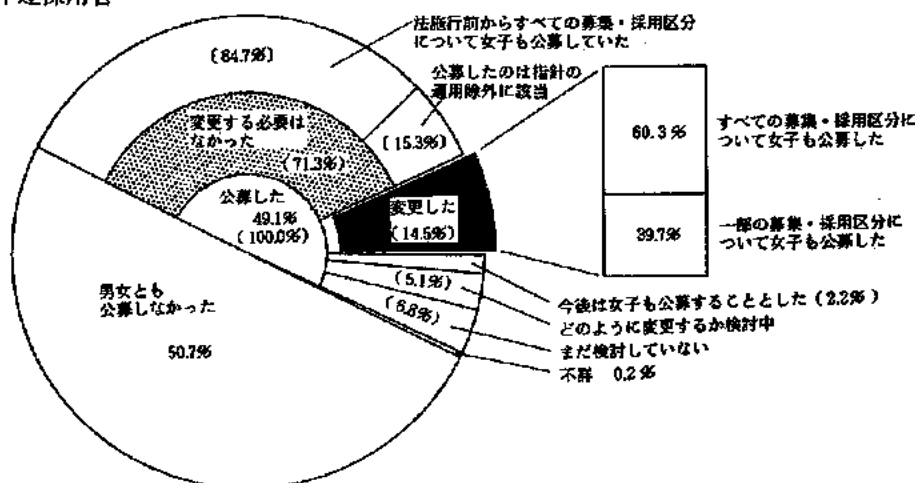
大学卒



専修学校卒



中途採用者



(1) 高校卒

- 高校卒を「公募した」企業(全企業の46.0%)のうち、法施行に伴い公募に関し「変更する必要はなかった」とする企業は73.9%に達している。そのうち、理由として「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子も公募していた」を挙げる企業は84.7%に達している。

「変更した」企業は11.6%であり、そのうち「すべての募集・採用区分について女子も公募した」とする企業は55.7%となっている。

- 産業別にみると、「変更する必要はなかった」とする企業の割合は、金融・保険業(91.0%)及びサービス業(87.2%)で高いが、鉱業(41.9%)を除く他のいずれの産業でも6割を超えている。なお、その理由として「公募したのは指針の適用除外に該当する場合のみ」を挙げる企業の割合が、建設業及び電気・ガス・熱供給・水道業で高くなっている。

「変更した」企業の割合は、「変更する必要はなかった」企業の割合の低い鉱業(35.5%)で高く、建設業(5.8%)、不動産業(6.1%)、サービス業(6.2%)及び金融・保険業(6.8%)で低くなっている。

- 企業規模別にみると、「変更する必要はなかった」企業の割合は、いずれの規模でも7～8割と高い。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1～2割である。

(2) 短大卒

- 短大卒を「公募した」企業(全企業の19.0%)のうち、法施行に伴い公募に関し「変更する必要はなかった」とする企業は73.0%に達している。うち、その理由を「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子も公募していた」ためとする企業は90.1%に達している。

「変更した」企業は17.6%であり、そのうち「すべての募集・採用区分について女子も公募

した」とする企業が60.3%となっている。

- 産業別にみると、「変更する必要はなかった」企業の割合は、高校卒と同様に金融・保険業(90.9%)及びサービス業(88.7%)で高いが、鉱業(18.2%)を除く他のいずれの産業でも6割を超えている。

「変更した」企業の割合は、鉱業(27.3%)、卸売・小売業、飲食店(22.6%)及び電気・ガス・熱供給・水道業(20.6%)で比較的高くなっている。

- 企業規模別にみると、「変更する必要はなかった」企業の割合は、いずれの規模でも7～8割と高い。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1～2割となっている。

(3) 大学卒

- 大学卒を「公募した」企業(全企業の25.0%)のうち、法施行に伴い公募に関し「変更する必要はなかった」とする企業は58.5%である。その理由を「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子も公募していた」とする企業は81.1%である。

「変更した」企業は21.9%と他の公募対象者区分に比べ多くなっており、そのうち「すべての募集・採用区分について女子も公募した」とする企業は70.7%に達している。

- 産業別にみると、「変更する必要はなかった」企業の割合は、サービス業(84.8%)で高くなっているが、鉱業(36.8%)及び不動産業(40.0%)で低いのを除き、他のいずれの産業でも5～6割台となっている。

「変更した」企業の割合は、建設業(8.4%)及びサービス業(12.7%)で比較的低くなっているが、その他のいずれの産業でも2割台となっている。

なお、「どのように変更するが検討中」の企業の割合は、鉱業(31.6%)、建設業(15.1%)で高くなっている。

- 企業規模別にみると「変更する必要はなかった」企業の割合は、いずれの規模でも6割前後となっており、規模間の差はほとんどみられない。

「変更した」企業の割合は、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では17.5%であるが、5,000人以上規模では35.8%となっている。

(4) 専修学校卒

- 専修学校卒を「公募した」企業(全企業の14.9%)のうち、法施行に伴い公募に関し「変更する必要はなかった」とする企業は63.5%である。そのうち、理由を「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子も公募していた」とする企業は86.9%を占めている。

「変更した」企業は19.4%と、大学卒に次いで多く、そのうち「すべての募集・採用区分について女子も公募した」企業は58.2%となっている。

- 産業別にみると、「変更する必要はなかった」企業の割合は、金融・保険業(83.6%)、電気・ガ

ス・熱供給・水道業(83.3%)及びサービス業(80.6%)で8割を超えているが、建設業(44.4%)及び鉱業(54.5%)で比較的低いのを除き、他のいずれの産業でも6～7割台となっている。

「変更した」企業の割合は、鉱業(36.4%)、卸売・小売業、飲食店(27.0%)及び製造業(20.3%)で比較的高く、不動産業(5.2%)で低くなっている。

- 企業規模別にみると、「変更する必要はなかった」企業の割合は、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では56.4%であるが、5,000人以上規模では85.8%に達している。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1～2割であるが、規模が小さいほど高い傾向にある。

(5) 中途採用者

- 中途採用者を「公募した」企業(全企業の49.1%)のうち、法施行に伴い公募に関し「変更する必要はなかった」企業は71.3%に達している。うち、その理由を「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子も公募していた」とする企業は84.7%と、他の公募対象者区分におけると同様8割を超えている。

「変更した」企業は14.5%であり、そのうち「すべての募集・採用区分について女子も公募した」とする企業は60.3%となっている。

- 産業別にみると、「変更する必要はなかった」企業の割合は、サービス業(80.5%)で比較的高いが、その他のいずれの産業でも5割を超えている。

「変更した」企業の割合は、鉱業(25.7%)、卸売・小売業、飲食店(22.2%)及び不動産業(21.4%)で比較的高く、建設業(2.6%)及び運輸・通信業(6.5%)で低くなっている。

- 企業規模別にみると、「変更する必要はなかった」企業の割合は、いずれの規模でも7割前後と高く、規模間の差はあまりない。

また、「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1～2割となっている。

3 新規卒卒者(昭和62年3月卒業予定者)及び中途採用者(昭和61年4月1日以降採用者)の募集・採用条件の変更状況

(1) 募集・採用条件の変更状況(第2図、付表第2表)

男女雇用機会均等法第7条及び同法に基づく指針では、事業主に対して、年齢、婚姻の有無、通勤の状況その他の条件を付して男女を募集又は採用する場合、同一の募集・採用区分の男子と比べて女子に不利な条件を付さないよう努力することを求めている。

実際に女子を公募した企業において、これに対応するため、募集・採用条件についてなんらかの変更を行ったかどうかをみると、いずれの公募対象者区分についても「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかった」ので変更する必要はなかった」とする企業と「変更した」企業とを合わせて96～98%に達しており、女子に不利な募集・

採用条件についての改善が進んでいる。

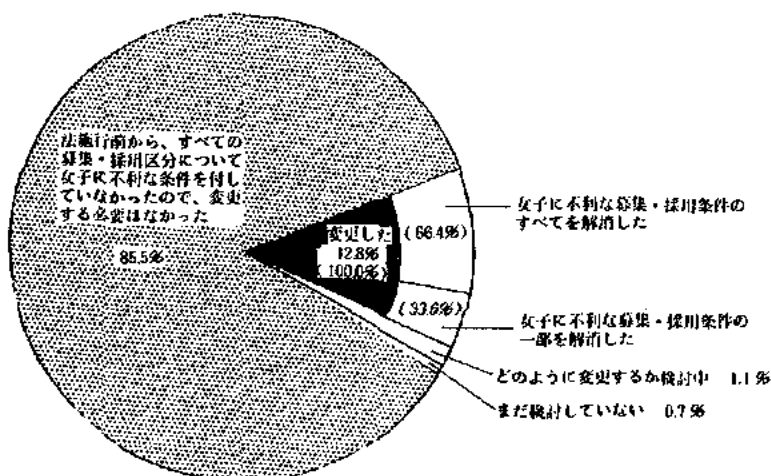
高校卒、短大卒及び中途採用者については、「変更した」企業の割合は1割台となっているが、大学卒及び専修学校卒については、「変更した」企業の割合はそれぞれ27.0%、20.8%と高くなっている。

「変更した」企業のうち「女子に不利な募集・採用条件の全てを解消した」企業の割合は、いずれの公募対象者区分においても6～7割となっている。

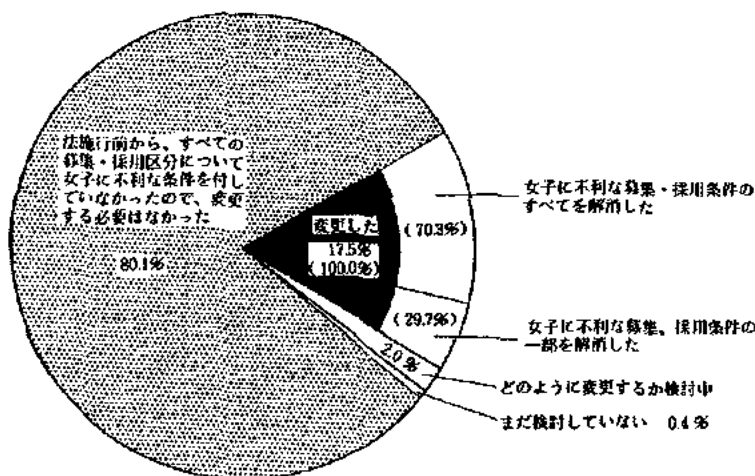
(注) 「変更した」のうち「女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した」の中には、法施行に伴い女子をはじめて公募し、当初から女子に条件が付されていない場合が含まれている。

第2図 募集・採用条件の変更状況

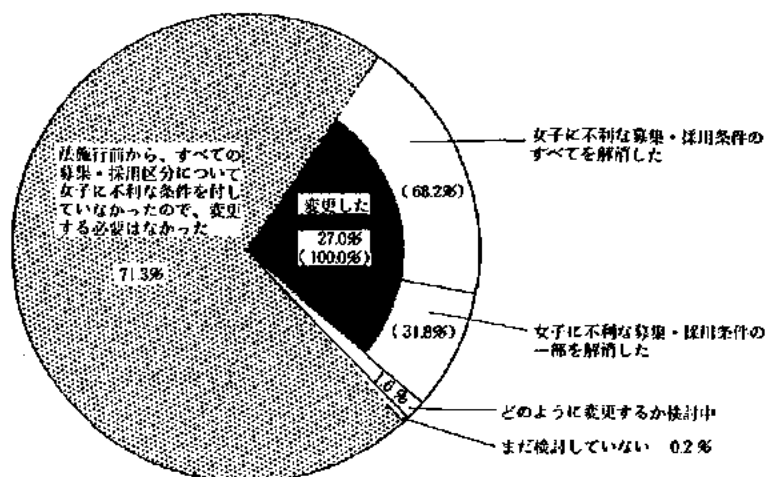
高校卒



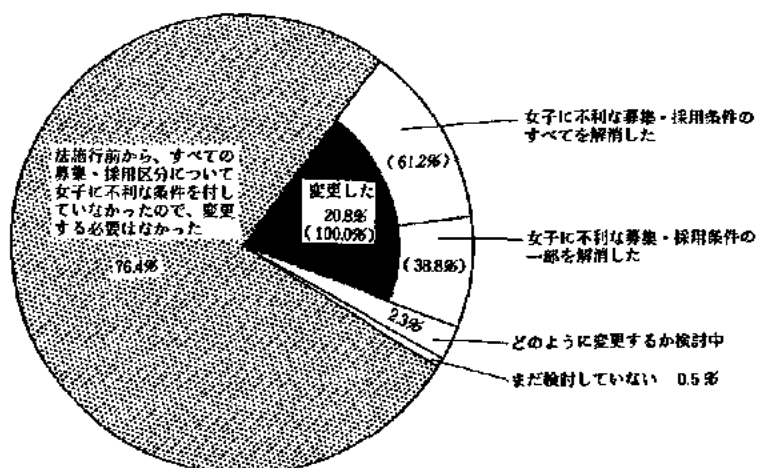
短大卒



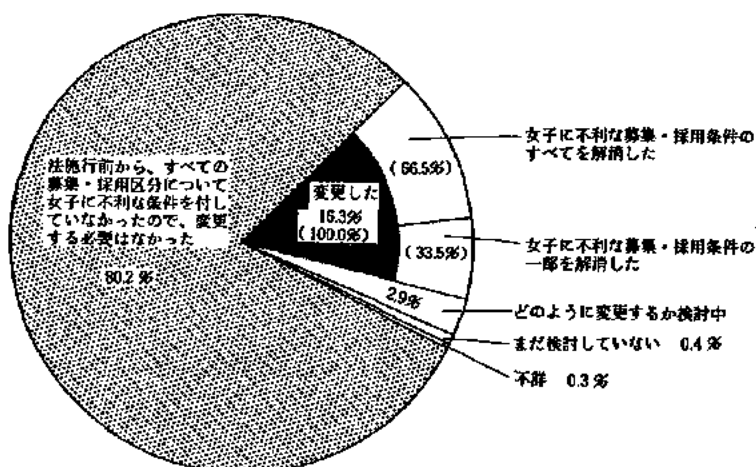
大 学 卒



専修学校卒



中途採用者



イ 高 校 卒

- 高校卒の女子を公募した企業において、募集・採用条件について「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかった」ので変更する必要はなかった」とする企業は85.5%に達しており、これは公募対象者区分の中で最も高い割合となっている。

「変更した」企業は12.8%であり、そのうち「女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した」企業は66.4%と半数を超えている。

- 産業別にみると、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかった」ので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、鉱業(57.1%)を除き、他のいずれの産業でも7～9割と高くなっている。

「変更した」企業の割合は、鉱業(38.1%)及び電気・ガス・熱供給・水道業(22.0%)で高く、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかった」ので変更する必要はなかった」とする企業の割合が9割を超えていた不動産業(4.3%)で低くなっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかった」ので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの規模でも8割台と高く、「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1割前後となっている。

「変更した」企業のうち、「女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した」企業の割合は規模が大きいほど高く、「女子に不利な募集・採用条件の一部を解消した」企業の割合は規模が小さいほど高い傾向にある。

ロ 短 大 卒

- 短大卒の女子を公募した企業において、募集・採用条件について「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかった」ので変更する必要はなかった」とする企業は80.1%に達している。

「変更した」企業は17.5%であり、そのうち「女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した」企業は70.3%に達している。

- 産業別にみると、おおむね高校卒についてと同様の傾向がみられる。

「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかった」ので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、鉱業(60.0%)を除き、他のいずれの産業でも8～9割と高くなっている。

「変更した」企業の割合は、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかった」ので変更する必要はなかった」とする企業の割合が高かった運輸・通信業、金融・保険業及びサービス業で比較的低くなっている(それぞれ7.2%、9.6%、

13.4%)が、他のいずれの産業でも2割前後となっている。

- 企業規模別にみると、募集・採用条件の変更状況は、高校卒についてと同様の傾向を示している。

ハ 大 学 卒

- 大学卒の女子を公募した企業において、募集・採用条件について「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業は71.3%となっている。

「変更した」企業の割合は27.0%で、他の公募対象者区分のそれと比べ最も高くなっているが、そのうち「女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した」企業は68.2%となっている。

- 産業別にみると、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、サービス業(83.8%)で高いが、不動産業(47.2%)で低いのを除き、他のいずれの産業でも6～7割台となっている。

「変更した」企業の割合は、不動産業(45.8%)、建設業(36.8%)及び電気・ガス・熱供給・水道業(32.1%)で比較的高くなっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの規模でも7割前後と高くなっており、規模間の差はあまりみられない。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも3割前後と、他の公募対象者区分に比べ最も高くなっており、また、規模間の差もあまりみられない。

ニ 専修学校卒

- 専修学校卒の女子を公募した企業において、募集・採用条件について「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業は76.4%となっている。

「変更した」企業の割合は20.8%と、大学卒の場合に次いで高くなっているが、そのうち「女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した」企業は61.2%となっている。

- 産業別にみると、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、鉱業(40.0%)及び建設業(57.7%)で低くなっているのを除き、他のいずれの産業でも7～9割と高くなっている。

「変更した」企業の割合は、鉱業(50.0%)及び建設業(40.8%)及び電気・ガス・熱供給・水道業(33.3%)で高くなっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条

件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの規模でも7～8割と高いが、おおむね規模が大きいほど高くなっている。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1～2割台であるが、規模が小さいほど高い傾向にある。

ホ 中途採用者

- 中途採用者の女子を公募した企業において、募集・採用条件について「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業は80.2%に達している。

「変更した」企業は、16.3%であり、そのうち「女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した」企業は66.5%となっている。

- 産業別にみると、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの産業でも7～8割と高くなっている。

「変更した」企業の割合は、不動産業(31.1%)、鉱業(25.0%)及び卸売・小売業、飲食店(23.7%)で比較的高くなっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったので変更する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの規模でも7～8割台と高くなっている。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも2割前後となっており、規模間の差はあまりない。

(2) 女子に不利な募集・採用条件の解消状況(第3図、付表第3表)

実際に女子を公募した企業のうち、男女雇用機会均等法の施行に伴い女子に不利な募集・採用条件を解消した企業の割合を公募対象者区分別にみると、高校卒10.4%、短大卒14.3%、大学卒21.9%、専修学校卒17.9%、中途採用者13.2%となっている。

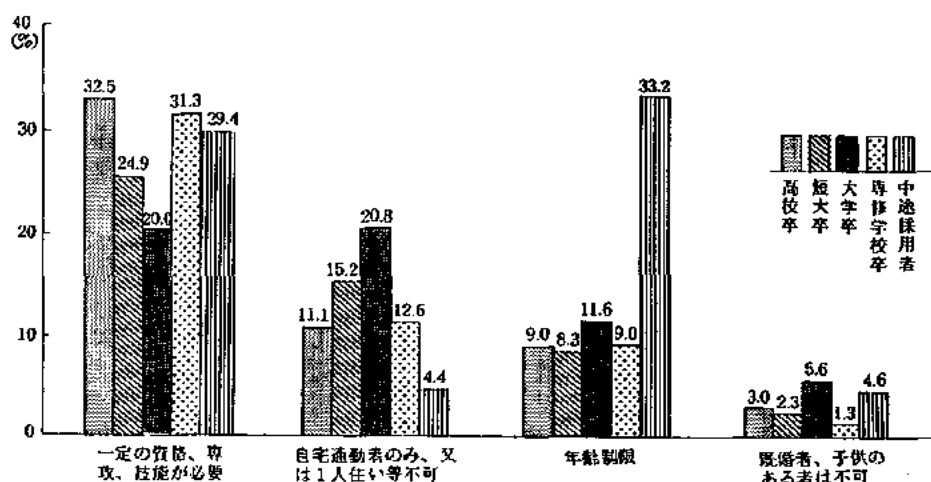
(注)「解消した」企業とは、上記1)の「変更した」企業のうち、法施行に伴い女子を初めて公募し、当初から女子に条件が付されていない場合を除いたものをいう。

これらの企業が解消した女子に不利な募集・採用条件の内容についてみると(複数回答)、いずれの公募対象者区分についても「一定の資格、専攻、技能が必要」を挙げる企業の割合が2～3割と高くなっている。

次いで、「自宅通勤者のみ、またはアパートの1人住い等不可」を挙げる企業の割合が、中途採用者を除くいずれの公募対象者区分についても1～2割と高く、特に大学卒についてこの割合が高くなっている。

中途採用者については、「年齢制限」を解消した企業の割合が最も高くなっている。

第3図 解消された女子に不利な募集・採用条件 (M. A.)



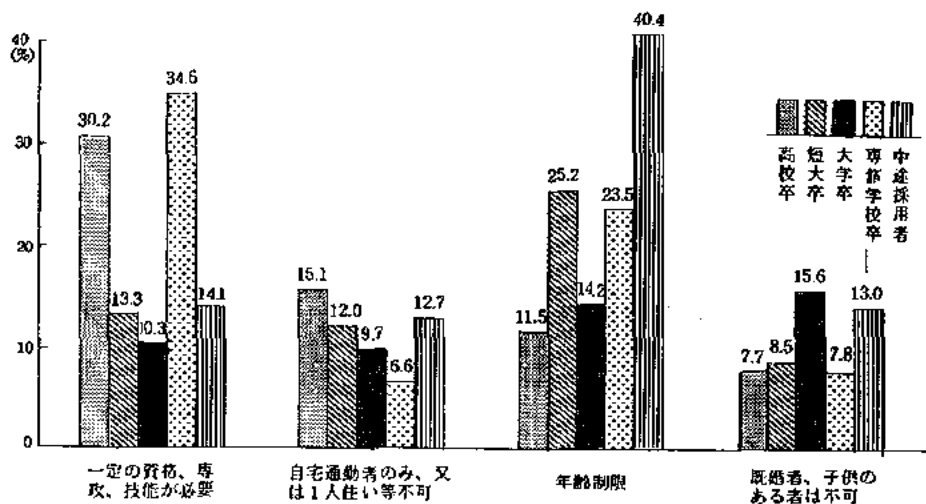
(3) 女子に不利な募集・採用条件の残存状況 (第4図、付表第4表)

実際に女子を公募した企業のうち、まだ女子に不利な募集・採用条件を付している企業の割合を公募対象者区分別にみると、高校卒6.0%、短大卒7.6%、大学卒10.3%、専修学校卒10.9%、中途採用者8.7%となっている。

まだ女子についてのみ残っている募集・採用条件の内容についてみると(複数回答)、高校卒と専修学校卒の女子については「一定の資格、専攻、技能が必要」を挙げる企業の割合が3割を超え高くなっている。

また、中途採用者の女子については、「年齢制限」を挙げる企業の割合が4割を超え高くなっている。

第4図 残存している女子に不利な募集・採用条件 (M. A.)



4 配置及び配置転換の方針の変更状況

男女雇用機会均等法第8条及び同法に基づく指針では、事業主に対して、一定の職務への配置に当たって、指針の適用除外に該当する場合を除き、女子であることを理由として、その対象から女子を排除しないよう努力することを求めている。

(1) 配置の方針の変更状況（第5図、付表第5表）

- 男女雇用機会均等法の施行に伴う配置の方針の変更状況についてみると、「法施行前から、すべての職務に女子を配置する方針でいたので、変更する必要はなかった」とする企業は56.1%、「変更した」企業は8.8%であり、合わせて64.9%となっている。

なお、「変更した」企業のうち「従来男子のみを配置していた職務の一部については女子を配置する方針にした」とする企業の割合は79.1%と高くなっている。

また、「どのように変更するか検討中」の企業の割合も13.6%と、他の雇用管理事項に比べ高くなっている。

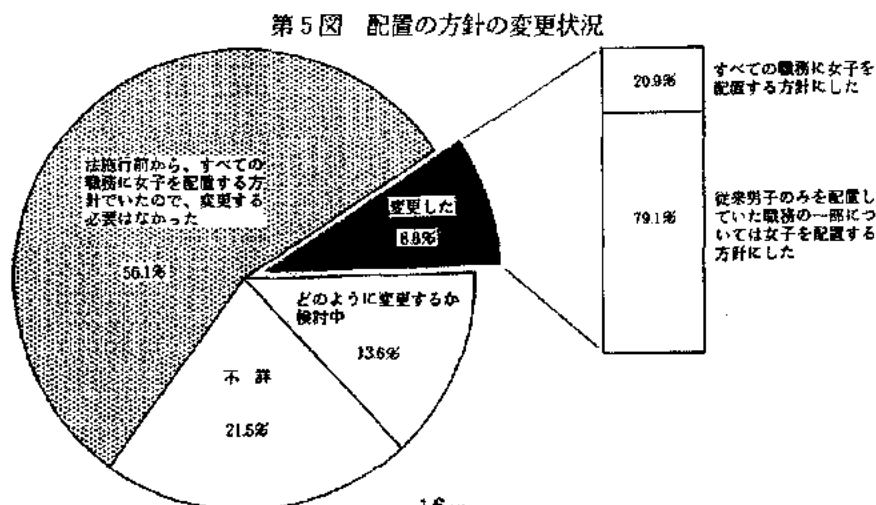
- 産業別にみると、金融・保険業、サービス業及び卸売・小売業、飲食店で比較的改善が進んでいる。

「法施行前から、すべての職務に女子を配置する方針でいたので、変更する必要はなかった」企業の割合は、金融・保険業(76.1%)及びサービス業(71.1%)で比較的高く、鉱業(34.7%)及び建設業(38.8%)で低くなっている。

「変更した」企業の割合は、卸売・小売業、飲食店(13.2%)、製造業(10.5%)及び金融・保険業(9.8%)で比較的高い割合となっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、すべての職務に女子を配置する方針でいたので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの規模でも5～6割となっているが、規模が大きいほど高くなっている。

「変更した」企業の割合は、規模が大きくなるほど高くなっており、30～99人規模では6.3%であるが、5,000人以上規模では24.9%となっている。



(2) 配置転換の方針の変更状況〈第6図、付表第6表〉

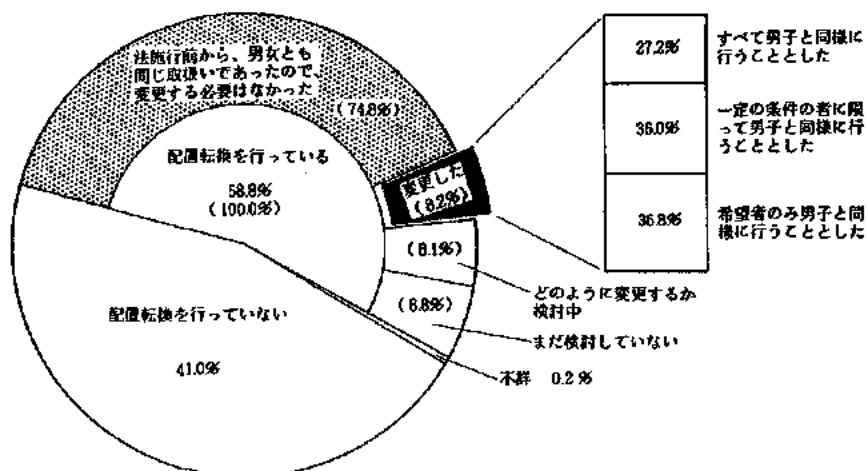
- 男女雇用機会均等法の施行に伴う配置転換の方針の変更状況についてみると、「事業所内配置転換」、「転居を伴わない事業所間配置転換」、「仕事の内容が同一の配置転換」及び「仕事の内容が異なる配置転換」を行っている企業の割合は、いずれについても5割前後である。これらの配置転換を行っている企業のうち配置転換の方針について「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合はいずれについても7割前後であり、「変更した」企業の割合はそれぞれ1割程度となっている。

一方、「転居を伴う事業所間配置転換」を行っている企業は、本社以外に支店・工場等のある企業の3割となっている。そのうち配置転換の方針について「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は約3割と低いが、「変更した」企業の割合も1割台と高くはない。また、「まだ検討していない」企業の割合は37.2%と非常に高くなっている。

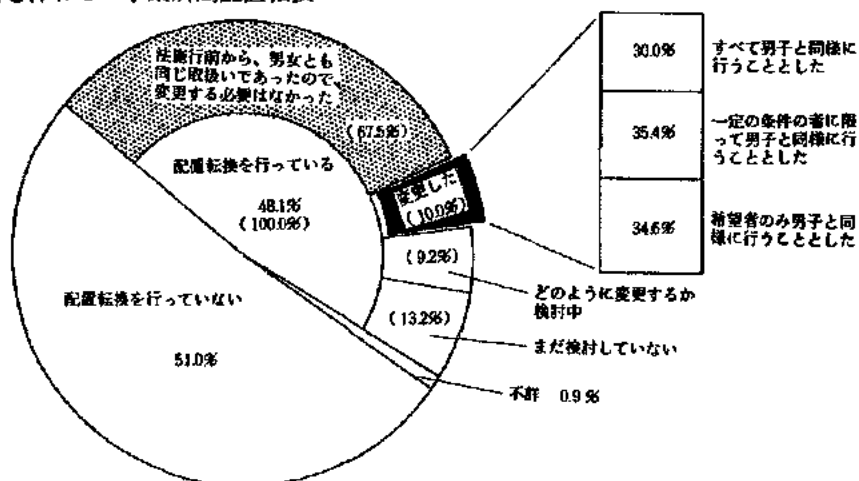
- 産業別にみると、「事業所内配置転換」、「転居を伴わない事業所間配置転換」、「仕事の内容が同一の配置転換」及び「仕事の内容が異なる配置転換」については、鉱業及び建設業を除くすべての産業において、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業と「変更した」企業を合わせた割合がおおむね8割を超えている。
- 企業規模別にみると、いずれの配置転換についても「行っている」企業の割合は、規模が大きいほど高くなっている。また、配置転換を行っている企業のうち、その方針を「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業と「変更した」企業を合わせた割合は、いずれの配置転換についても、規模が大きくなるほど高くなっている。

第6図 配置転換の実施状況と方針の変更状況

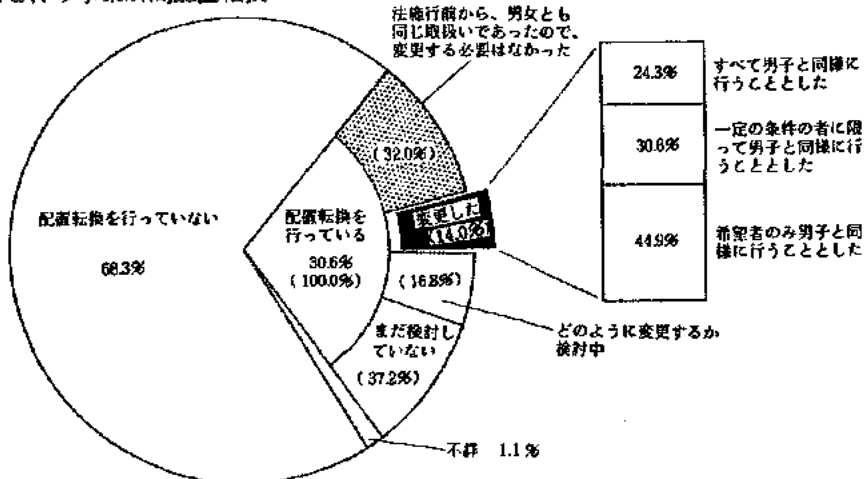
事業所内配置転換



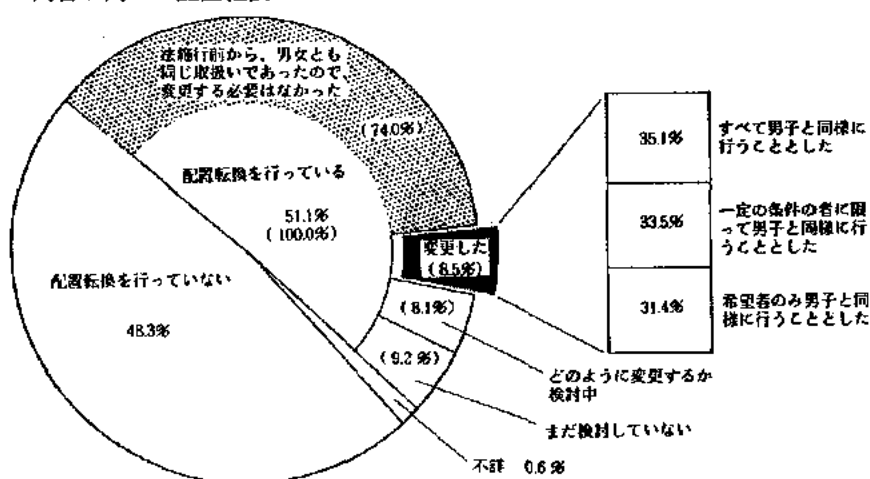
転居を伴わない事業所間配置転換



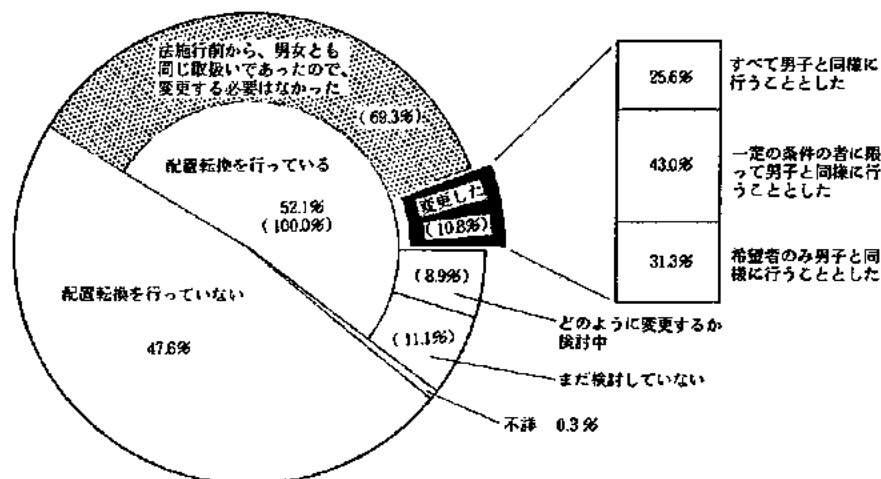
転居を伴う事業所間配置転換



仕事の内容が同一の配置転換



仕事の内容が異なる配置転換



イ 事業所内配置転換

事業所内配置転換を実施している企業(全企業の58.8%)における男女雇用機会均等法施行に伴う方針の変更状況についてみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は74.8%に達し、「変更した」企業は8.2%となっている。

「変更した」企業のうち「すべて男子と同様に行うこととした」企業は27.2%、「一定の条件の者に限って男子と同様に行うこととした」企業は36.0%、「希望者のみ男子と同様に行うこととした」企業は36.8%となっている。

ロ 転居を伴わない事業所間配置転換

転居を伴わない事業所間配置転換を実施している企業(本社以外に支店・工場等のある企業の48.1%)における男女雇用機会均等法施行に伴う方針の変更状況についてみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は67.5%に達している。

「変更した」企業は10.0%であり、そのうち「すべて男子と同様に行うこととした」企業は30.0%、「一定の条件の者に限って男子と同様に行うこととした」企業は35.4%、「希望者のみ男子と同様に行うこととした」企業は34.6%となっている。

ハ 転居を伴う事業所間配置転換

転居を伴う事業所間配置転換を実施している企業(本社以外に支店・工場等のある企業の30.6%)における男女雇用機会均等法施行に伴う方針の変更状況についてみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は32.0%と他の種類の配置転換における場合に比べ低くなっている。

「変更した」企業は14.0%であるが、そのうち「すべて男子と同様に行うこととした」企業は24.3%、「一定の条件の者に限って男子と同様に行うこととした」企業は30.8%、「希望者のみ男子と同様に行うこととした」企業は44.9%となっている。

なお、「どのように変更するか検討中」の企業は16.8%であり、「まだ検討していない」企業は37.2%と3分の1を超えている。

二 仕事の内容が同一の配置転換

仕事の内容が同一の配置転換を実施している企業(全企業の51.1%)における男女雇用機会均等法施行に伴う方針の変更状況についてみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」企業は、74.0%に達している。

「変更した」企業は8.5%であるが、そのうち「すべて男子と同様に行うこととした」企業は35.1%、「一定の条件の者に限って男子と同様に行うこととした」企業は33.5%、「希望者のみ男子と同様に行うこととした」企業は31.4%となっている。

ホ 仕事の内容が異なる配置転換

仕事の内容が異なる配置転換を実施している企業(全企業の52.1%)における男女雇用機会均等法施行に伴う方針の変更状況についてみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は69.3%に達している。

「変更した」企業は10.8%であるが、そのうち「すべて男子と同様に行うこととした」企業は25.6%、「一定の条件の者に限って男子と同様に行うこととした」企業は43.0%、「希望者のみ男子と同様に行うこととした」企業は31.3%となっている。

5 昇進の制度・方針の変更状況(第7図、付表第7表)

男女雇用機会均等法第8条及び同法に基づく指針では、事業主に対して昇進(昇格を含む。)について男女の均等な取扱いに努めるよう求めている。

(1) 昇進の機会、昇進可能な範囲

- 男女雇用機会均等法施行に伴い企業が行った「昇進の機会、昇進可能な範囲」の変更状況についてみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業(53.8%)は半数を超えているが、「変更した」企業(4.8%)は少ない。

一方、「どのように変更するか検討中」の企業(11.5%)と「まだ検討していない」企業(29.8%)を合わせると4割に達している。

- 産業別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は、サービス業(72.2%)、金融・保険業(71.6%)及び電気・ガス・熱供給・水道業(69.6%)で高くなっている。

「変更した」企業の割合は、いずれの産業でも1割未満となっている。

「まだ検討していない」企業の割合は、鉱業(49.2%)、建設業(42.5%)及び運輸・通信業(38.3%)で高い。

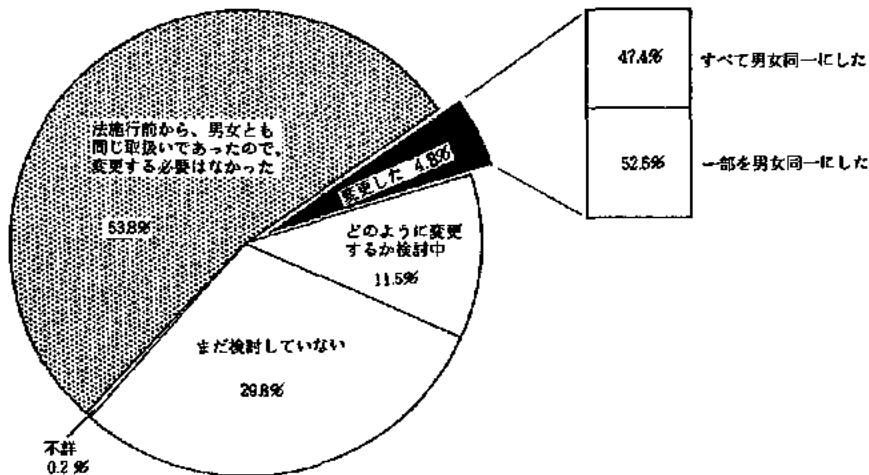
- 企業規模別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では51.0%であるが、5,000人以上規模では81.6%に達している。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1割未満となっている。

なお、「どのように変更するか検討中」の企業の割合については、いずれの規模でも1割前後と規模間の差はみられない。「まだ検討していない」企業の割合は、規模が小さいほど高くなっており、5,000人以上規模では2.3%にすぎないが、30～99人規模では34.5%に達している。

第7図 昇進の制度・方針の変更状況

昇進の機会、昇進可能な範囲



(2) 昇進のために必要な勤続年数、在級年数等の条件

- 男女雇用機会均等法施行に伴い企業が行った「昇進のために必要な勤続年数、在級年数等の条件」についての変更状況をみると、もともと「制度や方針は特に定めていない」とする企業は41.5%と多くなっていることもあって、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は35.1%、「変更した」企業は3.5%と少なくなっている。

- 産業別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、金融・保険業(60.4%)及び電気・ガス・熱供給・水道業(50.0%)で比較的高くなっている。

「変更した」企業の割合は、いずれの産業でも1割未満となっている。

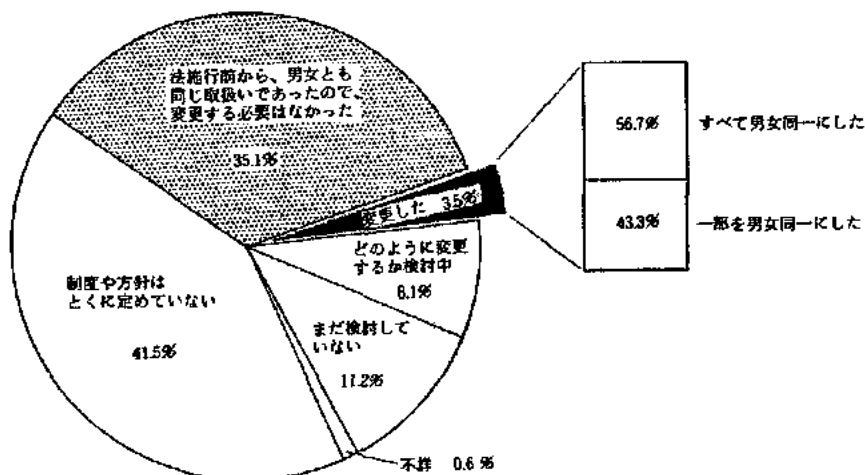
- 企業規模別にみると、「制度や方針は特に定めていない」企業の割合は、規模が小さいほど

高くなっており、1,000人以上の規模では6%台にすぎないが、30～99人規模では45.9%に達している。

「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、規模が大きいくほど高くなっており、30～99人規模では31.6%であるが、5,000人以上規模では76.5%に達している。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1割前後となっている。

昇進のために必要な勤続年数、在級年数等の条件



(3) 昇進のための試験の受験資格

○ 男女雇用機会均等法施行に伴い企業が行った「昇進のための試験の受験資格」についての変更状況をみると、前記の勤続年数等の条件についてと同様、もともと「制度や方針は特に定めていない」とする企業が61.8%に達していることもあって、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は20.0%、「変更した」企業は1.6%と非常に少なくなっている。

○ 産業別にみると、「制度や方針は特に定めていない」とする企業の割合は、いずれの産業でも5～6割台となっている。

「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、金融・保険業(32.7%)で比較的高くなっている。

「変更した」企業の割合は、いずれの産業でも4%未満と低くなっている。

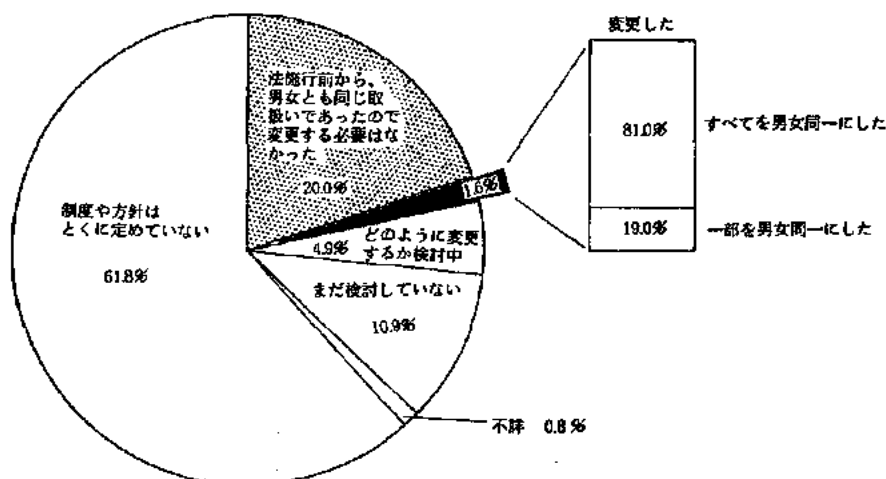
○ 企業規模別にみると、「制度や方針は特に定めていない」とする企業の割合は、規模が小さいほど高くなっており、5,000人以上規模では30.9%であるが、30～99人規模では64.7%に達している。

「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業

の割合は、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では17.1%であるが、5,000人以上規模では58.1%となっている。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも5%未満となっている。

昇進のための試験の受験資格



6 教育訓練の変更状況（第8図、付表第8表）

男女雇用機会均等法第9条及び同法施行規則では、一定の範囲の教育訓練について男女の差別的取扱いを禁止している。

これに対応するため企業が行った「新入社員研修」、「管理職研修」及び「業務の遂行に必要な能力を付与する研修」の変更状況についてみると、これらを実施しているかなりの企業で男女の差別的取扱いについての改善が進んでいる。

(1) 新入社員研修

- 新入社員研修については、これを実施している企業(全企業の約6割)のほとんどで男女の差別的取扱いについての改善が進んでいる。

「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は全企業の55.7%、「変更した」企業は5.6%となっている。

「変更した」企業のうち、男女同一に変更した事項(複数回答)として「一般教養訓練」(35.4%)、「訓練対象」(24.9%)及び「職務関連訓練」(21.1%)を挙げる企業の割合が比較的高くなっている。

- 産業別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、電気・ガス・熱供給・水道業(83.0%)、金融・保険業(77.3%)及び卸売・小売業、飲食店(72.6%)で高く、「変更した」企業の割合は、金融・保険業(16.1%)

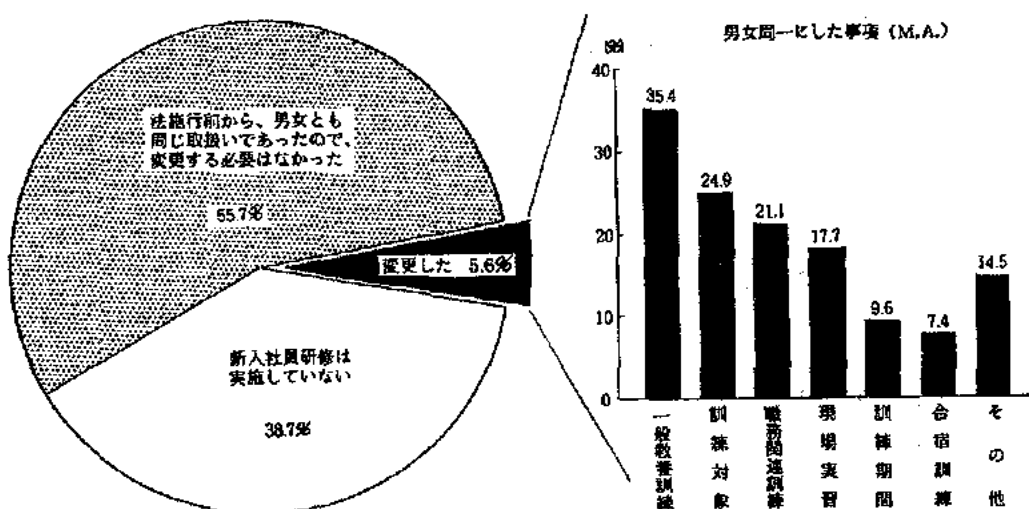
で特に高くなっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、30～99人規模(46.3%)を除き、いずれの規模でも6～8割台と高くなっている。

「変更した」企業の割合は、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では4.8%であるが、5,000人以上規模では31.3%に達している。

第8図 教育訓練の変更状況

新入社員研修



(2) 管理職研修

- 管理職研修については、これを実施している企業(全企業の約4割)のかかなりの企業で男女の差別的取扱いについての改善が進んでいる。

「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は29.7%、「変更した」企業は3.0%となっている。

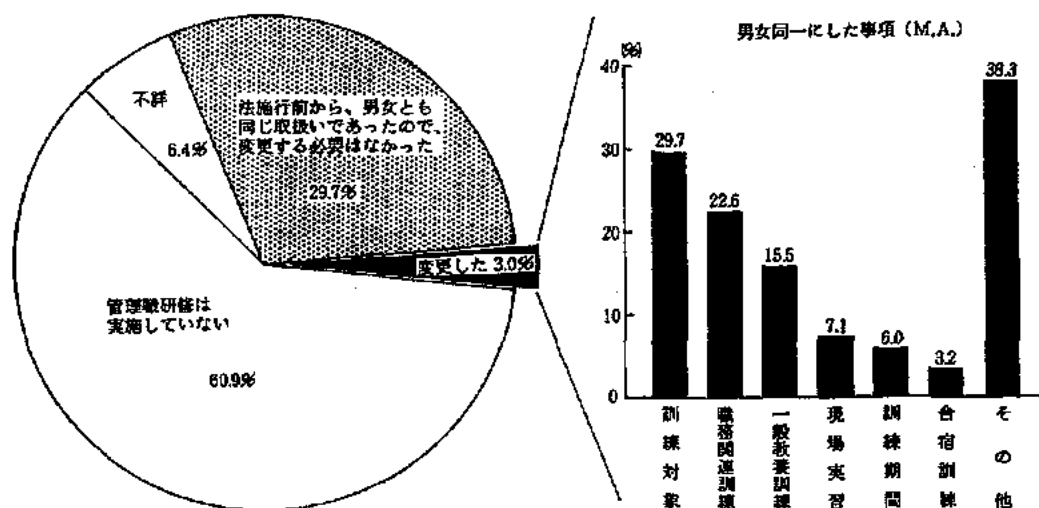
- 産業別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、金融・保険業(60.2%)で特に高くなっている。

「変更した」企業の割合は、いずれの産業でも5%未満となっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では23.8%であるが、5,000人以上規模では79.3%に達している。

「変更した」企業の割合は、いずれの規模でも1割未満となっている。

管理職研修



(3) 業務の遂行に必要な能力を付与する研修

- 業務の遂行に必要な能力を付与する研修については、これを実施している企業（全企業の約5割）のほとんどで、男女の差別的取扱いについての改善が進んでいる。

「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業は42.3%、「変更した」企業は4.7%である。

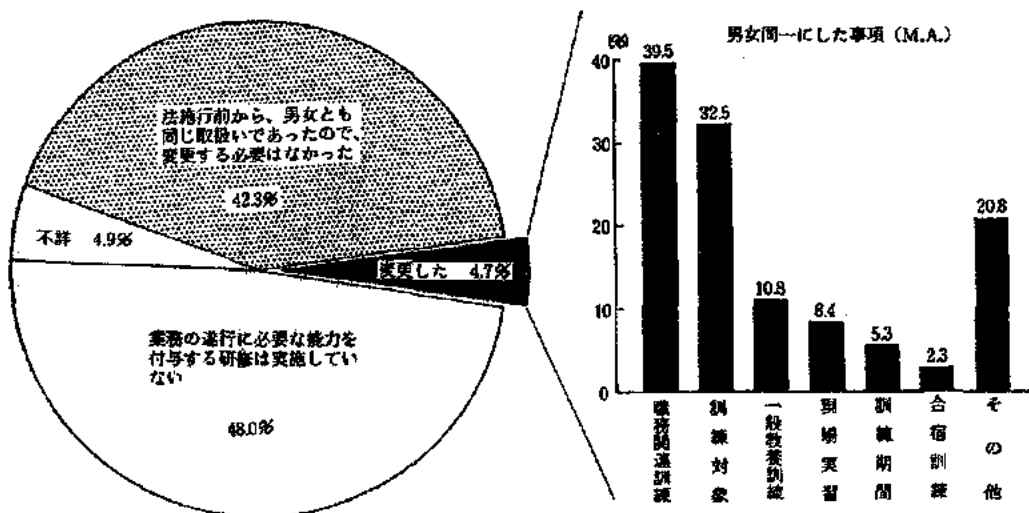
- 産業別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、金融・保険業(88.0%)及び電気・ガス・熱供給・水道業(82.5%)で比較的高くなっている。

「変更した」企業の割合は、いずれの産業でも1割未満となっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合は、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では35.5%であるが、5,000人以上規模では81.1%に達している。

「変更した」企業の割合も、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では4.0%であるが、5,000人以上規模では11.1%となっている。

業務の遂行に必要な能力を付与する研修



7 福利厚生の措置の変更状況

(1) 福利厚生の措置の変更状況 (第3表、付表第9表)

男女雇用機会均等法第10条及び同法施行規則では、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置について男女の差別的取扱いを禁止している。

これに対応するため企業が行った各種福利厚生措置の変更状況についてみると、いずれの措置についても「措置をとっていない」企業が半数を超えているが、「短期の生活資金の貸付け」については比較的導入が進んでいる。

これらの措置を導入している企業では、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」とする企業の割合が高く、男女の差別的取扱いはほとんどなくなっている。

企業規模別にみると、いずれの措置についても、規模が大きいほど、「措置をとっていない」企業の割合は低く、一方、「法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので、変更する必要はなかった」または「変更した」とする企業の割合は高くなっている。

第3表 福利厚生措置の変更状況

(%)

福利厚生の措置	企業計	法施行前から、男女とも同じ取扱いであったので変更する必要はなかった	変更した (内訳はM. A.)	対象者を男女同一にした	貸付け又は支給の内容とその条件を男女同一にした	該当する福利厚生の措置をとっていない	不詳
住宅資金の貸付け	100.0	27.3	0.7(100.0)	(61.1)	(38.9)	67.8	4.3
短期の生活資金の貸付け	100.0	35.9	0.5(100.0)	(44.7)	(56.2)	59.6	4.0
教育資金の貸付け	100.0	20.2	0.4(100.0)	(65.1)	(36.0)	74.1	5.2
生命保険料の一部補助	100.0	12.2	0.1(100.0)	(70.9)	(30.2)	82.1	5.6
子弟の教育のための奨学金の支給	100.0	7.2	0.1(100.0)	(39.1)	(60.9)	88.7	6.0
財形貯蓄に対する奨励金の支給	100.0	13.9	0.4(100.0)	(64.3)	(44.1)	80.2	5.6
住宅ローンの利子補給	100.0	10.2	0.3(100.0)	(52.9)	(47.6)	83.7	5.8
世帯用住宅の貸与	100.0	21.3	1.3(100.0)	(73.8)	(26.6)	72.2	5.2

(2) 独身寮の有無と男子寮のみの場合の女子に対する対応(第9図、付表第10表)

住宅の貸与については、男女雇用機会均等法第10条及び同法施行規則で男女の差別的取扱いを禁止しているが、独身寮については当面禁止の範囲から除くこととされている。

- 現在の段階における独身寮の有無と、男子寮のみの企業における女子に対する対応状況についてみると、まず、独身寮のある企業は全企業の34.0%に達している。

独身寮のある企業のうち、利用者の範囲を「男子のみ」としている企業(55.9%)が最も多く、次いで「男女双方」としている企業(39.6%)が多くなっている。「女子のみ」としている企業は4.4%と少ない。

利用者の範囲を「男子のみ」としている企業では、女子に対して「とくに何もしていない」企業が86.5%と多く、「女子には借り上げをする等何らかの代替措置をとっている」企業(12.1%)及び「女子寮を建設中または計画中」の企業(1.4%)は少ない。

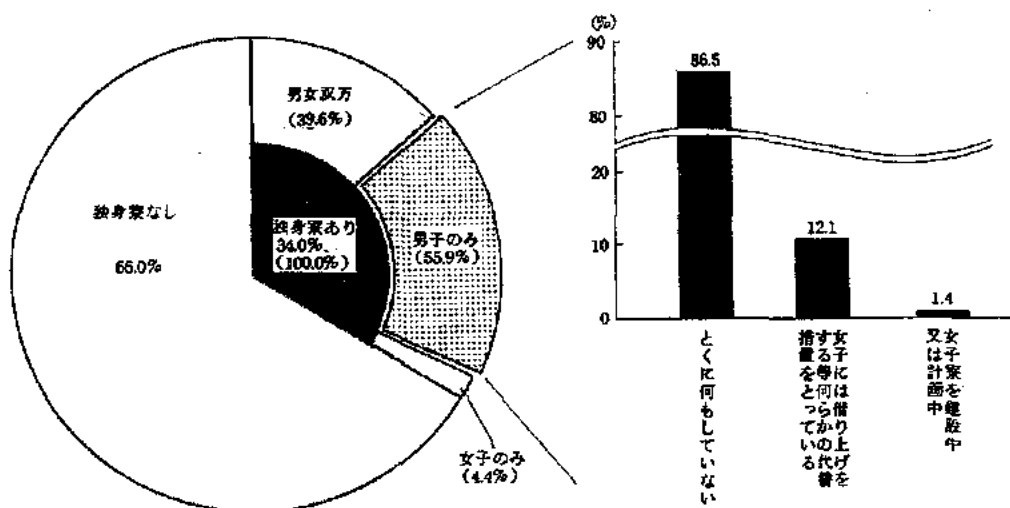
- 産業別にみると、独身寮のある企業の割合は、金融・保険業(59.0%)で比較的高いが、他の産業では2～4割となっている。

独身寮のある企業のうち、利用者の範囲を「男女双方」としている企業の割合はサービス業(70.3%)で最も高く、次いで金融・保険業(49.5%)、卸売・小売業、飲食店(43.9%)の順に高くなっている。「男子のみ」としている企業の割合は、女子比率の低い電気・ガス・熱供給・水道業(83.3%)、鉱業(75.4%)、建設業(69.3%)で高くなっている。

- 企業規模別にみると、独身寮のある企業の割合は、規模が大きいほど高くなっており、30～99人規模では26.9%にすぎないが、5,000人以上規模では97.2%に達している。

独身寮のある企業のうち、利用者の範囲を「男女双方」としている企業の割合は、規模が大きいほど高い傾向にある。「男子のみ」としている企業の割合は、いずれの規模でも4～5割台となっている。

第9図 独身寮の有無と男子寮のみの場合の女子に対する対応（M. A.）



8 定年制及び退職制の改善に伴う諸人事管理制度の変更状況

男女雇用機会均等法第11条では、定年、退職及び解雇について男女の差別的取扱いを禁止している。

(1) 男女別定年制（第10図、付表第11表）

- 男女雇用機会均等法の施行に伴い企業が行った男女別定年制の改善状況等についてみると、「法施行前から、男女別定年制はなく、対応する必要はなかった」とする企業は82.1%であり、法施行後男女別定年制を「改善した」企業は15.0%となっている。

「改善した」企業が改善に当たってとった対応についてみると、「改善に当たって見直した事項はない」とする企業(57.0%)が最も多いが、「退職金制度の見直し」(15.3%)、「賃金制度の見直し」(10.9%)及び「女子の職域の見直し」(9.8%)を行った企業も1割程度ある。

- 産業別にみると、「法施行前から、男女別定年制はなく、対応する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの産業でも8～9割と高くなっている。

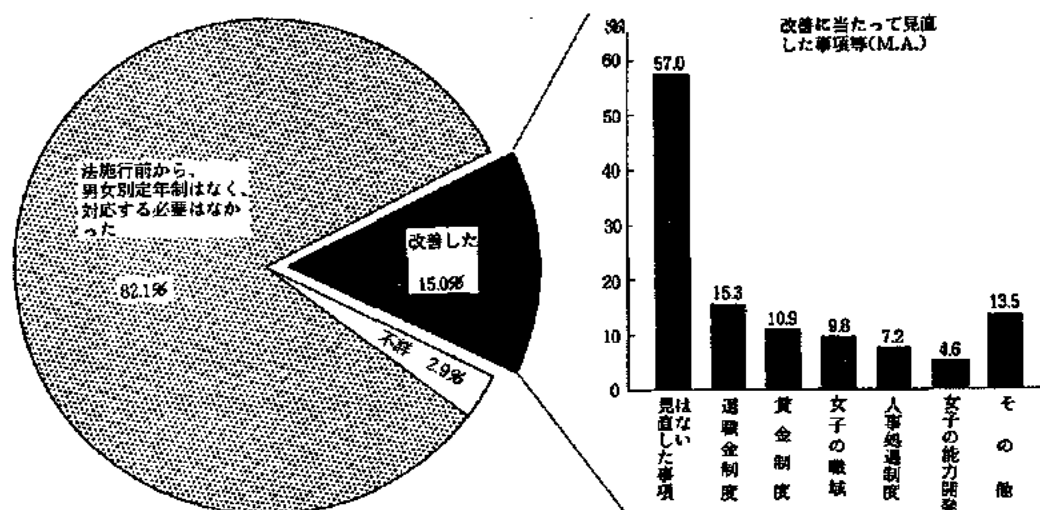
「改善した」企業の割合は、「法施行前から、男女別定年制はなく、対応する必要はなかった」とする企業の割合が高い電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業及び不動産業でそ

それぞれ 5.4%、6.5 %、6.9 %と比較的低くなっているが、他のいずれの産業でも 1 割台となっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、男女別定年制はなく、対応する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの規模でも 8～9 割台と高くなっている。

男女別定年制を「改善した」企業の割合は、規模が小さくなるほど高くなっているが、改善に当たってその他の人事管理上の諸制度を見直した企業の割合は、おおむね規模が大きいほど高くなっている。

第10図 男女別定年制改善に伴う諸制度の改善状況



(2) 結婚・妊娠・出産退職制 (第11図、付表第12表)

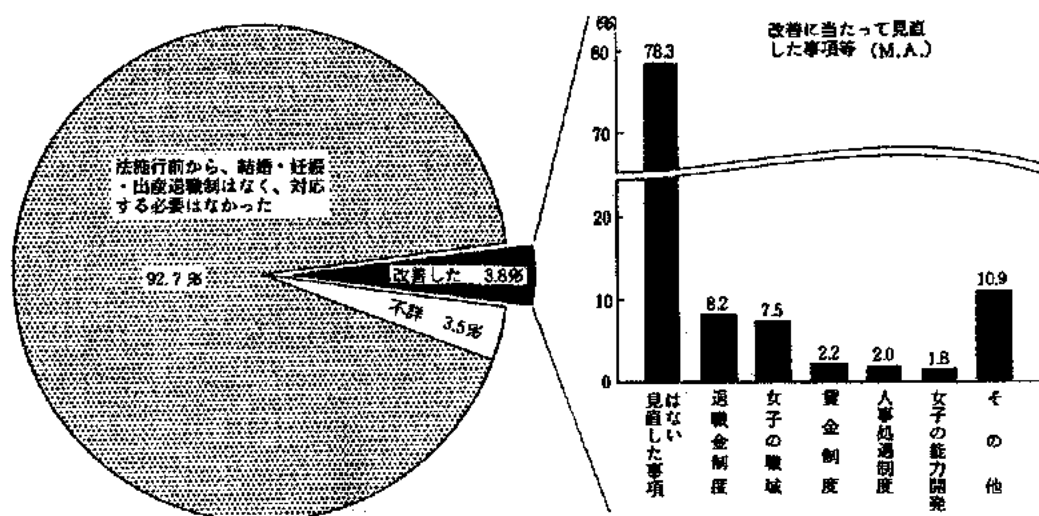
男女雇用機会均等法の施行に伴い企業が行った結婚・妊娠・出産退職制の改善状況等についてみると、「法施行前から、結婚・妊娠・出産退職制はなく、対応する必要はなかった」とする企業は、全企業の92.7%に達しており、法施行後、結婚・妊娠・出産退職制を「改善した」企業は3.8%である。

「改善した」企業が改善に当たってとった対応についてみると、「改善に当たって見直した事項はない」とする企業(78.3%)が8割近くに達している。

- 産業別及び企業規模別にみると、「法施行前から、結婚・妊娠・出産退職制はなく、対応する必要はなかった」とする企業の割合は、いずれの産業・規模でも 9 割を超えている。

結婚・妊娠・出産退職制を「改善した」企業の割合は、いずれの産業・規模でも 5 %未満と低くなっている。

第11図 結婚・妊娠・出産退職制の改善に伴う諸制度の改善状況



9 女子の活用

(1) 女子の活用についての方針、考え方 (第12図、付表第13表)

- 企業における女子の活用についての方針、考え方についてみると (複数回答)、「法施行前から、男女区別なく扱う方針できており、今後もその方針でいく」とする企業(61.0%)が最も多い。

次いで、「募集、採用、配置、昇進等について更に男女の機会均等を進める」とする企業(33.0%)、「女子にはより積極的に教育訓練や昇進の機会を与えて活用を図っていく」とする企業(20.4%)が多くなっている。

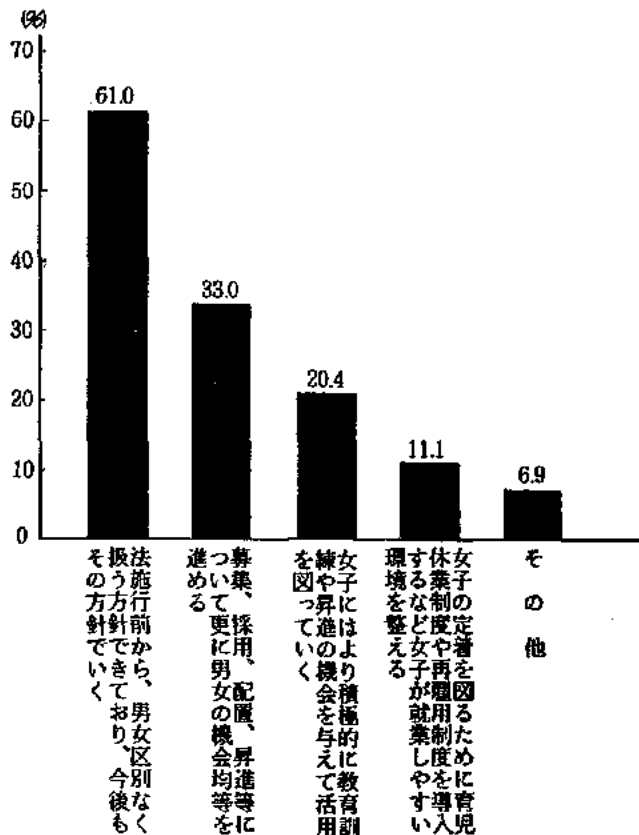
「女子の定着を図るために育児休業制度や再雇用制度を導入するなど女子が就業しやすい環境を整える」とする企業は11.1%となっている。

- 産業別にみると、「法施行前から、男女区別なく扱う方針できており、今後もその方針でいく」とする企業の割合は、いずれの産業でも5割を超えているが、サービス業(75.0%)では特に高くなっている。

「募集、採用、配置、昇進等について更に男女の機会均等を進める」又は「女子にはより積極的に教育訓練や昇進の機会を与えて活用を図っていく」とする企業の割合は、いずれも卸売・小売業、飲食店及び金融・保険業で比較的高くなっている。

- 企業規模別にみると、「法施行前から、男女区別なく扱う方針できており、今後もその方針でいく」とする企業の割合が、いずれの規模でも6割前後と高くなっている。

第12図 女子の活用方針 (M. A.)



(2) 女子の活用に当たっての問題点 (第13図、付表第14表)

- 女子の活用に当たっての問題点として(複数回答)、「女子の勤続年数が平均的に短い」を半数以上の企業(51.1%)が挙げている。

次いで、「家庭責任を考慮する必要がある」(34.3%)、「一般的には女子は企業が求める職業能力・意欲を備えていない」(29.1%)を挙げる企業が3割前後と比較的多くなっている。

「女子には法制上の制約がある」(24.6%)及び「顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である」(19.1%)を挙げる企業は2割前後、「雇用管理改善の全般的見直しに時間がかかる」を挙げる企業(9.4%)は1割弱となっている。

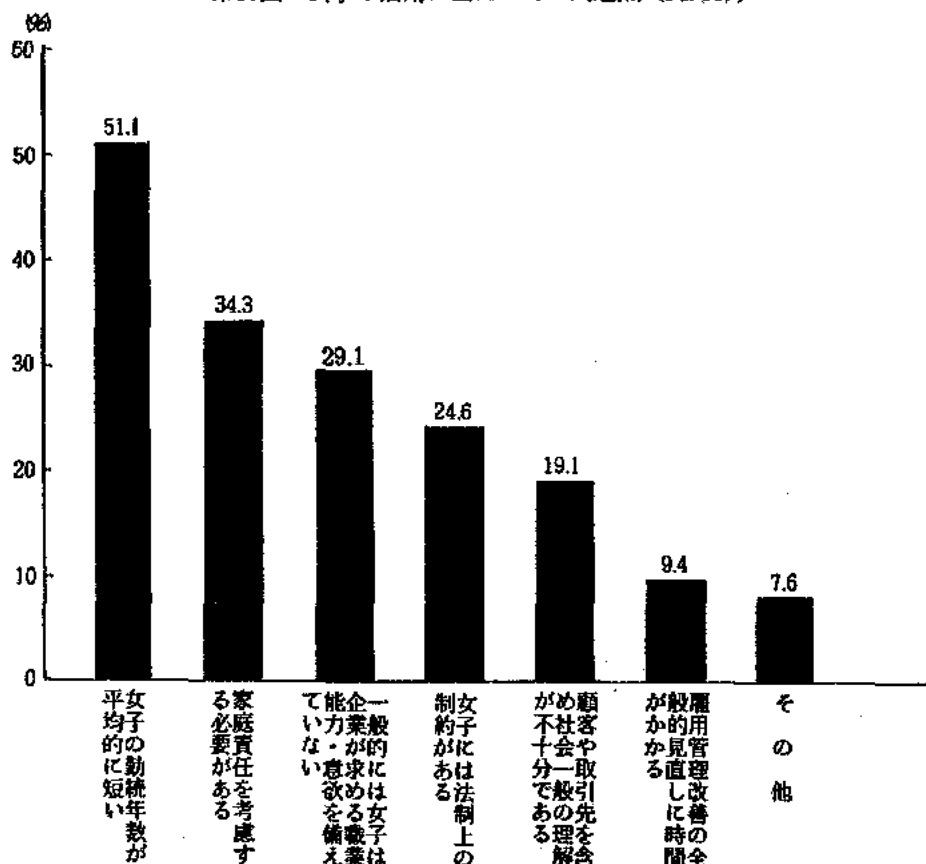
- 産業別にみると、いずれの産業においても、問題点として「女子の勤続年数が平均的に短い」ことを挙げる企業の割合が最も高いが、金融・保険業(76.5%)、卸売・小売業、飲食店(66.5%)及び電気・ガス・熱供給・水道業(62.5%)で特に高くなっている。

「家庭責任を考慮する必要がある」を挙げる企業の割合は、製造業(40.8%)及び鉱業(40.2%)で、「女子には法制上の制約がある」を挙げる企業の割合は、電気・ガス・熱供給・水道業(45.5%)

で、「顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である」を挙げる企業の割合は金融・保険業(31.2%)で比較的高くなっている。

- 企業規模別にみると、「女子の勤続年数が平均的に短い」、「女子には法制上の制約がある」及び「顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である」を挙げる企業の割合は、いずれも規模が大きくなるほど高くなる傾向にあるが、「家庭責任を考慮する必要がある」を挙げる企業の割合には、規模間の差がほとんどみられない。

第13図 女子の活用にあたっての問題点 (M. A.)



10 男女均等取扱いに関する苦情の自主的解決方法 (第14図、付表第15表)

- 男女雇用機会均等法第13条では、事業主に対して、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇について、女子労働者から均等取扱いに関する苦情の申出を受けたときは、企業内で自主的な解決に努めるよう求めている。

企業内でとられている苦情の自主的解決の方法についてみると(複数回答)、「人事担当者が相談を受ける」とする企業(59.9%)が最も多い。

次いで、「事項によりそれぞれの担当部署が相談を受ける」とする企業(43.8%)、「職場内で

話し合いをする」とする企業(30.6%)が多くなっている。

「苦情処理機関に委ねる」とする企業は7.2%にとどまっている。

- 産業別にみると、「人事担当者が相談を受ける」企業の割合は、金融・保険業(75.5%)で最も高く、運輸・通信業(46.2%)で最も低くなっている。

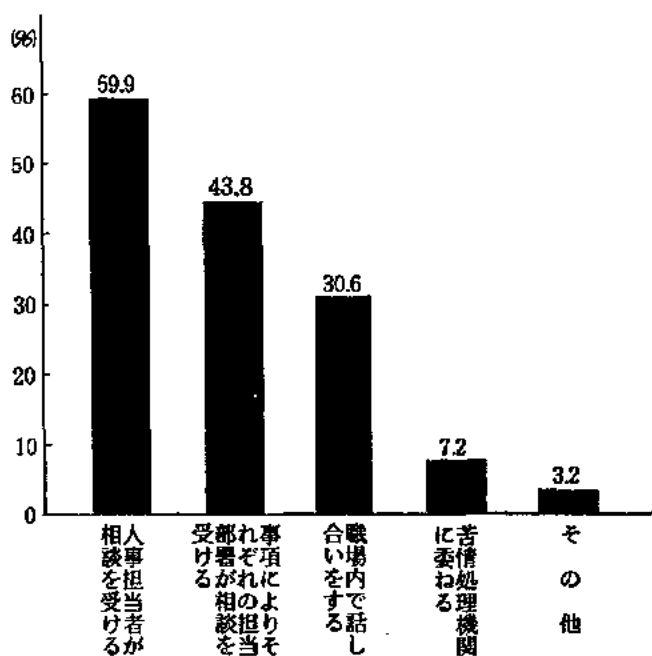
「事項によりそれぞれの担当部署が相談を受ける」企業の割合は、金融・保険業(55.3%)、卸売・小売業、飲食店(54.8%)、電気・ガス・熱供給・水道業(54.5%)で高くなっている。

「苦情処理機関に委ねる」企業の割合は、電気・ガス・熱供給・水道業(25.0%)で高くなっている。

- 企業規模別にみると、どの解決方法についても、該当する企業の割合は、規模が大きくなるにしたがって高くなる傾向がみられる。

なお、「苦情処理機関に委ねる」企業の割合は、規模間の差が顕著であり、30～99人規模では4.9%であるが、5,000人以上規模では32.3%に達している。

第14図 男女均等取扱いに関する苦情の自主的解決の方法(M. A.)



Ⅲ 附 属 统 计 表

附 属 統 計 表
目 次

第1表	公募に関する変更状況	36
第2表	募集・採用条件の変更状況	46
第3表	女子に不利な募集・採用条件の解消状況	56
第4表	女子に不利な募集・採用条件の残存状況	56
第5表	配置の方針の変更状況	58
第6表	配置転換の実施状況と方針の変更状況	60
(1)	事業所内配置転換	60
(2)	転居を伴わない事業所間配置転換	62
(3)	転居を伴う事業所間配置転換	64
(4)	仕事の内容が同一の配置転換	66
(5)	仕事の内容が異なる配置転換	68
第7表	昇進の制度・方針の変更状況	70
(1)	昇進の機会、昇進可能な範囲	70
(2)	昇進のために必要な勤続年数、在級年数等の条件	72
(3)	昇進のための試験の受験資格	74
第8表	教育訓練の変更状況	76
(1)	新入社員研修	76
(2)	管理職研修	78
(3)	業務の遂行に必要な能力を付与する研修	80
第9表	福利厚生措置の変更状況	82
第10表	独身寮の有無と男子寮のみの場合の女子に対する対応	86
第11表	男女別定年制の改善に伴う諸人事管理制度の改善状況	88
第12表	結婚・妊娠・出産退職制の改善に伴う諸人事管理制度の改善状況	90
第13表	女子の活用方針	92
第14表	女子の活用に当たっての問題点	94
第15表	男女均等の取扱いに関する苦情の自主的解決方法	96

第1表 公募に関する変更状況

(1) 高 校 卒

産 業 規 模	企業計	公 募 し た	変更する必要 はなかった	法施行前から すべての募集 ・採用区分に ついて女子も 公募していた	公募したの は指針の適 用除外に該 当する場合 のみ
調査産業、規模計	100.0	46.0 (100.0)	(73.9) [100.0]	[84.7]	[15.3]
D 鉱 業	100.0	15.6 (100.0)	(41.9) [100.0]	[76.9]	[23.1]
E 建 設 業	100.0	33.6 (100.0)	(64.7) [100.0]	[56.2]	[43.8]
F 製 造 業	100.0	49.0 (100.0)	(71.2) [100.0]	[87.0]	[13.0]
食料品・たばこ	100.0	39.9 (100.0)	(73.9) [100.0]	[94.4]	[5.6]
繊維・衣服	100.0	55.5 (100.0)	(82.7) [100.0]	[89.6]	[10.4]
出版・印刷	100.0	52.3 (100.0)	(82.1) [100.0]	[92.4]	[7.6]
金属製品	100.0	55.7 (100.0)	(53.2) [100.0]	[85.3]	[14.7]
一般機械	100.0	45.0 (100.0)	(53.3) [100.0]	[83.7]	[16.3]
電気機器	100.0	54.0 (100.0)	(68.5) [100.0]	[94.0]	[6.0]
輸送用機器	100.0	56.3 (100.0)	(62.9) [100.0]	[83.2]	[16.8]
精密機器	100.0	49.9 (100.0)	(69.8) [100.0]	[95.1]	[4.9]
そ の 他	100.0	43.5 (100.0)	(76.7) [100.0]	[78.3]	[21.7]
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	67.9 (100.0)	(77.6) [100.0]	[66.1]	[33.9]
H 運輸・通信業	100.0	19.2 (100.0)	(77.9) [100.0]	[82.5]	[17.5]
I 卸売・小売業 飲食店	100.0	64.1 (100.0)	(77.0) [100.0]	[91.1]	[8.9]
J 金融・保険業	100.0	71.8 (100.0)	(91.0) [100.0]	[99.4]	[0.6]
K 不動産業	100.0	25.4 (100.0)	(68.7) [100.0]	[94.1]	[5.9]
L サ ー ビ ス 業	100.0	47.4 (100.0)	(87.2) [100.0]	[87.9]	[12.1]
5,000人以上	100.0	87.6 (100.0)	(83.2) [100.0]	[90.5]	[9.5]
1,000～4,999人	100.0	84.2 (100.0)	(79.9) [100.0]	[90.7]	[9.3]
300～999人	100.0	74.0 (100.0)	(73.9) [100.0]	[89.4]	[10.6]
100～299人	100.0	61.4 (100.0)	(73.2) [100.0]	[86.1]	[13.9]
30～99人	100.0	37.0 (100.0)	(73.9) [100.0]	[82.6]	[17.4]

(%)

変 更 し た	すべての募集・採用区分について女子も公募した	一部の募集・採用区分について女子も公募した	今後は女子も公募することとした	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	公募しなかった	不 詳
(11.6) (100.0)	(55.7)	(44.3)	(1.8)	(6.4)	(6.1)	53.3	0.7
(35.5) (100.0)	(27.3)	(72.7)	(-)	(19.4)	(3.2)	84.4	-
(5.8) (100.0)	(29.1)	(70.9)	(3.1)	(7.9)	(18.5)	66.4	-
(13.5) (100.0)	(57.1)	(42.9)	(1.6)	(7.6)	(5.6)	50.5	0.4
(9.7) (100.0)	(28.4)	(71.6)	(0.4)	(10.5)	(5.5)	60.1	-
(7.2) (100.0)	(90.6)	(9.4)	(-)	(3.6)	(4.3)	44.5	-
(14.3) (100.0)	(83.2)	(16.8)	(-)	(3.6)	(-)	47.2	0.5
(28.1) (100.0)	(59.7)	(40.3)	(0.6)	(6.9)	(11.2)	42.9	1.4
(14.6) (100.0)	(44.8)	(55.2)	(2.0)	(13.8)	(16.3)	55.0	-
(19.2) (100.0)	(44.8)	(55.2)	(-)	(6.9)	(5.4)	45.8	0.2
(13.1) (100.0)	(72.6)	(27.4)	(5.2)	(11.5)	(6.9)	43.7	-
(16.7) (100.0)	(57.8)	(42.2)	(2.1)	(7.8)	(3.6)	50.1	-
(9.6) (100.0)	(50.7)	(49.3)	(3.9)	(7.8)	(2.0)	55.6	0.9
(14.5) (100.0)	(72.7)	(27.3)	(1.3)	(3.9)	(2.6)	32.1	-
(10.1) (100.0)	(76.0)	(24.0)	(1.7)	(2.7)	(7.6)	79.1	1.7
(13.4) (100.0)	(54.9)	(45.1)	(1.4)	(5.2)	(3.0)	35.1	0.8
(6.8) (100.0)	(56.0)	(44.0)	(0.8)	(1.4)	(-)	27.8	0.4
(8.1) (100.0)	(83.3)	(16.7)	(14.1)	(6.1)	(5.1)	74.0	0.5
(6.2) (100.0)	(67.3)	(32.7)	(2.1)	(4.3)	(0.2)	50.1	2.5
(13.2) (100.0)	(92.0)	(8.0)	(1.1)	(1.6)	(0.5)	12.4	-
(15.4) (100.0)	(71.5)	(28.5)	(0.9)	(3.0)	(0.9)	15.4	0.4
(16.1) (100.0)	(65.0)	(35.0)	(1.3)	(7.4)	(1.2)	25.5	0.5
(14.5) (100.0)	(52.6)	(47.4)	(1.2)	(6.6)	(4.6)	38.4	0.2
(8.8) (100.0)	(53.3)	(46.7)	(2.4)	(6.4)	(8.2)	62.1	0.9

(2) 短 大 卒

産 業 規 模	企業計	公 募 し た	変更する必要 はなかった	法施行前から すべての募集 ・採用区分に ついて女子も 公募していた	公募したの は指針の適 用除外に該 当する場合 のみ
調査産業、規模計	100.0	19.0 (100.0)	(73.0) (100.0)	[90.1]	[9.9]
D 鉱 業	100.0	5.5 (100.0)	(18.2) (100.0)	[100.0]	[-]
E 建 設 業	100.0	11.1 (100.0)	(63.2) (100.0)	[51.0]	[49.0]
F 製 造 業	100.0	15.6 (100.0)	(69.3) (100.0)	[93.7]	[6.3]
食料品・たばこ	100.0	15.2 (100.0)	(74.9) (100.0)	[99.1]	[0.9]
織 維 ・ 衣 服	100.0	8.2 (100.0)	(91.6) (100.0)	[100.0]	[-]
出 版 ・ 印 刷	100.0	27.1 (100.0)	(76.2) (100.0)	[99.1]	[0.9]
金 属 製 品	100.0	10.5 (100.0)	(59.3) (100.0)	[78.8]	[21.2]
一 般 機 械	100.0	22.4 (100.0)	(51.1) (100.0)	[79.8]	[20.2]
電 気 機 器	100.0	21.6 (100.0)	(66.2) (100.0)	[94.7]	[5.3]
輸 送 用 機 器	100.0	18.4 (100.0)	(57.3) (100.0)	[98.2]	[1.8]
精 密 機 器	100.0	21.1 (100.0)	(75.3) (100.0)	[100.0]	[-]
そ の 他	100.0	12.8 (100.0)	(73.9) (100.0)	[91.6]	[8.4]
G 電気・ガス・熱供給 ・ 水 道 業	100.0	30.4 (100.0)	(79.4) (100.0)	[77.8]	[22.2]
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	6.8 (100.0)	(78.3) (100.0)	[88.9]	[11.1]
I 卸売・小売業 飲食店	100.0	35.5 (100.0)	(72.4) (100.0)	[96.1]	[3.9]
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	68.8 (100.0)	(90.9) (100.0)	[99.1]	[0.9]
K 不 動 産 業	100.0	21.3 (100.0)	(71.1) (100.0)	[100.0]	[-]
L サ ー ビ ス 業	100.0	24.1 (100.0)	(88.7) (100.0)	[89.5]	[10.5]
5,00人以上	100.0	87.6 (100.0)	(81.6) (100.0)	[96.1]	[3.9]
1,000～4,999人	100.0	74.9 (100.0)	(79.1) (100.0)	[96.2]	[3.8]
300～999人	100.0	54.2 (100.0)	(72.4) (100.0)	[94.8]	[5.2]
100～299人	100.0	29.6 (100.0)	(73.0) (100.0)	[91.3]	[8.7]
30～99人	100.0	10.4 (100.0)	(71.8) (100.0)	[85.1]	[14.9]

(%)

変 更 し た	すべての募集・採用区分について女子も公募した	一部の募集・採用区分について女子も公募した	今後は女子も公募することとした	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	公募しなかった	不 詳
(17.6) (100.0)	(60.3)	(39.7)	(0.9)	(4.7)	(3.7)	80.0	1.0
(27.3) (100.0)	(33.3)	(66.7)	(-)	(36.4)	(18.2)	94.5	-
(8.7) (100.0)	(52.2)	(47.8)	(0.3)	(9.9)	(17.9)	88.9	0.0
(18.7) (100.0)	(67.1)	(32.9)	(1.4)	(7.7)	(2.7)	83.8	0.6
(8.1) (100.0)	(81.1)	(18.9)	(-)	(14.1)	(2.9)	84.8	-
(7.2) (100.0)	(28.0)	(72.0)	(0.9)	(0.3)	(-)	91.8	0.0
(23.8) (100.0)	(86.4)	(13.6)	(-)	(-)	(-)	72.8	0.1
(31.3) (100.0)	(84.4)	(15.6)	(-)	(5.3)	(4.1)	88.1	1.4
(15.8) (100.0)	(66.3)	(33.7)	(2.7)	(20.3)	(8.2)	77.6	-
(27.7) (100.0)	(42.4)	(57.6)	(-)	(3.7)	(2.4)	78.2	0.2
(20.1) (100.0)	(91.5)	(8.5)	(5.5)	(17.1)	(-)	80.7	0.9
(19.8) (100.0)	(78.1)	(21.9)	(0.6)	(4.3)	(-)	78.8	0.1
(16.4) (100.0)	(69.9)	(30.1)	(2.4)	(4.6)	(2.6)	85.8	1.4
(20.6) (100.0)	(71.4)	(28.6)	(-)	(-)	(-)	69.6	-
(12.6) (100.0)	(76.4)	(23.6)	(0.2)	(0.7)	(8.2)	91.3	1.9
(22.6) (100.0)	(51.2)	(48.8)	(0.8)	(2.5)	(1.8)	63.0	1.5
(8.0) (100.0)	(75.0)	(25.0)	(0.6)	(0.6)	(-)	30.2	1.0
(16.9) (100.0)	(92.9)	(7.1)	(6.0)	(6.0)	(-)	76.9	1.8
(11.0) (100.0)	(80.1)	(19.9)	(0.2)	(-)	(-)	73.2	2.7
(16.3) (100.0)	(80.6)	(19.4)	(0.5)	(1.1)	(-)	12.4	-
(17.4) (100.0)	(82.1)	(17.9)	(1.2)	(1.8)	(0.5)	24.8	0.4
(21.2) (100.0)	(63.1)	(36.9)	(2.2)	(4.0)	(0.2)	45.1	0.8
(17.1) (100.0)	(56.7)	(43.3)	(0.6)	(5.0)	(4.0)	69.3	1.2
(16.6) (100.0)	(57.2)	(42.8)	(0.4)	(5.3)	(6.0)	88.6	1.0

(3) 大学卒

産 業 規 模	企業計	公 募 し た	変更する必要 はなかった	法施行前から すべての募集 ・採用区分に ついて女子も 公募していた	公募したの は指針の適 用除外に該 当する場合 のみ
調査産業、規模計	100.0	25.0 (100.0)	(58.5) (100.0)	(81.1)	(18.9)
D 紡 織 業	100.0	9.5 (100.0)	(36.8) (100.0)	(85.7)	(14.3)
E 建 設 業	100.0	15.8 (100.0)	(67.9) (100.0)	(38.3)	(61.7)
F 製 造 業	100.0	22.7 (100.0)	(53.1) (100.0)	(87.4)	(12.6)
食料品・たばこ	100.0	18.6 (100.0)	(53.0) (100.0)	(90.8)	(9.2)
繊維・衣服	100.0	11.5 (100.0)	(55.2) (100.0)	(80.7)	(19.3)
出版・印刷	100.0	34.5 (100.0)	(66.1) (100.0)	(97.3)	(2.7)
金 属 製 品	100.0	20.5 (100.0)	(45.2) (100.0)	(82.9)	(17.1)
一 般 機 械	100.0	31.5 (100.0)	(48.5) (100.0)	(83.9)	(16.1)
電 気 機 器	100.0	30.9 (100.0)	(54.1) (100.0)	(95.5)	(4.5)
輸 送 用 機 器	100.0	27.5 (100.0)	(47.5) (100.0)	(76.9)	(23.1)
精 密 機 器	100.0	29.3 (100.0)	(52.4) (100.0)	(99.2)	(0.8)
そ の 他	100.0	20.5 (100.0)	(53.6) (100.0)	(82.2)	(17.8)
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	38.4 (100.0)	(67.4) (100.0)	(55.2)	(44.8)
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	9.9 (100.0)	(63.1) (100.0)	(84.1)	(15.9)
I 卸売・小売業 飲食店	100.0	44.0 (100.0)	(53.7) (100.0)	(88.8)	(11.2)
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	74.9 (100.0)	(64.7) (100.0)	(98.0)	(2.0)
K 不 動 産 業	100.0	27.0 (100.0)	(40.0) (100.0)	(100.0)	(-)
L サ ー ビ ス 業	100.0	25.4 (100.0)	(84.8) (100.0)	(85.0)	(15.0)
5,000人以上	100.0	94.0 (100.0)	(60.3) (100.0)	(96.7)	(3.3)
1,000～4,999人	100.0	87.4 (100.0)	(58.3) (100.0)	(94.0)	(6.0)
300～999人	100.0	69.3 (100.0)	(56.4) (100.0)	(91.5)	(8.5)
100～299人	100.0	38.2 (100.0)	(57.3) (100.0)	(89.3)	(10.7)
30～99人	100.0	14.5 (100.0)	(60.5) (100.0)	(67.4)	(32.6)

(%)

変 更 し た	すべての募集・採用区分について女子も公募した	一部の募集・採用区分について女子も公募した	今後は女子も公募することとした	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	公募しなかった	不 詳
(21.9) (100.0)	(70.7)	(29.3)	(5.9)	(8.1)	(5.6)	74.1	0.9
(21.1) (100.0)	(50.0)	(50.0)	(5.3)	(31.6)	(5.3)	90.5	-
(8.4) (100.0)	(58.1)	(41.9)	(6.3)	(15.1)	(2.2)	84.2	-
(22.3) (100.0)	(75.9)	(24.1)	(6.0)	(10.6)	(8.0)	76.7	0.6
(18.0) (100.0)	(82.0)	(18.0)	(18.7)	(9.5)	(0.7)	81.4	-
(25.4) (100.0)	(69.4)	(30.6)	(1.4)	(3.1)	(14.9)	88.5	0.0
(24.9) (100.0)	(83.9)	(16.1)	(5.1)	(4.0)	(-)	65.5	-
(24.8) (100.0)	(99.2)	(0.8)	(2.1)	(16.0)	(11.5)	78.1	1.4
(15.3) (100.0)	(81.0)	(19.0)	(3.5)	(16.8)	(15.8)	68.1	0.4
(23.9) (100.0)	(69.6)	(30.4)	(2.9)	(13.1)	(6.0)	69.0	0.2
(21.5) (100.0)	(78.7)	(21.3)	(9.6)	(13.7)	(7.1)	71.6	0.9
(23.6) (100.0)	(77.4)	(22.6)	(10.2)	(8.0)	(5.8)	70.7	-
(23.7) (100.0)	(67.3)	(32.7)	(6.0)	(8.5)	(8.2)	78.2	1.3
(27.9) (100.0)	(83.3)	(16.7)	(2.3)	(2.3)	(-)	61.6	-
(21.3) (100.0)	(92.6)	(7.4)	(5.0)	(3.1)	(7.5)	88.2	1.9
(28.0) (100.0)	(63.0)	(37.0)	(6.6)	(6.1)	(5.7)	54.8	1.2
(27.2) (100.0)	(83.7)	(16.3)	(6.3)	(1.8)	(-)	24.5	0.6
(28.6) (100.0)	(96.7)	(3.3)	(16.2)	(9.5)	(5.7)	70.7	2.3
(12.7) (100.0)	(79.9)	(20.1)	(2.1)	(0.4)	(-)	71.9	2.6
(35.8) (100.0)	(83.6)	(16.4)	(2.9)	(1.0)	(-)	6.0	-
(34.0) (100.0)	(86.4)	(13.6)	(4.0)	(2.9)	(0.8)	12.2	0.4
(27.9) (100.0)	(71.4)	(28.6)	(5.5)	(8.0)	(2.0)	30.4	0.3
(21.4) (100.0)	(69.7)	(30.3)	(5.5)	(8.3)	(7.6)	60.8	1.0
(17.5) (100.0)	(65.9)	(34.1)	(6.8)	(9.0)	(6.2)	84.5	1.0

(4) 専修学校卒

産 業 規 模	企業計	公 募 し た	変更する必要 はなかった	法施行前から すべての募集 ・採用区分に ついて女子も 公募していた	公募したの は指針の適 用除外に該 当する場合 のみ
調査産業、規模計	100.0	14.9 (100.0)	(63.5) (100.0)	[86.9]	[13.1]
D 鉱 業	100.0	5.5 (100.0)	(54.5) (100.0)	[100.0]	[-]
E 建 設 業	100.0	13.3 (100.0)	(44.4) (100.0)	[35.8]	[64.2]
F 製 造 業	100.0	11.6 (100.0)	(66.4) (100.0)	[92.6]	[7.4]
食品・たばこ	100.0	9.7 (100.0)	(73.2) (100.0)	[93.0]	[7.0]
繊維・衣服	100.0	13.2 (100.0)	(85.7) (100.0)	[100.0]	[-]
出版・印刷	100.0	17.0 (100.0)	(69.4) (100.0)	[98.9]	[1.1]
金属製品	100.0	12.9 (100.0)	(20.5) (100.0)	[80.6]	[19.4]
一般機械	100.0	14.2 (100.0)	(62.6) (100.0)	[83.9]	[16.1]
電気機器	100.0	12.4 (100.0)	(65.2) (100.0)	[93.5]	[6.5]
輸送用機器	100.0	14.1 (100.0)	(48.7) (100.0)	[95.4]	[4.6]
精密機器	100.0	18.7 (100.0)	(74.3) (100.0)	[86.0]	[14.0]
そ の 他	100.0	7.4 (100.0)	(75.4) (100.0)	[87.7]	[12.3]
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	10.7 (100.0)	(83.3) (100.0)	[70.0]	[30.0]
H 運輸・通信業	100.0	6.2 (100.0)	(74.4) (100.0)	[92.2]	[7.8]
I 卸売・小売業 飲食店	100.0	25.2 (100.0)	(81.1) (100.0)	[92.5]	[7.5]
J 金融・保険業	100.0	33.5 (100.0)	(83.6) (100.0)	[96.5]	[3.5]
K 不動産業	100.0	14.9 (100.0)	(79.3) (100.0)	[95.7]	[4.3]
L サービス業	100.0	19.2 (100.0)	(80.6) (100.0)	[97.2]	[2.8]
5,000人以上	100.0	48.8 (100.0)	(85.8) (100.0)	[97.8]	[2.2]
1,000～4,999人	100.0	44.7 (100.0)	(80.7) (100.0)	[96.3]	[3.7]
300～999人	100.0	34.7 (100.0)	(71.1) (100.0)	[92.6]	[7.4]
100～299人	100.0	19.6 (100.0)	(67.1) (100.0)	[91.5]	[8.5]
30～99人	100.0	10.6 (100.0)	(56.4) (100.0)	[79.4]	[20.6]

(%)

変 更 し た	すべての募集・採用区分について女子も公募した	一部の募集・採用区分について女子も公募した	今後は女子も公募することとした	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	公募しなかった	不 詳
(19.4) (100.0)	(58.2)	(41.8)	(3.0)	(7.4)	(6.7)	83.9	1.2
(36.4) (100.0)	(50.0)	(50.0)	(-)	(-)	(9.1)	94.5	-
(10.7) (100.0)	(15.7)	(84.3)	(6.3)	(19.7)	(18.9)	86.6	0.0
(20.3) (100.0)	(68.6)	(31.4)	(3.1)	(4.8)	(5.5)	87.6	0.7
(9.3) (100.0)	(29.6)	(70.4)	(-)	(4.5)	(13.1)	90.3	-
(13.6) (100.0)	(76.3)	(23.7)	(-)	(0.2)	(0.5)	86.8	-
(30.6) (100.0)	(80.7)	(19.3)	(-)	(-)	(-)	82.9	0.1
(34.0) (100.0)	(65.0)	(35.0)	(13.2)	(11.2)	(21.1)	85.6	1.4
(10.7) (100.0)	(65.8)	(34.2)	(1.1)	(12.6)	(12.9)	85.4	0.4
(28.8) (100.0)	(54.9)	(45.1)	(4.3)	(1.7)	(-)	87.3	0.4
(25.9) (100.0)	(82.8)	(17.2)	(5.8)	(13.4)	(6.3)	84.7	1.3
(18.1) (100.0)	(57.7)	(42.3)	(7.6)	(-)	(-)	81.0	0.3
(18.1) (100.0)	(79.6)	(20.4)	(1.9)	(3.3)	(1.3)	91.0	1.5
(16.7) (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	89.3	-
(10.6) (100.0)	(100.0)	(-)	(1.3)	(4.8)	(9.0)	91.9	1.9
(27.0) (100.0)	(55.7)	(44.3)	(2.7)	(5.2)	(3.9)	73.1	1.7
(12.3) (100.0)	(57.1)	(42.9)	(1.2)	(2.9)	(-)	64.7	1.8
(5.2) (100.0)	(66.7)	(33.3)	(-)	(15.5)	(-)	83.3	1.8
(12.4) (100.0)	(64.3)	(35.7)	(-)	(5.2)	(1.7)	77.4	3.4
(13.2) (100.0)	(85.7)	(14.3)	(-)	(0.9)	(-)	51.2	-
(16.9) (100.0)	(78.6)	(21.4)	(0.2)	(1.8)	(0.4)	54.6	0.7
(19.4) (100.0)	(65.3)	(34.7)	(3.0)	(5.5)	(1.0)	64.3	1.0
(18.4) (100.0)	(48.7)	(51.3)	(3.1)	(4.6)	(6.8)	78.7	1.8
(20.5) (100.0)	(59.4)	(40.6)	(3.3)	(10.5)	(9.3)	88.4	1.0

(5) 中途採用者

産 業 規 模	企業計	公 募 し た	変更する必要 はなかった	法施行前から すべての募集 ・採用区分に ついて女子も 公募していた	公募したの は指針の通 用除外に該 当する場合 のみ
調査産業、規模計	100.0	49.1 (100.0)	(71.3) (100.0)	[84.7]	[15.3]
D 鉱 業	100.0	17.6 (100.0)	(54.3) (100.0)	[78.9]	[21.1]
B 建 設 業	100.0	28.2 (100.0)	(74.5) (100.0)	[67.4]	[32.6]
F 製 造 業	100.0	51.8 (100.0)	(71.6) (100.0)	[88.1]	[11.9]
食料品・たばこ	100.0	60.5 (100.0)	(72.7) (100.0)	[86.2]	[13.8]
繊維・衣服	100.0	67.2 (100.0)	(86.3) (100.0)	[86.2]	[13.8]
出版・印刷	100.0	52.9 (100.0)	(75.3) (100.0)	[87.7]	[12.3]
金属製品	100.0	43.2 (100.0)	(48.7) (100.0)	[93.1]	[6.9]
一般機械	100.0	38.5 (100.0)	(58.9) (100.0)	[86.0]	[14.0]
電気機器	100.0	56.7 (100.0)	(72.4) (100.0)	[93.9]	[6.1]
輸送用機器	100.0	46.9 (100.0)	(63.8) (100.0)	[83.0]	[17.0]
精密機器	100.0	52.0 (100.0)	(67.5) (100.0)	[90.0]	[10.0]
そ の 他	100.0	45.0 (100.0)	(69.8) (100.0)	[88.2]	[11.8]
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	16.1 (100.0)	(72.2) (100.0)	[84.6]	[15.4]
H 運輸・通信業	100.0	47.7 (100.0)	(63.2) (100.0)	[70.0]	[30.0]
I 卸売・小売業 飲食店	100.0	61.7 (100.0)	(68.8) (100.0)	[90.3]	[9.7]
J 金融・保険業	100.0	44.7 (100.0)	(75.0) (100.0)	[94.7]	[5.3]
K 不動産業	100.0	43.2 (100.0)	(63.7) (100.0)	[80.4]	[19.6]
L サービス業	100.0	55.2 (100.0)	(80.5) (100.0)	[86.7]	[13.3]
5,000人以上	100.0	53.9 (100.0)	(79.5) (100.0)	[91.4]	[8.6]
1,000～4,999人	100.0	59.0 (100.0)	(70.2) (100.0)	[86.6]	[13.4]
300～999人	100.0	56.6 (100.0)	(66.3) (100.0)	[89.6]	[10.4]
100～299人	100.0	57.1 (100.0)	(70.2) (100.0)	[87.5]	[12.5]
30～99人	100.0	45.4 (100.0)	(72.3) (100.0)	[82.9]	[17.1]

(%)

変 更 し た	すべての募集・採用区分について女子も公募した	一部の募集・採用区分について女子も公募した	今後は女子も公募することとした	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	公募しなかった	不 詳
(14.5) (100.0)	(60.3)	(39.7)	(2.2)	(5.1)	(6.8)	50.7	0.2
(25.7) (100.0)	(55.6)	(44.4)	(8.6)	(-)	(11.4)	82.4	-
(2.6) (100.0)	(20.9)	(79.1)	(6.5)	(10.4)	(5.4)	71.6	0.2
(15.0) (100.0)	(60.7)	(39.3)	(1.8)	(5.1)	(6.3)	48.1	0.1
(10.0) (100.0)	(75.1)	(24.9)	(2.6)	(6.1)	(8.5)	39.3	0.1
(6.8) (100.0)	(37.3)	(62.7)	(-)	(1.1)	(5.9)	32.8	-
(22.1) (100.0)	(88.7)	(11.3)	(2.6)	(-)	(-)	47.0	0.1
(28.5) (100.0)	(70.9)	(29.1)	(6.3)	(11.4)	(5.0)	56.8	-
(12.1) (100.0)	(30.8)	(69.2)	(0.8)	(9.1)	(17.9)	61.5	-
(22.1) (100.0)	(71.5)	(28.5)	(1.2)	(1.5)	(2.8)	43.1	0.2
(19.8) (100.0)	(60.1)	(39.9)	(0.1)	(8.6)	(7.2)	52.6	0.5
(19.5) (100.0)	(59.0)	(41.0)	(0.3)	(6.8)	(6.0)	48.0	-
(14.2) (100.0)	(45.0)	(55.0)	(2.5)	(7.4)	(6.1)	54.8	0.2
(11.1) (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	(11.1)	(5.6)	83.9	-
(6.5) (100.0)	(38.6)	(61.4)	(6.4)	(4.2)	(19.6)	52.3	-
(22.2) (100.0)	(63.9)	(36.1)	(0.3)	(4.4)	(4.3)	38.0	0.3
(16.7) (100.0)	(57.9)	(42.1)	(1.8)	(3.5)	(3.1)	54.3	1.0
(21.4) (100.0)	(63.9)	(36.1)	(4.2)	(9.5)	(1.2)	54.5	2.3
(12.8) (100.0)	(62.1)	(37.9)	(0.0)	(2.4)	(4.3)	44.7	0.1
(14.5) (100.0)	(88.2)	(11.8)	(0.9)	(4.3)	(0.9)	46.1	-
(23.4) (100.0)	(75.3)	(24.7)	(1.5)	(3.0)	(1.7)	40.4	0.6
(24.0) (100.0)	(60.1)	(39.9)	(2.1)	(5.2)	(2.2)	42.9	0.5
(16.0) (100.0)	(52.8)	(47.2)	(1.0)	(4.8)	(7.6)	42.4	0.6
(12.5) (100.0)	(63.4)	(36.6)	(2.8)	(5.3)	(7.2)	54.6	-

第2表 募集・採用条件の変更状況

(1) 高 校 卒

産 業 規 模	女子を公募 した企業計	法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったの で、変更する必要はな かった。	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	85.5	12.8 (100.0)
D 鉱 業	100.0	57.1	38.1 (100.0)
E 建 設 業	100.0	86.0	13.6 (100.0)
F 製 造 業	100.0	82.8	15.0 (100.0)
食 料 品・た ば こ	100.0	84.5	10.9 (100.0)
繊 維・衣 服	100.0	90.2	9.8 (100.0)
出 版・印 刷	100.0	83.9	15.3 (100.0)
金 属 製 品	100.0	75.8	22.3 (100.0)
一 般 機 械	100.0	76.4	20.6 (100.0)
電 気 機 器	100.0	78.1	21.0 (100.0)
輸 送 用 機 器	100.0	78.2	21.7 (100.0)
精 密 機 器	100.0	79.0	19.1 (100.0)
そ の 他	100.0	85.3	9.9 (100.0)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	76.0	22.0 (100.0)
H 運 輸・通 信 業	100.0	88.5	11.5 (100.0)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	100.0	87.6	10.7 (100.0)
J 金 融・保 險 業	100.0	88.8	8.1 (100.0)
K 不 動 産 業	100.0	95.7	4.3 (100.0)
L サ ー ビ ス 業	100.0	88.7	9.6 (100.0)
5,000人以上	100.0	85.1	14.9 (100.0)
1,000～4,999人	100.0	84.4	13.6 (100.0)
300～ 999人	100.0	83.4	14.3 (100.0)
100～ 299人	100.0	81.0	17.2 (100.0)
30～ 99人	100.0	88.8	9.5 (100.0)

(%)

女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した	女子に不利な募集・採用条件の一部を解消した	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	不詳
(66.4)	(33.6)	1.1	0.7	0.0
(12.5)	(87.5)	4.8	—	—
(20.9)	(79.1)	0.4	—	—
(68.3)	(31.7)	1.9	0.2	0.0
(72.8)	(27.2)	4.5	0.1	—
(64.9)	(35.1)	—	—	—
(60.0)	(40.0)	0.8	—	—
(69.2)	(30.8)	1.9	—	—
(60.9)	(39.1)	2.4	—	0.6
(69.8)	(30.2)	0.5	0.5	—
(69.3)	(30.7)	0.2	—	—
(68.9)	(31.1)	1.9	—	—
(74.3)	(25.7)	4.2	0.6	—
(81.8)	(18.2)	2.0	—	—
(83.0)	(17.0)	—	—	—
(70.0)	(30.0)	0.2	1.5	—
(79.3)	(20.7)	2.2	0.8	—
(33.3)	(66.7)	—	—	—
(80.1)	(19.9)	0.8	0.8	—
(92.0)	(8.0)	—	—	—
(87.5)	(12.5)	1.5	0.5	—
(71.1)	(28.9)	1.7	0.4	0.2
(59.6)	(40.4)	1.4	0.4	—
(69.9)	(30.1)	0.7	0.9	—

(2) 短 大 卒

産 業 規 模	女子を公募 した企業計	法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったの で、変更する必要はな かった。	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	80.1	17.5 (100.0)
D 鉱 業	100.0	60.0	20.0 (100.0)
E 建 設 業	100.0	80.0	18.1 (100.0)
F 製 造 業	100.0	77.1	19.6 (100.0)
食 料 品・た ば こ	100.0	78.9	9.4 (100.0)
繊 維・衣 服	100.0	93.6	6.4 (100.0)
出 版・印 刷	100.0	75.8	24.2 (100.0)
金 属 製 品	100.0	61.5	31.3 (100.0)
一 般 機 械	100.0	70.8	25.8 (100.0)
電 気 機 器	100.0	74.4	24.1 (100.0)
輸 送 用 機 器	100.0	71.4	27.2 (100.0)
精 密 機 器	100.0	81.2	15.6 (100.0)
そ の 他	100.0	79.5	17.1 (100.0)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 業 ・ 水 道 業	100.0	78.6	21.4 (100.0)
H 運 輸・通 信 業	100.0	90.0	7.2 (100.0)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	100.0	79.2	18.5 (100.0)
J 金 融・保 險 業	100.0	88.4	9.6 (100.0)
K 不 動 産 業	100.0	79.5	20.5 (100.0)
L サ ー ビ ス 業	100.0	86.2	13.4 (100.0)
5,000人以上	100.0	82.8	16.1 (100.0)
1,000~4,999人	100.0	81.5	16.7 (100.0)
300~ 999人	100.0	77.0	18.6 (100.0)
100~ 299人	100.0	78.6	19.9 (100.0)
30~ 99人	100.0	83.0	14.7 (100.0)

(%)

女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した	女子に不利な募集・採用条件の一部を解消した	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	不詳
(70.3)	(29.7)	2.0	0.4	0.0
(-)	(100.0)	20.0	-	-
(51.0)	(49.0)	1.1	0.8	-
(81.6)	(18.4)	2.8	0.4	0.1
(37.1)	(62.9)	11.8	-	-
(18.2)	(81.8)	-	-	-
(78.8)	(21.2)	-	-	-
(100.0)	(-)	5.2	1.0	-
(89.0)	(11.0)	3.5	-	-
(92.5)	(7.5)	0.4	1.0	-
(85.2)	(14.8)	0.9	0.4	-
(70.8)	(29.2)	3.2	-	-
(79.9)	(20.1)	2.9	0.5	-
(83.3)	(16.7)	-	-	-
(100.0)	(-)	1.4	1.4	-
(60.2)	(39.8)	2.1	0.2	-
(84.8)	(15.2)	0.9	1.2	-
(66.7)	(33.3)	-	-	-
(74.3)	(25.7)	0.4	-	-
(89.7)	(10.3)	1.1	-	-
(86.2)	(13.8)	1.5	0.3	-
(66.8)	(33.2)	2.6	1.7	0.1
(70.1)	(29.9)	1.4	0.1	-
(68.0)	(32.0)	2.3	-	-

(3) 大 学 卒

産 業 規 模	女子を公募 した企業計	法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったの で、変更する必要はな かった。	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	71.3	27.0 (100.0)
D 鉱 業	100.0	70.0	20.0 (100.0)
E 建 設 業	100.0	62.1	36.8 (100.0)
F 製 造 業	100.0	70.3	27.3 (100.0)
食 料 品・た ば こ	100.0	81.2	17.2 (100.0)
繊 維・衣 服	100.0	69.9	30.1 (100.0)
出 版・印 刷	100.0	78.6	21.4 (100.0)
金 属 製 品	100.0	60.2	38.5 (100.0)
一 般 機 械	100.0	63.2	33.2 (100.0)
電 気 機 器	100.0	71.1	27.8 (100.0)
輸 送 用 機 器	100.0	66.5	32.3 (100.0)
精 密 機 器	100.0	72.4	27.6 (100.0)
そ の 他	100.0	68.6	25.4 (100.0)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	67.9	32.1 (100.0)
H 運 輸・通 信 業	100.0	73.1	24.8 (100.0)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	100.0	70.1	28.4 (100.0)
J 金 融・保 險 業	100.0	72.0	27.5 (100.0)
K 不 動 産 業	100.0	47.2	45.8 (100.0)
L サ ー ビ ス 業	100.0	83.8	15.8 (100.0)
5,000人以上	100.0	68.8	30.7 (100.0)
1,000~4,999人	100.0	67.1	30.8 (100.0)
300~ 999人	100.0	69.1	26.5 (100.0)
100~ 299人	100.0	73.0	25.8 (100.0)
30~ 99人	100.0	71.8	27.6 (100.0)

(%)

女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した	女子に不利な募集・採用条件の一部を解消した	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	不詳
(68.2)	(31.8)	1.6	0.2	—
(50.0)	(50.0)	10.0	—	—
(28.3)	(71.7)	1.1	—	—
(80.3)	(19.7)	2.1	0.3	—
(58.7)	(41.3)	1.6	—	—
(64.1)	(35.9)	—	—	—
(96.2)	(3.8)	—	—	—
(88.7)	(11.3)	1.3	—	—
(86.4)	(13.6)	3.6	—	—
(79.3)	(20.7)	0.4	0.8	—
(80.5)	(19.5)	0.8	0.4	—
(68.1)	(31.9)	—	—	—
(81.3)	(18.8)	5.6	0.5	—
(88.9)	(11.1)	—	—	—
(100.0)	(—)	1.1	1.1	—
(58.7)	(41.3)	1.5	—	—
(81.1)	(18.9)	—	0.6	—
(81.8)	(18.2)	6.9	—	—
(74.4)	(25.6)	0.4	—	—
(88.1)	(11.9)	0.5	—	—
(89.8)	(10.2)	2.0	0.2	—
(73.8)	(26.2)	3.6	0.8	—
(64.0)	(36.0)	1.2	—	—
(62.5)	(37.5)	0.6	—	—

(4) 専修学校卒

産 業 規 模	女子を公募 した企業計	法施行前から、すべての募集・採用区分について女子に不利な条件を付していなかったの で、変更する必要はな かった。	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	76.4	20.8 (100.0)
D 鉱 業	100.0	40.0	50.0 (100.0)
E 建 設 業	100.0	57.7	40.8 (100.0)
F 製 造 業	100.0	74.4	20.0 (100.0)
食 料 品・たばこ	100.0	59.6	4.4 (100.0)
繊 維・衣 服	100.0	86.9	13.1 (100.0)
出 版・印 刷	100.0	77.3	22.7 (100.0)
金 属 製 品	100.0	30.1	66.0 (100.0)
一 般 機 械	100.0	82.7	12.4 (100.0)
電 気 機 器	100.0	75.5	20.8 (100.0)
輸 送 用 機 器	100.0	64.8	35.2 (100.0)
精 密 機 器	100.0	82.2	13.6 (100.0)
そ の 他	100.0	76.3	18.5 (100.0)
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	66.7	33.3 (100.0)
H 運 輸・通 信 業	100.0	90.8	7.6 (100.0)
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	75.7	22.7 (100.0)
J 金 融・保 險 業	100.0	82.4	14.5 (100.0)
K 不 動 産 業	100.0	93.6	6.4 (100.0)
L サ ー ビ ス 業	100.0	84.6	14.9 (100.0)
5,000人以上	100.0	84.5	15.5 (100.0)
1,000～4,999人	100.0	83.4	14.9 (100.0)
300～ 999人	100.0	74.3	19.7 (100.0)
100～ 299人	100.0	79.7	18.4 (100.0)
30～ 99人	100.0	73.2	24.2 (100.0)

(%)

女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した	女子に不利な募集・採用条件の一部を解消した	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	不 詳
(61.2)	(38.8)	2.3	0.5	—
(80.0)	(20.0)	10.0	—	—
(18.3)	(81.7)	1.4	—	—
(77.6)	(22.4)	4.7	0.9	—
(100.0)	(—)	38.0	—	—
(75.3)	(24.7)	—	—	—
(96.7)	(3.3)	—	—	—
(52.5)	(47.5)	2.6	1.3	—
(100.0)	(—)	4.9	—	—
(92.4)	(7.6)	0.3	3.4	—
(80.7)	(19.3)	—	—	—
(62.5)	(37.5)	4.2	—	—
(72.6)	(27.4)	3.7	1.5	—
(66.7)	(33.3)	—	—	—
(100.0)	(—)	—	1.5	—
(53.7)	(46.3)	1.2	0.4	—
(78.3)	(21.7)	1.9	1.3	—
(33.3)	(66.7)	—	—	—
(75.0)	(25.0)	0.5	—	—
(81.3)	(18.8)	—	—	—
(91.4)	(8.6)	1.5	0.2	—
(74.3)	(25.7)	2.8	3.2	—
(46.3)	(53.7)	1.9	—	—
(62.5)	(37.5)	2.6	—	—

(5) 中途採用者

産 業 規 模	女子を公募 した企業計	法施行前から、すべての 募集・採用区分につ いて女子に不利な条件 を付していなかったの で、変更する必要はな かった。	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	80.2	16.3 (100.0)
D 鉱 業	100.0	70.8	25.0 (100.0)
B 建 設 業	100.0	84.0	10.2 (100.0)
F 製 造 業	100.0	82.8	13.6 (100.0)
食 料 品・たばこ	100.0	86.0	8.7 (100.0)
繊 維・衣 服	100.0	93.8	3.2 (100.0)
出 版・印 刷	100.0	78.7	21.1 (100.0)
金 属 製 品	100.0	78.0	20.7 (100.0)
一 般 機 械	100.0	87.1	9.1 (100.0)
電 気 機 器	100.0	77.2	19.8 (100.0)
輸 送 用 機 器	100.0	75.7	21.7 (100.0)
精 密 機 器	100.0	74.1	22.7 (100.0)
そ の 他	100.0	79.1	15.3 (100.0)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	76.9	15.4 (100.0)
H 運 輸・通 信 業	100.0	85.1	14.0 (100.0)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	100.0	72.6	23.7 (100.0)
J 金 融・保 險 業	100.0	82.0	17.5 (100.0)
K 不 動 産 業	100.0	67.2	31.1 (100.0)
L サ ー ビ ス 業	100.0	83.5	13.4 (100.0)
5,000人以上	100.0	82.4	17.6 (100.0)
1,000～4,999人	100.0	75.4	21.5 (100.0)
300～ 999人	100.0	73.6	21.3 (100.0)
100～ 299人	100.0	78.1	18.8 (100.0)
30～ 99人	100.0	82.2	14.3 (100.0)

(%)

女子に不利な募集・採用条件のすべてを解消した	女子に不利な募集・採用条件の一部を解消した	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	不詳
(66.5)	(33.5)	2.9	0.4	0.3
(100.0)	(—)	4.2	—	—
(76.4)	(23.6)	5.7	—	—
(70.4)	(29.6)	2.8	0.8	0.1
(64.9)	(35.1)	5.2	0.1	—
(73.3)	(26.7)	3.0	—	—
(72.0)	(28.0)	—	0.1	—
(79.4)	(20.6)	1.3	—	—
(80.0)	(20.0)	3.8	—	—
(67.3)	(32.7)	0.5	2.6	—
(61.9)	(38.1)	2.6	—	—
(67.1)	(32.9)	1.9	1.2	—
(71.9)	(28.1)	4.0	1.4	0.2
(100.0)	(—)	7.7	—	—
(66.2)	(33.8)	0.3	0.6	—
(58.0)	(42.0)	3.7	—	—
(74.3)	(25.7)	—	0.5	—
(52.6)	(47.4)	1.6	—	—
(82.7)	(17.3)	0.9	—	2.2
(77.8)	(22.2)	—	—	—
(83.2)	(16.8)	2.4	0.7	—
(69.3)	(30.7)	4.1	0.9	0.1
(65.6)	(34.4)	2.7	0.2	0.1
(65.4)	(34.6)	2.8	0.4	0.4

第3表 女子に不利な募集・採用条件の解消状況 (M. A.)

公 募 対 象 者 区 分	女子にのみ付されていた 不利な募集・採用条件 を解消した企業計	一定の資格、 専攻・技能 が必要	年 齢 制 限	既婚者・子供 のある者は 不可
高 校 卒	(10.4) 100.0	32.5	9.0	3.0
短 大 卒	(14.3) 100.0	24.9	8.3	2.3
大 学 卒	(21.9) 100.0	20.0	11.6	5.6
専 修 学 校 卒	(17.9) 100.0	31.3	9.0	1.3
中 途 採 用 者	(13.2) 100.0	29.4	33.2	4.6

(注) () 内は、女子を公募した企業に対する割合

第4表 女子に不利な募集・採用条件の残存状況 (M. A.)

公 募 対 象 者 区 分	女子にのみ不利な募集・ 採用条件を付している 企業計	一定の資格、 専攻・技能 が必要	年 齢 制 限	既婚者・子供 のある者は 不可
高 校 卒	(6.0) 100.0	30.2	11.5	7.7
短 大 卒	(7.6) 100.0	13.3	25.2	8.5
大 学 卒	(10.3) 100.0	10.3	14.2	15.6
専 修 学 校 卒	(10.9) 100.0	34.6	23.5	7.8
中 途 採 用 者	(8.7) 100.0	14.1	40.4	13.0

(注) () 内は、女子を公募した企業に対する割合

(%)

紹介者が 必要	自宅通勤者の み又はアパート の1人住い 等不可	そ の 他	不 詳
5.4	11.1	48.2	2.1
5.5	15.2	52.9	3.4
3.6	20.8	47.7	2.1
5.7	12.6	46.7	3.3
4.1	4.4	36.9	1.5

(%)

紹介者が 必要	自宅通勤者の み又はアパート の1人住い 等不可	そ の 他	不 詳
0.1	15.1	45.9	4.4
0.1	12.0	43.9	9.7
—	9.7	53.9	6.6
0.1	6.6	34.9	5.9
0.8	12.7	36.1	2.5

第5表 配置の方針の変更状況

産 業 規 模	企 業 計	法施行前から、 すべての職務に 女子を配置する 方針でいたのでは 変更する必要は なかった	変 更 し た	すべての職 務に女子を 配置する方 針にした
調 査 産 業、規 模 計	100.0	56.1	8.8 (100.0)	(20.9)
D 鉱 業	100.0	34.7	2.0 (100.0)	(25.0)
E 建 設 業	100.0	38.8	4.6 (100.0)	(20.5)
F 製 造 業	100.0	59.2	10.5 (100.0)	(21.8)
食 料 品・たばこ	100.0	62.4	8.9 (100.0)	(15.8)
織 維・衣 服	100.0	68.8	8.6 (100.0)	(37.1)
出 版・印 刷	100.0	56.0	12.0 (100.0)	(12.0)
金 属 製 品	100.0	52.4	9.5 (100.0)	(6.7)
一 般 機 械	100.0	47.3	7.9 (100.0)	(13.6)
電 気 機 器	100.0	69.7	11.1 (100.0)	(34.1)
輸 送 用 機 器	100.0	55.7	16.4 (100.0)	(30.3)
精 密 機 器	100.0	64.4	10.1 (100.0)	(3.8)
そ の 他	100.0	54.7	11.8 (100.0)	(18.5)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	61.6	5.4 (100.0)	(—)
H 運 輸・通 信 業	100.0	51.2	5.2 (100.0)	(8.0)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	100.0	60.2	13.2 (100.0)	(23.6)
J 金 融・保 險 業	100.0	76.1	9.8 (100.0)	(24.0)
K 不 動 産 業	100.0	62.2	9.0 (100.0)	(11.4)
L サ ー ビ ス 業	100.0	71.1	3.9 (100.0)	(12.7)
5,000人以上	100.0	65.4	24.9 (100.0)	(18.5)
1,000~4,999人	100.0	59.7	19.7 (100.0)	(28.5)
300~ 999人	100.0	58.0	17.7 (100.0)	(21.2)
100~ 299人	100.0	57.5	12.2 (100.0)	(15.0)
30~ 99人	100.0	55.3	6.5 (100.0)	(24.3)

(%)

従来男子のみを 配置していた職 務の一部につい ては女子を配置 する方針にした	どのように 変更するか 検討中	まだ検討し ていない	不 詳
(79.1)	13.6	0.0	21.5
(75.0)	16.6	—	46.7
(79.5)	16.2	—	40.4
(78.2)	12.9	0.1	17.2
(84.2)	17.5	0.1	11.0
(62.9)	9.7	—	12.9
(88.0)	14.9	—	17.2
(93.3)	12.3	—	25.8
(86.4)	15.0	0.6	29.3
(65.9)	10.4	—	8.8
(69.7)	13.9	0.8	13.2
(96.2)	11.2	—	14.3
(81.5)	13.1	—	20.4
(100.0)	16.1	—	17.0
(92.0)	8.3	—	35.2
(76.4)	17.1	—	9.5
(76.0)	12.5	—	1.6
(88.6)	13.6	—	15.2
(87.3)	9.2	—	15.7
(81.5)	8.3	—	1.4
(73.5)	17.1	—	3.6
(78.8)	16.0	0.2	8.1
(85.0)	15.4	0.1	14.9
(75.7)	12.6	0.0	25.6

第6表 配置転換の実施状況と方針の変更状況

(1) 事業所内配置転換

産 業 規 模	企業計	配置転換を 行っている	法施行前から 男女とも同じ 取扱いであっ たので、変更 する必要はな かった	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	58.8 (100.0)	(74.8)	(8.2) (100.0)
D 鉱 業	100.0	48.7 (100.0)	(49.5)	(5.2) (100.0)
E 建 設 業	100.0	34.3 (100.0)	(71.0)	(5.7) (100.0)
F 製 造 業	100.0	62.8 (100.0)	(73.1)	(8.5) (100.0)
食 料 品・た ば こ	100.0	56.8 (100.0)	(69.6)	(10.1) (100.0)
繊 維・衣 服	100.0	52.0 (100.0)	(80.2)	(7.7) (100.0)
出 版・印 刷	100.0	64.3 (100.0)	(78.0)	(8.3) (100.0)
金 属 製 品	100.0	58.5 (100.0)	(72.9)	(7.5) (100.0)
一 般 機 械	100.0	67.8 (100.0)	(60.5)	(7.3) (100.0)
電 気 機 器	100.0	77.6 (100.0)	(78.9)	(9.1) (100.0)
輸 送 用 機 器	100.0	66.1 (100.0)	(70.5)	(12.2) (100.0)
精 密 機 器	100.0	63.3 (100.0)	(81.9)	(5.5) (100.0)
そ の 他	100.0	63.3 (100.0)	(70.8)	(8.1) (100.0)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	85.7 (100.0)	(79.2)	(2.1) (100.0)
H 運 輸・通 信 業	100.0	42.6 (100.0)	(73.7)	(11.8) (100.0)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 業	100.0	74.8 (100.0)	(75.7)	(10.0) (100.0)
J 金 融・保 険 業	100.0	89.6 (100.0)	(88.2)	(5.9) (100.0)
K 不 動 産 業	100.0	68.9 (100.0)	(73.1)	(12.3) (100.0)
L サ ー ビ ス 業	100.0	69.4 (100.0)	(83.3)	(3.2) (100.0)
5,000 人以上	100.0	97.7 (100.0)	(90.1)	(5.2) (100.0)
1,000 ～ 4,999 人	100.0	97.8 (100.0)	(87.3)	(4.7) (100.0)
300 ～ 999 人	100.0	91.9 (100.0)	(83.5)	(6.9) (100.0)
100 ～ 299 人	100.0	76.0 (100.0)	(77.2)	(7.9) (100.0)
30 ～ 99 人	100.0	48.7 (100.0)	(71.2)	(8.8) (100.0)

(%)

すべて男子と同様に 行うこととした	一定の条件の 者に限って男 子と同様に 行うこととした	希望者のみ男 子と同様に 行うこととした	どのように 変更するか 検討中	まだ検討して いない	配置転換を 行っていない	不 詳
(27.2)	(36.0)	(36.8)	(8.1)	(8.8)	41.0	0.2
(40.0)	(60.0)	(-)	(9.3)	(36.1)	51.3	-
(3.5)	(3.0)	(93.5)	(13.9)	(9.4)	65.7	-
(32.8)	(36.4)	(31.8)	(7.6)	(10.8)	37.0	0.2
(32.6)	(34.9)	(32.6)	(11.8)	(8.4)	43.2	-
(70.2)	(21.1)	(8.8)	(4.2)	(7.9)	48.0	-
(4.7)	(62.4)	(32.9)	(2.5)	(11.1)	35.7	-
(43.7)	(1.9)	(54.4)	(9.8)	(9.7)	41.5	-
(10.4)	(62.4)	(27.2)	(11.6)	(20.6)	32.2	-
(32.6)	(33.1)	(34.3)	(5.3)	(6.7)	22.4	-
(26.6)	(41.4)	(32.0)	(7.4)	(9.9)	33.9	-
(14.8)	(63.0)	(22.2)	(5.3)	(7.2)	36.7	-
(30.3)	(33.8)	(35.9)	(8.4)	(12.5)	36.2	0.6
(50.0)	(-)	(50.0)	(7.3)	(11.5)	14.3	-
(19.4)	(47.4)	(33.2)	(4.6)	(9.9)	57.4	-
(30.5)	(38.1)	(31.4)	(9.4)	(4.9)	25.0	0.2
(11.1)	(70.4)	(18.5)	(4.2)	(1.8)	8.8	1.6
(18.2)	(42.4)	(39.4)	(10.4)	(4.1)	30.1	1.0
(8.5)	(46.5)	(45.0)	(3.7)	(8.4)	30.2	0.4
(27.3)	(72.7)	(-)	(3.8)	(0.9)	2.3	-
(41.2)	(51.0)	(7.8)	(5.6)	(2.4)	2.2	-
(38.8)	(39.9)	(21.3)	(6.0)	(3.6)	8.0	0.1
(32.8)	(30.3)	(36.9)	(7.4)	(7.4)	23.7	0.3
(22.6)	(37.5)	(39.9)	(8.9)	(10.8)	51.2	0.1

(2) 転居を伴わない事業所間配置転換

産 業 規 模	企業計	配置転換を 行っている	法施行前から 男女とも同じ 取扱いであっ たので、変更 する必要はな かった	変 更 し た
調査産業、規模計	100.0	48.1 (100.0)	(87.5)	(10.0) (100.0)
D 鉱 業	100.0	44.6 (100.0)	(48.0)	(6.0) (100.0)
E 建 設 業	100.0	31.8 (100.0)	(53.3)	(7.1) (100.0)
F 製 造 業	100.0	41.4 (100.0)	(61.2)	(10.6) (100.0)
食料品・たばこ	100.0	47.5 (100.0)	(60.5)	(8.7) (100.0)
繊維・衣服	100.0	28.1 (100.0)	(80.3)	(4.6) (100.0)
出版・印刷	100.0	37.4 (100.0)	(68.0)	(8.9) (100.0)
金属製品	100.0	41.1 (100.0)	(65.5)	(6.1) (100.0)
一般機械	100.0	44.5 (100.0)	(41.4)	(12.5) (100.0)
電気機器	100.0	44.8 (100.0)	(62.2)	(13.2) (100.0)
輸送用機器	100.0	53.2 (100.0)	(63.9)	(13.0) (100.0)
精密機器	100.0	42.4 (100.0)	(64.9)	(14.9) (100.0)
そ の 他	100.0	40.7 (100.0)	(58.3)	(12.2) (100.0)
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	69.9 (100.0)	(82.4)	(5.9) (100.0)
H 運輸・通信業	100.0	49.5 (100.0)	(67.4)	(13.1) (100.0)
I 卸売・小売業、飲食業	100.0	66.3 (100.0)	(73.6)	(12.1) (100.0)
J 金融・保険業	100.0	83.7 (100.0)	(86.5)	(4.5) (100.0)
K 不動産業	100.0	59.0 (100.0)	(75.3)	(10.1) (100.0)
L サ ー ビ ス 業	100.0	47.5 (100.0)	(80.3)	(1.0) (100.0)
5,000人以上	100.0	98.1 (100.0)	(84.8)	(7.6) (100.0)
1,000～4,999人	100.0	94.9 (100.0)	(80.6)	(7.6) (100.0)
300～999人	100.0	83.2 (100.0)	(75.5)	(9.4) (100.0)
100～299人	100.0	59.7 (100.0)	(69.7)	(8.8) (100.0)
30～99人	100.0	33.6 (100.0)	(60.0)	(11.8) (100.0)

(%)

すべて男子と同様に行うこととした	一定の条件の者に限って男子と同様に行うこととした	希望者のみ男子と同様に行うこととした	どのように変更するか 検討中	まだ検討していない	配置転換を行っていない	不詳
[30.0]	[35.4]	[34.6]	(9.2)	(13.2)	51.0	0.9
[66.7]	[33.3]	[-]	(18.0)	(28.0)	55.4	-
[5.8]	[17.5]	[76.6]	(8.3)	(31.4)	68.2	-
[34.6]	[31.9]	[33.5]	(13.3)	(14.8)	57.7	0.9
(57.3)	(36.0)	(6.7)	(20.2)	(10.6)	51.8	0.7
[12.5]	[12.5]	[75.0]	(2.1)	(13.0)	71.9	-
[45.2]	[29.0]	[25.8]	(7.5)	(15.6)	62.0	0.6
[72.4]	[-]	[27.6]	(15.9)	(12.5)	58.9	-
(58.7)	(24.0)	(17.3)	(17.0)	(29.0)	54.7	0.8
[42.0]	[34.8]	[23.2]	(17.4)	(7.2)	52.5	2.6
[5.9]	[49.0]	[45.1]	(5.9)	(17.1)	46.7	0.1
[-]	[3.8]	[96.2]	(13.2)	(6.9)	55.1	2.4
[19.6]	[38.6]	[41.8]	(11.8)	(17.3)	58.4	0.9
(33.3)	(33.3)	(33.3)	(7.8)	(3.9)	30.1	-
(58.3)	(33.8)	(7.9)	(2.7)	(16.5)	50.5	0.1
(22.2)	(41.7)	(36.1)	(8.8)	(5.6)	32.3	1.4
(27.8)	(55.6)	(16.7)	(5.3)	(3.8)	14.2	2.1
(18.8)	(43.8)	(37.5)	(2.5)	(12.0)	40.3	0.7
(85.7)	(14.3)	(-)	(5.4)	(13.0)	50.8	1.7
(18.8)	(81.3)	(-)	(5.2)	(2.4)	1.9	-
(29.1)	(44.3)	(26.6)	(7.0)	(4.6)	4.7	0.4
(31.2)	(38.3)	(30.5)	(8.0)	(6.8)	16.1	0.8
(18.5)	(31.7)	(49.7)	(9.8)	(11.7)	39.5	0.8
(37.8)	(35.3)	(26.9)	(9.5)	(18.7)	65.4	1.0

(3) 転居を伴う事業所間配置転換

産 業 規 模	企業計	配置転換を 行っている	法施行前から 男女とも同じ 取扱いであっ たので、変更 する必要はな かった	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	30.6 (100.0)	(32.0)	(14.0) [100.0]
D 鉱 業	100.0	25.9 (100.0)	(24.1)	(3.4) [100.0]
E 建 設 業	100.0	17.6 (100.0)	(43.3)	(5.4) [100.0]
F 製 造 業	100.0	31.6 (100.0)	(27.2)	(14.9) [100.0]
食 料 品・た ば こ	100.0	31.8 (100.0)	(24.5)	(22.5) [100.0]
繊 維・衣 服	100.0	16.5 (100.0)	(39.7)	(27.4) [100.0]
出 版・印 刷	100.0	26.0 (100.0)	(52.5)	(9.9) [100.0]
金 属 製 品	100.0	25.0 (100.0)	(17.8)	(9.1) [100.0]
一 般 機 械	100.0	40.9 (100.0)	(16.7)	(11.8) [100.0]
電 気 機 器	100.0	35.0 (100.0)	(33.0)	(9.8) [100.0]
輸 送 用 機 器	100.0	29.1 (100.0)	(27.6)	(14.0) [100.0]
精 密 機 器	100.0	29.3 (100.0)	(27.5)	(10.0) [100.0]
そ の 他	100.0	37.8 (100.0)	(24.5)	(15.4) [100.0]
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 水 道 業	100.0	42.5 (100.0)	(35.5)	(12.9) [100.0]
H 運 輸・通 信 業	100.0	23.7 (100.0)	(37.7)	(11.6) [100.0]
I 卸 売・小 売 業、飲 食 業	100.0	39.0 (100.0)	(30.4)	(17.6) [100.0]
J 金 融・保 険 業	100.0	68.2 (100.0)	(39.0)	(18.7) [100.0]
K 不 動 産 業	100.0	32.1 (100.0)	(12.8)	(10.5) [100.0]
L サ ー ビ ス 業	100.0	29.5 (100.0)	(40.9)	(7.2) [100.0]
5,000 人以上	100.0	95.8 (100.0)	(44.4)	(24.9) [100.0]
1,000 ~ 4,999 人	100.0	85.1 (100.0)	(36.4)	(20.5) [100.0]
300 ~ 999 人	100.0	64.6 (100.0)	(30.2)	(16.9) [100.0]
100 ~ 299 人	100.0	41.1 (100.0)	(31.6)	(12.8) [100.0]
30 ~ 99 人	100.0	16.3 (100.0)	(31.8)	(11.5) [100.0]

(%)

すべて男子と 同様に行うこ ととした	一定の条件の 者に限って男 子と同様に行 うこととした	希望者のみ男 子と同様に行 うこととした	どのよう に変更する か 検討中	まだ検討して いない	配置転換を 行っていない	不 詳
[24.3]	[30.8]	[44.9]	(16.8)	(37.2)	68.3	1.1
[-]	[100.0]	[-]	(17.2)	(55.2)	74.1	-
[4.6]	[24.6]	[70.8]	(11.4)	(39.9)	82.2	0.3
[23.4]	[27.8]	[48.8]	(20.1)	(37.8)	67.5	0.9
[33.1]	[23.1]	[43.8]	(21.4)	(31.6)	67.5	0.7
[60.7]	[13.1]	[26.2]	(10.1)	(22.8)	83.5	-
[62.5]	[8.3]	[29.2]	(10.7)	(26.9)	72.7	1.3
[7.7]	[11.5]	[80.8]	(23.3)	(49.8)	72.3	2.8
[13.8]	[18.5]	[67.7]	(24.0)	(47.5)	59.1	-
[21.5]	[26.2]	[52.3]	(28.8)	(28.3)	63.4	1.6
[13.3]	[33.3]	[53.3]	(23.4)	(35.0)	70.9	-
[8.3]	[41.7]	[50.0]	(20.0)	(42.5)	68.3	2.4
[6.8]	[41.9]	[51.4]	(16.7)	(43.4)	61.5	0.7
[25.0]	[25.0]	[50.0]	(22.6)	(29.0)	57.5	-
[55.7]	[37.1]	[7.2]	(17.5)	(33.2)	76.0	0.3
[26.5]	[32.4]	[41.1]	(15.1)	(36.9)	58.8	2.2
[6.6]	[49.2]	[44.3]	(20.6)	(21.2)	29.7	2.1
[-]	[88.9]	[11.1]	(24.4)	(52.3)	65.3	2.6
[3.0]	[15.2]	[81.8]	(12.2)	(39.6)	69.6	0.8
[5.9]	[88.2]	[5.9]	(17.1)	(13.7)	4.2	-
[10.0]	[51.1]	[38.9]	(24.0)	(19.0)	14.3	0.6
[19.2]	[26.5]	[54.3]	(18.7)	(34.2)	34.3	1.0
[9.9]	[23.4]	[66.7]	(18.0)	(37.6)	57.8	1.1
[58.6]	[29.2]	[12.3]	(12.1)	(44.6)	82.6	1.1

(4) 仕事の内容が同一の配置転換

産 業 規 模	企業計	配置転換を 行っている	法施行前から 男女とも同じ 取扱いであっ たので、変更 する必要はな かった	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	51.1 (100.0)	(74.0)	(8.5) [100.0]
D 鉱 業	100.0	37.7 (100.0)	(53.3)	(10.7) [100.0]
E 建 設 業	100.0	29.4 (100.0)	(64.1)	(7.4) [100.0]
F 製 造 業	100.0	52.9 (100.0)	(73.6)	(7.7) [100.0]
食 料 品・たばこ	100.0	51.2 (100.0)	(73.3)	(9.4) [100.0]
織 維・衣 服	100.0	50.2 (100.0)	(80.9)	(6.8) [100.0]
出 版・印 刷	100.0	48.1 (100.0)	(77.7)	(2.2) [100.0]
金 属 製 品	100.0	45.8 (100.0)	(72.7)	(6.0) [100.0]
一 般 機 械	100.0	54.7 (100.0)	(63.4)	(4.1) [100.0]
電 気 機 器	100.0	60.3 (100.0)	(80.2)	(4.5) [100.0]
輸 送 用 機 器	100.0	54.4 (100.0)	(71.0)	(9.9) [100.0]
精 密 機 器	100.0	54.0 (100.0)	(80.0)	(7.0) [100.0]
そ の 他	100.0	54.0 (100.0)	(69.3)	(11.5) [100.0]
G 電 気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	65.2 (100.0)	(87.7)	(2.7) [100.0]
H 運 輸・通 信 業	100.0	31.5 (100.0)	(75.8)	(11.7) [100.0]
I 卸 売・小 売 業、飲 食 業	100.0	72.9 (100.0)	(75.5)	(11.3) [100.0]
J 金 融・保 險 業	100.0	85.5 (100.0)	(88.5)	(5.0) [100.0]
K 不 動 産 業	100.0	54.8 (100.0)	(72.8)	(12.2) [100.0]
L サ ー ビ ス 業	100.0	58.1 (100.0)	(79.1)	(4.3) [100.0]
5,000 人以上	100.0	96.8 (100.0)	(90.0)	(5.7) [100.0]
1,000 ～ 4,999 人	100.0	96.5 (100.0)	(86.7)	(6.0) [100.0]
300 ～ 999 人	100.0	89.0 (100.0)	(83.9)	(6.9) [100.0]
100 ～ 299 人	100.0	69.1 (100.0)	(78.7)	(6.7) [100.0]
30 ～ 99 人	100.0	40.1 (100.0)	(68.3)	(10.1) [100.0]

(%)

すべて男子と同様に行うこととした	一定の条件の者に限って男子と同様に行うこととした	希望者のみ男子と同様に行うこととした	どのように変更するか 検討中	まだ検討していない	配置転換を行っていない	不詳
[35.1]	[33.5]	[31.4]	(8.1)	(9.2)	48.3	0.6
[62.5]	[37.5]	[-]	(16.0)	(20.0)	61.8	0.5
[3.6]	[49.4]	[47.0]	(15.7)	(12.9)	70.6	-
[37.0]	[31.2]	[31.8]	(7.7)	(10.9)	46.6	0.5
[48.3]	[42.0]	[9.8]	(10.3)	(7.0)	48.8	-
[85.4]	[4.2]	[10.4]	(4.0)	(8.3)	49.8	-
[23.5]	[41.2]	[35.3]	(6.3)	(13.8)	51.5	0.4
[72.3]	[3.1]	[24.6]	(13.3)	(7.9)	54.2	-
[24.6]	[33.3]	[42.1]	(10.8)	(21.7)	44.9	0.4
[9.8]	[40.2]	[50.0]	(6.8)	(8.6)	39.0	0.7
[34.9]	[40.7]	[24.4]	(5.9)	(11.7)	44.7	0.9
[13.8]	[44.8]	[41.4]	(6.0)	(7.0)	44.1	2.0
[22.3]	[35.4]	[42.3]	(7.4)	(11.8)	45.1	0.9
[50.0]	[-]	[50.0]	(4.1)	(5.5)	34.8	-
[40.6]	[36.8]	[22.6]	(3.2)	(9.2)	67.7	0.8
[45.5]	[26.5]	(28.0)	(8.7)	(4.5)	28.0	1.1
[9.1]	[63.6]	[27.3]	(5.0)	(1.4)	12.9	1.6
[3.8]	[65.4]	[30.8]	(3.3)	(11.7)	44.7	0.5
[0.7]	[56.5]	[42.9]	(4.4)	(11.6)	41.5	0.4
[16.7]	[75.0]	(8.3)	(3.3)	(1.0)	3.2	-
[43.1]	[43.1]	[13.8]	(4.8)	(2.3)	3.3	0.2
[35.3]	[43.4]	[21.3]	(5.5)	(3.7)	10.7	0.3
[38.2]	[20.6]	[41.2]	(6.9)	(7.4)	30.3	0.2
[33.7]	[36.5]	[29.8]	(9.7)	(11.9)	59.3	0.6

(5) 仕事の内容が異なる配置転換

産 業 規 模	企業計	配置転換を 行っている	法施行前から 男女とも同じ 取扱いであっ たので、変更 する必要はな かった	変 更 し た
調 査 産 業、規 模 計	100.0	52.1 (100.0)	(69.3)	(10.8) [100.0]
D 鉱 業	100.0	41.2 (100.0)	(63.4)	(1.2) [100.0]
E 建 設 業	100.0	24.5 (100.0)	(58.1)	(5.4) [100.0]
F 製 造 業	100.0	60.5 (100.0)	(68.1)	(11.8) [100.0]
食 料 品・たばこ	100.0	57.3 (100.0)	(60.7)	(15.0) [100.0]
繊 維・衣 服	100.0	52.4 (100.0)	(75.9)	(12.6) [100.0]
出 版・印 刷	100.0	58.4 (100.0)	(72.9)	(9.2) [100.0]
金 属 製 品	100.0	51.6 (100.0)	(77.4)	(6.7) [100.0]
一 般 機 械	100.0	61.1 (100.0)	(51.3)	(11.4) [100.0]
電 気 機 器	100.0	74.6 (100.0)	(70.1)	(15.5) [100.0]
輸 送 用 機 器	100.0	67.0 (100.0)	(67.5)	(13.4) [100.0]
精 密 機 器	100.0	68.1 (100.0)	(79.4)	(4.6) [100.0]
そ の 他	100.0	60.7 (100.0)	(67.1)	(10.6) [100.0]
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	83.9 (100.0)	(71.3)	(3.2) [100.0]
H 運 輸・通 信 業	100.0	36.1 (100.0)	(63.5)	(13.6) [100.0]
I 卸 売・小 売 業、飲 食 業	100.0	64.4 (100.0)	(70.8)	(12.9) [100.0]
J 金 融・保 險 業	100.0	83.9 (100.0)	(81.8)	(7.2) [100.0]
K 不 動 産 業	100.0	63.8 (100.0)	(76.6)	(5.2) [100.0]
L サ ー ビ ス 業	100.0	56.4 (100.0)	(82.5)	(4.6) [100.0]
5,000 人以上	100.0	97.7 (100.0)	(85.8)	(7.5) [100.0]
1,000 ～ 4,999 人	100.0	93.9 (100.0)	(82.0)	(7.6) [100.0]
300 ～ 999 人	100.0	87.0 (100.0)	(76.1)	(9.2) [100.0]
100 ～ 299 人	100.0	70.1 (100.0)	(71.6)	(9.3) [100.0]
30 ～ 99 人	100.0	41.5 (100.0)	(65.6)	(12.2) [100.0]

(%)

すべて男子と 同様にいうこととした	一定の条件の 者に限って男 子と同様にい うこととした	希望者のみ男 子と同様にい うこととした	どのように 変更するか 検討中	まだ検討して いない	配置転換を 行っていない	不 詳
[25.6]	[43.0]	[31.3]	(8.9)	(11.1)	47.6	0.3
[100.0]	[-]	[-]	(3.7)	(31.7)	58.8	-
[5.8]	[92.9]	[1.3]	(16.4)	(20.1)	75.5	-
[30.1]	[36.9]	[33.0]	(9.6)	(10.5)	39.2	0.4
[36.6]	[35.0]	[28.4]	(18.4)	(5.8)	42.2	0.4
[62.3]	[32.4]	[5.3]	(6.4)	(5.0)	47.6	-
[2.3]	[64.0]	[33.7]	(2.8)	(15.0)	41.6	-
[38.3]	[-]	[61.7]	(7.2)	(8.7)	48.4	-
[7.4]	[66.3]	[26.3]	(15.0)	(22.3)	38.9	-
[35.6]	[33.3]	[31.1]	(6.0)	(8.4)	25.2	0.2
[21.0]	[40.6]	[38.5]	(8.3)	(10.8)	33.0	-
[16.7]	[54.2]	[29.2]	(9.0)	(7.1)	30.6	1.3
[18.2]	[32.3]	[49.6]	(10.2)	(11.9)	38.4	0.9
[33.3]	[-]	[66.7]	(10.6)	(14.9)	16.1	-
[18.6]	[45.9]	[35.5]	(7.1)	(15.8)	63.8	0.1
[26.3]	[43.7]	[30.0]	(8.0)	(8.3)	35.1	0.5
[6.5]	[58.1]	[35.5]	(7.2)	(3.3)	14.7	1.4
[15.4]	[69.2]	[15.4]	(7.7)	(10.5)	35.7	0.5
[4.6]	[54.2]	[41.2]	(2.9)	(10.0)	43.2	0.4
[18.8]	[75.0]	[6.3]	(4.2)	(2.4)	2.3	-
[29.1]	[51.9]	[19.0]	(6.9)	(3.5)	5.7	0.4
[30.2]	[48.5]	[21.3]	(7.7)	(7.0)	12.6	0.5
[23.4]	[42.0]	[34.6]	(9.0)	(10.0)	29.3	0.6
[25.9]	[42.2]	[31.9]	(9.2)	(13.0)	58.4	0.2

第7表 昇進の制度・方針の変更状況

(1) 昇進の機会、昇進可能な範囲

産 業 規 模	企 業 計	法施行前から、 男女とも同じ取 扱いであった ので、変更する 必要はなかった	変 更 し た	すべて男女 同一にした
調査産業、規模計	100.0	53.8	4.8 (100.0)	(47.4)
D 鉱 業	100.0	38.7	1.5 (100.0)	(100.0)
E 建 設 業	100.0	44.1	1.1 (100.0)	(13.3)
F 製 造 業	100.0	52.7	5.7 (100.0)	(45.9)
食料品・たばこ	100.0	45.8	8.3 (100.0)	(37.7)
繊維・衣服	100.0	53.1	5.2 (100.0)	(48.0)
出版・印刷	100.0	71.2	2.4 (100.0)	(30.8)
金属製品	100.0	51.7	5.4 (100.0)	(82.7)
一般機械	100.0	55.9	2.7 (100.0)	(47.8)
電気機器	100.0	51.7	8.6 (100.0)	(45.9)
輸送用機器	100.0	52.4	4.8 (100.0)	(37.7)
精密機器	100.0	54.4	4.4 (100.0)	(20.6)
そ の 他	100.0	50.8	5.8 (100.0)	(43.2)
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	69.6	3.6 (100.0)	(50.0)
H 運輸・通信業	100.0	49.9	2.8 (100.0)	(61.8)
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	57.8	7.5 (100.0)	(49.5)
J 金融・保険業	100.0	71.6	8.8 (100.0)	(44.4)
K 不動産業	100.0	55.5	4.6 (100.0)	(66.7)
L サ ー ビ ス 業	100.0	72.2	3.8 (100.0)	(55.5)
5,000人以上	100.0	81.6	6.9 (100.0)	(80.0)
1,000～4,999人	100.0	73.3	9.1 (100.0)	(51.5)
300～ 999人	100.0	62.1	9.5 (100.0)	(59.4)
100～ 299人	100.0	57.8	6.2 (100.0)	(50.6)
30～ 99人	100.0	51.0	3.7 (100.0)	(42.2)

(%)

一部を男女 同一にした	どのように 変更するか 検討中	まだ検討し ていない	不 詳
(52.6)	11.5	29.8	0.2
(-)	10.1	49.2	0.5
(86.7)	12.2	42.5	0.2
(54.1)	12.1	29.2	0.3
(62.3)	16.4	29.6	-
(52.0)	9.8	31.9	-
(69.2)	3.9	22.4	-
(17.3)	11.9	31.0	-
(52.2)	9.9	30.8	0.6
(54.1)	14.8	24.8	-
(62.3)	13.9	28.8	-
(79.4)	10.9	27.7	2.6
(56.8)	12.7	30.1	0.5
(50.0)	9.8	17.0	-
(38.2)	9.1	38.3	-
(50.5)	11.5	23.1	0.1
(55.6)	11.6	7.5	0.6
(33.3)	19.3	20.6	-
(44.5)	9.3	14.7	-
(20.0)	9.2	2.3	-
(48.5)	12.6	5.0	-
(40.6)	15.7	12.4	0.2
(49.4)	13.0	22.9	0.2
(57.8)	10.6	34.5	0.2

(2) 昇進のために必要な勤続年数、在級年数等の条件

産 業 規 模	企 業 計	法施行前から、 男女とも同じ取 扱いであった ので、変更する 必要はなかった	変 更 し た	すべて男女 同一にした
調 査 産 業、規 模 計	100.0	35.1	3.5 (100.0)	(56.7)
D 鉱 業	100.0	24.1	2.5 (100.0)	(100.0)
B 建 設 業	100.0	24.8	1.9 (100.0)	(5.7)
F 製 造 業	100.0	33.2	3.9 (100.0)	(58.8)
食 料 品・た ば こ	100.0	29.7	6.2 (100.0)	(47.8)
織 維・衣 服	100.0	34.2	2.8 (100.0)	(91.6)
出 版・印 刷	100.0	43.3	2.9 (100.0)	(47.8)
金 属 製 品	100.0	29.9	3.1 (100.0)	(93.1)
一 般 機 械	100.0	31.9	1.3 (100.0)	(56.3)
電 気 機 器	100.0	35.9	4.8 (100.0)	(38.2)
輸 送 用 機 器	100.0	34.5	4.0 (100.0)	(47.6)
精 密 機 器	100.0	31.2	1.6 (100.0)	(83.3)
そ の 他	100.0	31.9	4.8 (100.0)	(59.0)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	50.0	0.9 (100.0)	(100.0)
H 運 輸・通 信 業	100.0	32.3	1.3 (100.0)	(67.1)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	100.0	42.9	5.9 (100.0)	(69.6)
J 金 融・保 險 業	100.0	60.4	6.3 (100.0)	(43.8)
K 不 動 産 業	100.0	36.8	5.1 (100.0)	(70.0)
L サ ー ビ ス 業	100.0	48.8	1.6 (100.0)	(43.6)
5,000人以上	100.0	76.5	8.3 (100.0)	(83.3)
1,000～4,999人	100.0	67.8	10.4 (100.0)	(62.1)
300～ 999人	100.0	52.0	8.6 (100.0)	(55.0)
100～ 299人	100.0	37.8	4.8 (100.0)	(62.6)
30～ 99人	100.0	31.6	2.4 (100.0)	(52.3)

(%)

一部を男女 同一にした	どのように 変更するか 検討中	まだ検討し ていない	制度や方針 は特に定め ていない	不 詳
(43.3)	8.1	11.2	41.5	0.6
(-)	7.5	17.1	48.2	0.5
(94.3)	11.0	19.5	42.6	0.2
(41.2)	7.4	9.5	45.4	0.7
(52.2)	8.7	6.2	49.3	-
(8.4)	4.0	16.0	43.0	-
(52.2)	2.3	4.6	45.0	1.9
(6.9)	7.0	11.1	48.6	0.3
(43.8)	4.1	12.7	48.2	1.8
(61.8)	11.0	3.5	43.5	1.3
(52.4)	12.6	8.6	40.3	-
(16.7)	8.6	15.6	43.0	-
(41.0)	8.2	8.9	45.4	0.7
(-)	9.8	8.9	29.5	0.9
(32.9)	7.5	8.8	48.5	1.7
(30.4)	8.1	10.0	32.9	0.1
(56.3)	8.4	3.3	21.0	0.6
(30.0)	13.9	9.3	35.0	-
(56.4)	5.6	8.2	34.4	1.4
(16.7)	7.4	0.9	6.9	-
(37.9)	11.3	3.7	6.7	0.1
(45.0)	13.1	5.7	20.2	0.4
(37.4)	9.6	10.1	37.2	0.5
(47.7)	7.0	12.3	45.9	0.7

(3) 昇進のための試験の受験資格

産 業 規 模	企 業 計	法施行前から、 男女とも同じ取 扱いであった ので、変更する 必要はなかった	変 更 し た	すべて男女 同一にした
調査産業、規模計	100.0	20.0	1.6 (100.0)	(81.0)
D 鉱 業	100.0	14.1	1.0 (100.0)	(100.0)
E 建 設 業	100.0	14.5	0.1 (100.0)	(78.6)
F 製 造 業	100.0	19.7	1.6 (100.0)	(75.5)
食料品・たばこ	100.0	15.5	2.4 (100.0)	(75.0)
繊維・衣服	100.0	22.5	1.3 (100.0)	(100.0)
出版・印刷	100.0	21.4	0.3 (100.0)	(50.0)
金属製品	100.0	18.1	0.8 (100.0)	(100.0)
一般機械	100.0	16.3	0.4 (100.0)	(60.0)
電気機器	100.0	21.8	2.9 (100.0)	(47.5)
輸送用機器	100.0	20.7	1.3 (100.0)	(95.0)
精密機器	100.0	21.6	0.9 (100.0)	(100.0)
その他	100.0	19.6	1.8 (100.0)	(81.1)
G 電気・ガス・熱供給 ・水道業	100.0	25.0	— (—)	(—)
H 運輸・通信業	100.0	20.5	0.7 (100.0)	(89.6)
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	23.0	3.6 (100.0)	(88.2)
J 金融・保険業	100.0	32.7	3.5 (100.0)	(61.1)
K 不動産業	100.0	18.5	1.8 (100.0)	(85.7)
L サービス業	100.0	24.1	0.7 (100.0)	(51.3)
5,000人以上	100.0	58.1	4.1 (100.0)	(77.8)
1,000～4,999人	100.0	48.6	4.9 (100.0)	(76.4)
300～ 999人	100.0	30.3	3.7 (100.0)	(73.5)
100～ 299人	100.0	23.0	2.2 (100.0)	(73.7)
30～ 99人	100.0	17.1	1.0 (100.0)	(89.3)

(%)

一部を男女 同一にした	どのように 変更するか 検討中	まだ検討し ていない	制度や方針 は特に定め ていない	不 詳
(19.0)	4.9	10.9	61.8	0.8
(-)	6.5	15.6	60.8	2.0
(21.4)	4.3	19.6	61.3	0.2
(24.5)	5.6	9.8	62.7	0.7
(25.0)	6.8	6.2	69.1	—
(-)	4.2	15.7	56.0	0.4
(50.0)	2.0	6.4	68.0	1.9
(-)	6.7	12.4	61.7	0.3
(40.0)	3.8	12.8	65.2	1.4
(52.5)	7.0	4.1	63.2	1.1
(5.0)	9.2	10.2	58.7	—
(-)	2.9	15.7	58.8	0.1
(18.9)	5.7	8.7	63.4	0.7
(-)	5.4	8.9	58.9	1.8
(10.4)	3.0	8.4	64.9	2.5
(11.8)	5.6	8.1	59.1	0.6
(38.9)	4.5	5.9	52.0	1.4
(14.3)	8.7	7.7	62.7	0.5
(48.7)	3.7	8.0	62.2	1.4
(22.2)	6.0	0.5	30.9	0.5
(23.6)	7.5	3.4	35.5	0.1
(26.5)	9.4	5.2	50.8	0.5
(26.3)	5.8	9.8	58.8	0.5
(10.7)	4.1	12.1	64.7	1.0

第8表 教育訓練の変更状況

(I) 新入社員研修

産 規	業 模	企業計	法施行前から、 男女とも同じ取 扱いであったの で、変更する必 要はなかった	変 更 し た (内訳はM. A.)	訓練対象 を男女同 一にした
調 査 産 業、規 模 計		100.0	55.7	5.6 (100.0)	(24.9)
D 鉱 業		100.0	29.1	3.0 (100.0)	(33.3)
E 建 設 業		100.0	39.0	6.9 (100.0)	(19.0)
F 製 造 業		100.0	55.8	4.2 (100.0)	(36.7)
食 料 品・た ば こ		100.0	53.9	4.1 (100.0)	(43.1)
繊 維・衣 服		100.0	53.1	1.8 (100.0)	(89.6)
出 版・印 刷		100.0	70.2	2.9 (100.0)	(19.1)
金 属 製 品		100.0	54.7	2.9 (100.0)	(47.8)
一 般 機 械		100.0	56.6	2.7 (100.0)	(41.8)
電 気 機 器		100.0	63.0	5.3 (100.0)	(27.5)
輸 送 用 機 器		100.0	58.5	6.2 (100.0)	(22.2)
精 密 機 器		100.0	56.3	4.8 (100.0)	(45.9)
そ の 他		100.0	50.9	6.0 (100.0)	(31.3)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業		100.0	83.0	8.9 (100.0)	(70.0)
H 運 輸・通 信 業		100.0	41.4	6.6 (100.0)	(6.1)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店		100.0	72.6	7.1 (100.0)	(23.0)
J 金 融・保 險 業		100.0	77.3	16.1 (100.0)	(61.0)
K 不 動 産 業		100.0	63.0	3.1 (100.0)	(33.3)
L サ ー ビ ス 業		100.0	65.8	4.1 (100.0)	(14.2)
5,000 人以上		100.0	65.4	31.3 (100.0)	(54.4)
1,000 ~ 4,999 人		100.0	75.1	21.9 (100.0)	(48.0)
300 ~ 999 人		100.0	84.8	8.9 (100.0)	(42.3)
100 ~ 299 人		100.0	73.5	5.6 (100.0)	(30.0)
30 ~ 99 人		100.0	46.3	4.8 (100.0)	(16.2)

(%)

訓練期間を 男女同一に した	現場実習を 男女同一に した	合宿訓練を 男女同一に した	一般教養訓 練を男女同 一にした	職務関連訓 練を男女同 一にした	そ の 他	該当する教育 訓練は実施し ていない
(9.6)	(17.7)	(7.4)	(35.4)	(21.1)	(14.5)	38.7
(16.7)	(-)	(-)	(16.7)	(50.0)	(16.7)	67.8
(2.2)	(37.7)	(2.5)	(16.1)	(30.4)	(13.3)	54.1
(16.8)	(17.2)	(8.0)	(38.7)	(19.4)	(9.8)	40.0
(5.7)	(0.8)	(23.6)	(37.4)	(5.7)	(3.3)	42.0
(5.2)	(1.3)	(-)	(3.9)	(3.9)	(1.3)	45.1
(14.9)	(14.9)	(6.4)	(66.0)	(2.1)	(-)	26.8
(31.9)	(14.5)	(15.9)	(56.5)	(31.9)	(13.0)	42.4
(17.9)	(17.9)	(22.4)	(35.8)	(20.9)	(1.5)	40.8
(11.0)	(14.8)	(4.4)	(60.4)	(4.9)	(2.2)	31.7
(27.3)	(30.3)	(8.1)	(38.4)	(26.3)	(17.2)	35.3
(35.1)	(51.4)	(2.7)	(43.2)	(59.5)	(-)	38.9
(18.1)	(20.4)	(3.7)	(30.3)	(26.9)	(17.4)	43.2
(50.0)	(30.0)	(20.0)	(60.0)	(30.0)	(20.0)	8.0
(6.6)	(4.2)	(12.7)	(53.2)	(15.3)	(20.9)	52.0
(5.5)	(4.9)	(8.1)	(40.2)	(20.4)	(17.1)	20.3
(34.1)	(19.5)	(31.7)	(47.6)	(32.9)	(-)	6.7
(16.7)	(-)	(-)	(91.7)	(16.7)	(8.3)	33.9
(10.9)	(24.3)	(0.8)	(27.2)	(5.4)	(24.7)	30.2
(41.2)	(29.4)	(36.8)	(36.8)	(30.9)	(17.6)	3.2
(28.3)	(15.2)	(20.9)	(39.3)	(32.4)	(9.0)	3.0
(29.0)	(11.0)	(20.4)	(36.2)	(24.0)	(9.1)	6.3
(11.7)	(13.0)	(7.2)	(46.0)	(23.7)	(4.9)	20.9
(2.2)	(20.6)	(2.7)	(30.4)	(17.9)	(19.8)	48.9

(2) 管理職研修

産 規	業 模	企 業 計	法施行前か ら、男女と も同じであ ったので、 変更は必 ず必要は なかった	変 更 し た (内訳はM. A.)	訓練対象を 男女同一に した	訓練期間を 男女同一に した
調 査 産 業、規 模 計		100.0	29.7	3.0 (100.0)	(29.7)	(6.0)
D 鉱 業		100.0	17.1	2.0 (100.0)	(25.0)	(-)
E 建 設 業		100.0	22.2	2.8 (100.0)	(34.5)	(1.2)
F 製 造 業		100.0	28.2	3.0 (100.0)	(35.7)	(10.6)
食 料 品 ・ た ば こ		100.0	27.0	4.5 (100.0)	(22.2)	(22.2)
繊 維 ・ 衣 服		100.0	27.3	0.1 (100.0)	(25.0)	(-)
出 版 ・ 印 刷		100.0	36.9	0.3 (100.0)	(100.0)	(-)
金 属 製 品		100.0	24.3	1.2 (100.0)	(57.1)	(-)
一 般 機 械		100.0	29.4	1.5 (100.0)	(10.8)	(2.7)
電 気 機 器		100.0	29.1	5.7 (100.0)	(37.6)	(9.8)
輸 送 用 機 器		100.0	34.5	3.4 (100.0)	(33.3)	(-)
精 密 機 器		100.0	30.6	3.3 (100.0)	(32.0)	(12.0)
そ の 他		100.0	26.2	4.2 (100.0)	(41.6)	(10.1)
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		100.0	44.6	2.7 (100.0)	(66.7)	(66.7)
H 運 輸 ・ 通 信 業		100.0	26.7	3.2 (100.0)	(11.0)	(-)
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店		100.0	39.3	3.5 (100.0)	(25.5)	(5.2)
J 金 融 ・ 保 險 業		100.0	60.2	4.9 (100.0)	(68.0)	(4.0)
K 不 動 産 業		100.0	27.2	1.3 (100.0)	(-)	(-)
L サ ー ビ ス 業		100.0	32.0	2.1 (100.0)	(19.2)	(1.6)
5,000 人 以 上		100.0	79.3	6.5 (100.0)	(78.6)	(42.9)
1,000 ～ 4,999 人		100.0	72.3	7.2 (100.0)	(65.0)	(12.5)
300 ～ 999 人		100.0	50.6	5.4 (100.0)	(38.8)	(12.3)
100 ～ 299 人		100.0	37.5	3.8 (100.0)	(37.9)	(8.8)
30 ～ 99 人		100.0	23.8	2.4 (100.0)	(20.0)	(2.2)

(%)

現場実習を 男女同一に した	合宿訓練を 男女同一に した	一般教養訓 練を男女同 一にした	職務関連訓 練を男女同 一にした	そ の 他	該当する教育 訓練は実施 していない	不 詳
(7.1)	(3.2)	(15.5)	(22.6)	(38.3)	60.9	6.4
(-)	(-)	(-)	(75.0)	(-)	77.4	3.5
(0.3)	(0.6)	(1.2)	(31.4)	(35.1)	68.5	6.5
(11.7)	(4.1)	(16.6)	(23.4)	(30.2)	63.3	5.5
(19.3)	(19.3)	(34.8)	(50.4)	(28.1)	64.7	3.8
(-)	(-)	(-)	(75.0)	(-)	69.0	3.6
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	50.4	12.4
(-)	(-)	(-)	(7.1)	(35.7)	69.3	5.2
(-)	(-)	(10.8)	(73.0)	(18.9)	62.9	6.3
(9.3)	(1.0)	(28.9)	(9.3)	(33.0)	61.8	3.5
(-)	(-)	(5.6)	(25.9)	(35.2)	54.1	8.0
(4.0)	(4.0)	(8.0)	(12.0)	(68.0)	57.3	8.8
(15.9)	(1.0)	(6.2)	(16.2)	(26.9)	63.8	5.8
(33.3)	(33.3)	(66.7)	(33.3)	(33.3)	46.4	6.3
(-)	(-)	(34.3)	(28.1)	(43.8)	59.7	10.4
(5.2)	(5.2)	(14.3)	(17.0)	(51.4)	51.5	5.7
(-)	(-)	(24.0)	(24.0)	(-)	32.2	2.7
(-)	(40.0)	(-)	(40.0)	(60.0)	64.0	7.5
(15.2)	(1.6)	(16.8)	(1.6)	(50.4)	58.3	7.6
(14.3)	(35.7)	(42.9)	(42.9)	(28.6)	8.8	5.5
(5.0)	(10.0)	(13.8)	(16.3)	(28.8)	18.4	2.2
(9.8)	(9.6)	(16.4)	(24.2)	(34.7)	39.6	4.4
(11.4)	(4.9)	(20.0)	(35.3)	(24.2)	52.3	6.4
(4.2)	(-)	(12.7)	(15.5)	(47.6)	67.1	6.7

(3) 業務の遂行に必要な能力を付与する研修

産 規	業 模	企 業 計	法施行前か も同じ取扱 いであった ので、変更 する必要は なかった	変 更 し た (内訳はM. A.)	訓練対象を 男女同一に した	訓練期間を 男女同一に した
調 査 産 業、規 模 計		100.0	42.3	4.7 (100.0)	(32.5)	(5.3)
D 鉱 業		100.0	32.2	3.5 (100.0)	(57.1)	(-)
E 建 設 業		100.0	29.3	5.9 (100.0)	(31.3)	(0.7)
F 製 造 業		100.0	40.5	4.1 (100.0)	(38.4)	(7.0)
食 料 品・た ば こ		100.0	37.4	3.0 (100.0)	(60.4)	(18.7)
繊 維・衣 服		100.0	34.8	1.0 (100.0)	(4.9)	(-)
出 版・印 刷		100.0	51.1	1.6 (100.0)	(15.4)	(-)
金 属 製 品		100.0	32.3	3.8 (100.0)	(50.0)	(3.3)
一 般 機 械		100.0	45.0	1.6 (100.0)	(50.0)	(2.5)
電 気 機 器		100.0	49.6	7.8 (100.0)	(38.6)	(9.0)
輸 送 用 機 器		100.0	49.7	5.0 (100.0)	(27.5)	(-)
精 密 機 器		100.0	41.4	4.9 (100.0)	(26.3)	(2.6)
そ の 他		100.0	37.4	6.0 (100.0)	(37.7)	(7.4)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業		100.0	62.5	5.4 (100.0)	(33.3)	(16.7)
H 運 輸・通 信 業		100.0	38.4	3.9 (100.0)	(15.6)	(-)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店		100.0	54.3	5.7 (100.0)	(23.8)	(10.0)
J 金 融・保 險 業		100.0	68.0	8.8 (100.0)	(57.8)	(11.1)
K 不 動 産 業		100.0	48.1	1.8 (100.0)	(-)	(-)
L サ ー ビ ス 業		100.0	52.3	3.8 (100.0)	(48.9)	(0.4)
5,000 人 以 上		100.0	81.1	11.1 (100.0)	(70.8)	(33.3)
1,000 ～ 4,999 人		100.0	76.6	10.5 (100.0)	(59.8)	(14.5)
300 ～ 999 人		100.0	64.2	7.6 (100.0)	(40.8)	(13.3)
100 ～ 299 人		100.0	53.4	5.7 (100.0)	(41.5)	(8.2)
30 ～ 99 人		100.0	35.5	4.0 (100.0)	(24.2)	(1.5)

(%)

現場実習を 男女同一に した	合宿訓練を 男女同一に した	一般教養訓 練を男女同 一にした	職務関連訓 練を男女同 一にした	そ の 他	該当する教育 訓練は実施し ていない	不 詳
(8.4)	(2.3)	(10.8)	(39.5)	(20.8)	48.0	4.9
(-)	(-)	(42.9)	(85.7)	(-)	61.3	3.0
(0.3)	(0.6)	(0.6)	(49.0)	(20.5)	59.3	5.4
(14.8)	(2.6)	(18.4)	(39.0)	(8.7)	51.5	3.9
(14.3)	(15.4)	(33.0)	(29.7)	(-)	53.9	5.7
(-)	(-)	(36.6)	(58.5)	(-)	60.6	3.6
(-)	(-)	(84.6)	(-)	(-)	41.1	6.1
(10.0)	(1.1)	(12.2)	(62.2)	(8.9)	60.4	3.5
(27.5)	(2.5)	(27.5)	(45.0)	(7.5)	51.2	2.2
(21.7)	(2.6)	(32.2)	(37.1)	(0.7)	41.8	0.8
(-)	(1.3)	(12.5)	(30.0)	(30.0)	40.1	5.2
(5.3)	(2.6)	(2.6)	(36.8)	(42.1)	45.6	8.1
(16.3)	(0.9)	(4.1)	(39.1)	(9.9)	52.4	4.2
(16.7)	(-)	(16.7)	(16.7)	(33.3)	28.6	3.6
(7.2)	(0.8)	(21.6)	(21.6)	(34.0)	48.7	9.0
(7.2)	(4.0)	(7.4)	(39.4)	(40.1)	36.1	3.9
(2.2)	(4.4)	(20.0)	(26.7)	(2.2)	21.4	1.8
(-)	(28.6)	(-)	(57.1)	(42.9)	45.0	5.1
(8.9)	(0.4)	(0.4)	(34.7)	(8.4)	36.9	6.9
(12.5)	(25.0)	(37.5)	(58.3)	(12.5)	5.1	2.8
(8.5)	(16.2)	(17.9)	(33.3)	(21.4)	11.7	1.3
(7.8)	(9.4)	(16.2)	(30.1)	(22.3)	25.5	2.7
(11.9)	(1.8)	(13.5)	(42.5)	(11.4)	36.9	4.0
(6.8)	(-)	(7.6)	(39.9)	(25.2)	55.0	5.6

第9表 福利厚生の措置の変更状況

福利厚生の措置	規 模	企業計	法施行前か ら、男女とも 同じ取扱いで あったので、 変更する必要 はなかった	変 更 し た (内訳はM. A.)
住宅資金の貸付け	規 模 計	100.0	27.3	0.7 (100.0)
	5,000 人以上	100.0	88.0	6.5 (100.0)
	1,000 ～4,999人	100.0	74.2	6.3 (100.0)
	300 ～ 999人	100.0	54.0	2.0 (100.0)
	100 ～ 299人	100.0	33.5	0.8 (100.0)
	30 ～ 99人	100.0	21.2	0.3 (100.0)
短期の生活資金の 貸付け	規 模 計	100.0	35.9	0.5 (100.0)
	5,000 人以上	100.0	74.7	2.8 (100.0)
	1,000 ～4,999人	100.0	70.3	0.9 (100.0)
	300 ～ 999人	100.0	52.8	0.7 (100.0)
	100 ～ 299人	100.0	40.7	0.6 (100.0)
	30 ～ 99人	100.0	31.6	0.5 (100.0)
教育資金の貸付け	規 模 計	100.0	20.2	0.4 (100.0)
	5,000 人以上	100.0	70.0	1.8 (100.0)
	1,000 ～4,999人	100.0	55.5	1.3 (100.0)
	300 ～ 999人	100.0	36.0	0.5 (100.0)
	100 ～ 299人	100.0	24.7	0.7 (100.0)
	30 ～ 99人	100.0	16.1	0.3 (100.0)
生命保険料の 一部補助	規 模 計	100.0	12.2	0.1 (100.0)
	5,000 人以上	100.0	30.9	0.9 (100.0)
	1,000 ～4,999人	100.0	21.2	0.8 (100.0)
	300 ～ 999人	100.0	13.5	0.1 (100.0)
	100 ～ 299人	100.0	11.9	0.2 (100.0)
	30 ～ 99人	100.0	11.8	0.1 (100.0)

(%)

対象者 を同一 とし た 対 男 性	貸付 金 の 内 容 は 同 一 の 条 件 に し た	該 当 す る 福 措 を と り つ け る 利 厚 を い ない	不 詳
(61.1)	(38.9)	67.8	4.3
(42.9)	(57.1)	4.6	0.9
(64.3)	(35.7)	18.0	1.5
(76.5)	(23.5)	41.9	2.0
(19.2)	(80.8)	62.3	3.4
(90.5)	(9.5)	73.6	4.9
(44.7)	(56.2)	59.6	4.0
(83.3)	(50.0)	21.2	1.4
(80.0)	(30.0)	27.6	1.2
(76.7)	(23.3)	44.5	1.9
(58.5)	(41.5)	55.5	3.3
(30.9)	(69.1)	63.5	4.5
(65.1)	(36.0)	74.1	5.2
(75.0)	(75.0)	26.3	1.8
(73.3)	(33.3)	41.2	2.0
(73.7)	(26.3)	60.6	3.0
(65.2)	(34.8)	70.5	4.1
(62.5)	(37.5)	77.7	5.9
(70.9)	(30.2)	82.1	5.6
(100.0)	(50.0)	63.6	4.6
(66.7)	(33.3)	75.0	3.1
(25.0)	(75.0)	82.3	4.1
(48.6)	(51.4)	83.1	4.8
(100.0)	(—)	82.0	6.1

第9表の2 福利厚生措置の変更状況

福利厚生の措置	規 模	企業計	法施行前か 男女とも 同し取扱い であったので 変更する必要 はなかった	変 更 し た (内訳はM. A.)
子弟の教育のための 奨学金の支給	規 模 計	100.0	7.2	0.1 (100.0)
	5,000 人以上	100.0	28.1	0.5 (100.0)
	1,000 ～4,999人	100.0	21.2	0.6 (100.0)
	300 ～ 999人	100.0	11.4	0.0 (100.0)
	100 ～ 299人	100.0	8.1	0.3 (100.0)
	30 ～ 99人	100.0	6.0	0.0 (100.0)
財形貯蓄に対する 奨励金の支給	規 模 計	100.0	13.9	0.4 (100.0)
	5,000 人以上	100.0	58.5	1.4 (100.0)
	1,000 ～4,999人	100.0	45.7	0.8 (100.0)
	300 ～ 999人	100.0	26.0	0.2 (100.0)
	100 ～ 299人	100.0	19.5	0.2 (100.0)
	30 ～ 99人	100.0	9.8	0.4 (100.0)
住宅ローンの 利子補給	規 模 計	100.0	10.2	0.3 (100.0)
	5,000 人以上	100.0	68.2	2.8 (100.0)
	1,000 ～4,999人	100.0	48.3	3.4 (100.0)
	300 ～ 999人	100.0	25.4	1.0 (100.0)
	100 ～ 299人	100.0	12.9	0.2 (100.0)
	30 ～ 99人	100.0	6.6	0.2 (100.0)
世帯用住宅の貸与	規 模 計	100.0	21.3	1.3 (100.0)
	5,000 人以上	100.0	77.0	9.7 (100.0)
	1,000 ～4,999人	100.0	52.6	6.9 (100.0)
	300 ～ 999人	100.0	31.5	3.1 (100.0)
	100 ～ 299人	100.0	24.3	1.5 (100.0)
	30 ～ 99人	100.0	18.2	0.8 (100.0)

(%)

対象者 に男女 を同一 とした	貸付け 又は内 容を同 じにした	該当する 厚生を とらない	不詳
(39.1)	(60.9)	86.7	6.0
(-)	(100.0)	67.3	4.1
(57.1)	(42.9)	75.0	3.2
(-)	(100.0)	84.2	4.3
(15.9)	(84.1)	86.6	5.0
(100.0)	(-)	87.4	6.6
(64.3)	(44.1)	80.2	5.6
(100.0)	(33.3)	37.8	2.3
(77.8)	(22.2)	52.2	1.3
(100.0)	(-)	70.7	3.2
(48.6)	(100.0)	76.1	4.2
(64.9)	(35.1)	83.3	6.5
(52.9)	(47.6)	83.7	5.8
(66.7)	(50.0)	27.2	1.8
(71.1)	(28.9)	46.1	2.2
(53.7)	(46.3)	70.3	3.4
(28.1)	(71.9)	82.2	4.6
(52.8)	(47.2)	86.6	6.5
(73.8)	(26.6)	72.2	5.2
(76.2)	(33.3)	10.6	2.8
(77.9)	(23.4)	36.5	3.9
(78.0)	(22.0)	60.4	5.0
(69.4)	(30.6)	69.7	4.5
(74.0)	(26.0)	75.4	5.6

第10表 独身寮の有無と男子寮のみの場合の女子に対する対応

産 規 業 模	企 業 計	独身寮あり	男女双方	男子のみ
調 査 産 業、規 模 計	100.0	34.0(100.0)	(39.6)	(55.9) [100.0]
D 鉱 業	100.0	32.7(100.0)	(24.6)	(75.4) [100.0]
E 建 設 業	100.0	42.9(100.0)	(30.6)	(69.3) [100.0]
F 製 造 業	100.0	31.7(100.0)	(38.1)	(55.7) [100.0]
食 料 品・た ば こ	100.0	30.3(100.0)	(51.2)	(43.6) [100.0]
繊 維・衣 服	100.0	27.4(100.0)	(52.1)	(12.8) [100.0]
出 版・印 刷	100.0	23.4(100.0)	(52.9)	(47.1) [100.0]
金 属 製 品	100.0	27.5(100.0)	(31.3)	(68.7) [100.0]
一 般 機 械	100.0	42.8(100.0)	(15.0)	(85.0) [100.0]
電 気 機 器	100.0	28.4(100.0)	(40.5)	(55.6) [100.0]
輸 送 用 機 器	100.0	41.5(100.0)	(23.6)	(71.4) [100.0]
精 密 機 器	100.0	26.7(100.0)	(49.8)	(45.9) [100.0]
そ の 他	100.0	34.2(100.0)	(36.8)	(62.3) [100.0]
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	37.5(100.0)	(16.7)	(83.3) [100.0]
H 運 輸・通 信 業	100.0	18.7(100.0)	(20.9)	(67.7) [100.0]
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	100.0	37.6(100.0)	(43.9)	(50.4) [100.0]
J 金 融・保 險 業	100.0	59.0(100.0)	(49.5)	(48.8) [100.0]
K 不 動 産 業	100.0	22.6(100.0)	(29.5)	(63.6) [100.0]
L サ ー ビ ス 業	100.0	33.8(100.0)	(70.3)	(28.5) [100.0]
5,000 人以上	100.0	97.2(100.0)	(56.9)	(42.7) [100.0]
1,000 ～4,999 人	100.0	89.6(100.0)	(46.6)	(50.1) [100.0]
300 ～ 999 人	100.0	67.3(100.0)	(36.4)	(58.3) [100.0]
100 ～ 299 人	100.0	40.7(100.0)	(36.9)	(58.5) [100.0]
30 ～ 99 人	100.0	26.9(100.0)	(40.9)	(54.8) [100.0]

(%)

とくに何も していない	(M. A.)		女子のみ	独身寮なし
	女子寮を建設中 又は計画中	女子には借り上げを する等何らかの代替 措置をとっている		
[86.5]	[1.4]	[12.1]	(4.4)	66.0
[87.8]	[2.0]	[10.2]	(-)	67.3
[94.0]	[0.8]	[5.7]	(0.1)	57.1
[86.4]	[0.5]	[12.8]	(6.2)	68.2
[90.6]	[0.5]	[8.9]	(5.2)	69.7
[77.2]	[-]	[22.8]	(35.1)	72.6
[85.2]	[-]	[14.8]	(-)	76.5
[86.5]	[-]	[13.5]	(-)	72.1
[90.0]	[-]	[10.0]	(-)	57.2
[86.9]	[0.9]	[12.2]	(3.9)	71.5
[89.4]	[0.2]	[10.4]	(-)	58.5
[86.2]	[-]	[13.8]	(4.4)	73.3
[83.0]	[1.1]	[15.0]	(0.9)	65.8
[68.6]	[2.9]	[28.6]	(-)	62.5
[82.0]	[-]	[17.4]	(11.5)	81.2
[79.6]	[4.4]	[16.0]	(5.7)	62.3
[67.3]	[5.4]	[27.2]	(1.7)	41.0
[89.3]	[1.8]	[8.9]	(6.8)	77.4
[83.5]	[0.4]	[16.1]	(1.2)	66.2
[45.6]	[6.7]	[48.9]	(0.5)	2.8
[69.8]	[3.6]	[26.2]	(3.3)	10.1
[74.2]	[0.9]	[24.4]	(5.3)	32.5
[84.7]	[0.7]	[14.8]	(4.5)	59.2
[92.4]	[1.7]	[5.9]	(4.3)	73.1

第11表 男女別定年制の改善に伴う諸人事管理制度の改善状況

産 規 業 模	企 業 計	法施行前から、 男女別定年制はな く、対応する必要 はなかった	改 善 し た (内訳はM. A.)	女子の職域 の見直し
調 査 産 業、規 模 計	100.0	82.1	15.0 (100.0)	(9.8)
D 鉱 業	100.0	84.4	12.1 (100.0)	(-)
E 建 設 業	100.0	80.5	15.2 (100.0)	(1.5)
F 製 造 業	100.0	79.6	17.4 (100.0)	(9.7)
食 料 品・た ば こ	100.0	83.3	15.2 (100.0)	(8.4)
繊 維・衣 服	100.0	78.3	17.8 (100.0)	(2.0)
出 版・印 刷	100.0	85.1	12.9 (100.0)	(1.0)
金 属 製 品	100.0	79.9	17.7 (100.0)	(10.1)
一 般 機 械	100.0	78.5	17.6 (100.0)	(16.7)
電 気 機 器	100.0	76.7	20.2 (100.0)	(3.6)
輸 送 用 機 器	100.0	84.8	14.0 (100.0)	(20.2)
精 密 機 器	100.0	78.8	19.9 (100.0)	(27.5)
そ の 他	100.0	78.2	18.0 (100.0)	(12.9)
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	92.9	5.4 (100.0)	(-)
H 運 輸・通 信 業	100.0	81.0	15.2 (100.0)	(9.8)
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	100.0	89.0	10.3 (100.0)	(19.1)
J 金 融・保 険 業	100.0	93.5	6.5 (100.0)	(12.1)
K 不 動 産 業	100.0	89.5	6.9 (100.0)	(-)
L サ ー ビ ス 業	100.0	81.7	15.3 (100.0)	(13.6)
5,000 人以上	100.0	94.5	4.6 (100.0)	(10.0)
1,000 ～ 4,999 人	100.0	89.5	10.1 (100.0)	(13.4)
300 ～ 999 人	100.0	83.4	14.7 (100.0)	(10.6)
100 ～ 299 人	100.0	81.2	14.9 (100.0)	(13.8)
30 ～ 99 人	100.0	82.1	15.2 (100.0)	(8.3)

(%)

人事処遇制 度（昇進昇 格制度）の 見直し	女子の能力 開発の見直 し	賃金制度の 見直し	退職金制度 の見直し	そ の 他	改善に当た って見直し た事項はな い	不 詳
(7.2)	(4.6)	(10.9)	(15.3)	(13.5)	(57.0)	2.9
(-)	(-)	(16.7)	(-)	(-)	(83.3)	3.5
(1.3)	(1.2)	(2.3)	(3.5)	(8.7)	(85.5)	4.3
(9.5)	(6.6)	(15.6)	(19.3)	(17.8)	(46.8)	3.0
(14.1)	(2.0)	(23.6)	(10.6)	(13.4)	(57.5)	1.5
(7.1)	(8.7)	(7.3)	(33.5)	(7.5)	(43.0)	3.9
(1.0)	(1.0)	(22.4)	(22.4)	(5.9)	(71.7)	2.0
(21.3)	(13.5)	(17.4)	(26.3)	(19.3)	(40.8)	2.5
(5.7)	(6.1)	(12.4)	(7.9)	(24.0)	(51.4)	3.9
(8.0)	(2.6)	(34.7)	(20.3)	(13.7)	(37.9)	3.1
(3.1)	(9.0)	(11.2)	(15.2)	(20.6)	(42.2)	1.2
(15.7)	(6.5)	(11.8)	(11.8)	(19.0)	(51.0)	1.3
(9.4)	(7.4)	(8.0)	(16.4)	(26.1)	(46.7)	3.8
(-)	(-)	(-)	(-)	(33.3)	(66.7)	1.8
(7.5)	(1.8)	(2.0)	(12.8)	(3.5)	(66.9)	3.8
(2.6)	(0.1)	(17.4)	(15.9)	(5.4)	(54.6)	0.7
(15.2)	(6.1)	(15.2)	(27.3)	(18.2)	(39.4)	-
(-)	(-)	(-)	(18.5)	(74.1)	(25.9)	3.6
(12.8)	(10.7)	(4.2)	(19.9)	(21.8)	(47.0)	3.0
(20.0)	(10.0)	(20.0)	(10.0)	(30.0)	(30.0)	0.9
(12.5)	(5.4)	(17.9)	(25.9)	(30.4)	(27.7)	0.4
(13.6)	(4.0)	(16.3)	(24.8)	(17.1)	(41.8)	1.9
(10.2)	(8.6)	(18.0)	(24.2)	(13.3)	(43.4)	3.9
(5.4)	(3.3)	(8.0)	(11.3)	(12.9)	(63.4)	2.6

第12表 結婚・妊娠・出産退職制の改善に伴う諸人事管理制度の改善状況

産 規	業 模	企 業 計	法施行前から、 男女別定年制はな く、対応する必要 はなかった	改 善 し た (内訳はM. A.)	女子の職域 の見直し
調 査 産 業、規 模 計		100.0	92.7	3.8 (100.0)	(7.5)
D 鉱 業		100.0	96.5	2.5 (100.0)	(-)
E 建 設 業		100.0	93.3	4.9 (100.0)	(3.2)
F 製 造 業		100.0	92.5	4.3 (100.0)	(2.5)
	食 料 品 ・ た ば こ	100.0	89.4	4.4 (100.0)	(-)
	織 維 ・ 衣 服	100.0	90.1	7.9 (100.0)	(-)
	出 版 ・ 印 刷	100.0	92.9	3.3 (100.0)	(-)
	金 属 製 品	100.0	97.4	1.9 (100.0)	(-)
	一 般 機 械	100.0	93.0	3.3 (100.0)	(-)
	電 気 機 器	100.0	95.2	3.7 (100.0)	(-)
	輸 送 用 機 器	100.0	94.6	1.5 (100.0)	(-)
	精 密 機 器	100.0	93.4	4.7 (100.0)	(2.8)
	そ の 他	100.0	91.4	4.2 (100.0)	(8.9)
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業 ・ 水 道 業		100.0	96.4	0.9 (100.0)	(-)
H 運 輪 ・ 通 信 業		100.0	92.7	1.3 (100.0)	(2.4)
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店		100.0	92.3	3.7 (100.0)	(29.5)
J 金 融 ・ 保 険 業		100.0	96.9	1.2 (100.0)	(-)
K 不 動 産 業		100.0	92.5	2.1 (100.0)	(-)
L サ ー ビ ス 業		100.0	92.6	3.0 (100.0)	(-)
5,000 人以上		100.0	98.2	0.9 (100.0)	(-)
1,000 ～ 4,999 人		100.0	97.5	2.1 (100.0)	(8.7)
300 ～ 999 人		100.0	95.6	2.6 (100.0)	(0.9)
100 ～ 299 人		100.0	93.0	3.6 (100.0)	(11.1)
30 ～ 99 人		100.0	92.1	4.0 (100.0)	(6.8)

(%)

人事処遇制 度（昇進昇 格制度）の 見直し	女子の能力 開発の見直 し	賃金制度の 見直し	退職金制度 の見直し	そ の 他	改善に当た って見直し した事項はな い	不 詳
(2.0)	(1.8)	(2.2)	(8.2)	(10.9)	(78.3)	3.5
(-)	(-)	(-)	(20.0)	(-)	(80.0)	1.0
(0.7)	(-)	(0.7)	(0.9)	(-)	(96.0)	1.8
(3.9)	(3.9)	(4.4)	(2.4)	(8.9)	(83.2)	3.3
(-)	(-)	(-)	(0.8)	(-)	(99.2)	6.2
(-)	(-)	(4.5)	(0.3)	(-)	(95.3)	2.0
(-)	(-)	(41.5)	(-)	(-)	(58.5)	3.8
(-)	(-)	(-)	(18.2)	(-)	(81.8)	0.7
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	3.7
(-)	(-)	(-)	(-)	(44.1)	(55.9)	1.1
(-)	(-)	(-)	(-)	(4.2)	(95.8)	3.9
(-)	(-)	(-)	(11.1)	(2.8)	(86.1)	2.0
(14.5)	(14.5)	(4.3)	(4.3)	(14.1)	(72.7)	4.4
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	2.7
(-)	(-)	(-)	(-)	(6.0)	(91.7)	6.0
(-)	(-)	(-)	(23.7)	(21.5)	(46.9)	4.1
(-)	(-)	(-)	(-)	(33.3)	(66.7)	2.0
(-)	(-)	(-)	(-)	(12.5)	(87.5)	5.4
(-)	(-)	(-)	(33.3)	(33.3)	(66.7)	4.4
(-)	(-)	(-)	(50.0)	(50.0)	(-)	0.9
(-)	(-)	(-)	(21.7)	(4.3)	(65.2)	0.4
(3.8)	(-)	(3.8)	(18.9)	(7.5)	(73.6)	1.8
(-)	(-)	(3.7)	(3.2)	(5.8)	(77.2)	3.4
(2.5)	(2.5)	(1.7)	(8.9)	(12.7)	(79.2)	3.8

第13表 女子の活用方針 (M. A.)

産 業 規 模	企 業 計	法 施 行 前 女 子 針 後 いく	法 施 行 前 女 子 針 後 いく	法 施 行 前 女 子 針 後 いく	法 施 行 前 女 子 針 後 いく
調 査 産 業 、 規 模 計	100.0	61.0	33.0	20.4	
D 鉱 業	100.0	59.8	23.1	14.1	
E 建 設 業	100.0	54.1	25.0	18.1	
F 製 造 業	100.0	61.3	34.3	19.7	
食 料 品 ・ た ば こ	100.0	61.2	35.7	22.1	
織 維 ・ 衣 服	100.0	59.9	21.5	15.9	
出 版 ・ 印 刷	100.0	67.0	38.6	19.9	
金 属 製 品	100.0	65.1	40.3	23.0	
一 般 機 械	100.0	58.0	35.3	20.8	
電 気 機 器	100.0	63.7	35.7	18.8	
輸 送 用 機 器	100.0	61.2	44.8	19.8	
精 密 機 器	100.0	62.8	35.5	18.6	
そ の 他	100.0	59.7	34.9	20.1	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業	100.0	63.4	31.3	22.3	
G ・ 水 道 業	100.0	59.9	20.3	11.8	
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	60.1	43.0	28.7	
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	100.0	67.5	40.8	31.6	
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	67.1	35.7	22.4	
K 不 動 産 業	100.0	75.0	35.1	19.1	
L サ ー ビ ス 業	100.0	59.4	37.3	31.3	
5,000 人 以 上	100.0	57.8	42.5	38.9	
1,000 ~ 4,999 人	100.0	54.1	44.0	33.4	
300 ~ 999 人	100.0	61.8	38.5	22.6	
100 ~ 299 人	100.0	61.4	29.8	18.0	
30 ~ 99 人	100.0				

(%)

女子の定着を図るために育児休業制や再雇用制度を導入するなど女子が就業しやすい環境を整える	そ の 他	不 詳
11.1	6.9	2.2
8.0	5.0	6.0
13.9	15.6	2.9
11.1	5.0	1.4
14.5	4.7	2.1
19.5	6.8	1.2
9.3	2.5	0.1
7.9	2.9	—
8.1	8.2	3.2
10.1	1.5	2.2
5.8	3.8	2.9
6.5	4.2	1.8
9.2	6.1	0.7
1.8	3.6	1.8
6.5	12.6	7.7
11.4	1.7	1.4
8.2	1.8	—
2.3	1.8	—
11.2	3.8	0.3
9.2	2.3	—
12.0	1.4	0.5
7.5	2.9	0.5
9.2	2.8	2.2
12.1	8.8	2.4

第14表 女子の活用に当たっての問題点 (M. A.)

産 業 規 模	企 業 計	顧客や取引先を含めた社会での理解が不十分である	女子の勤続年数が平均的に短い	一般的に企業は、女子が求める能力・意欲を備えていない	家庭責任を考慮する必要がある
調 査 産 業 、 規 模 計	100.0	19.1	51.1	29.1	34.3
D 鉱 業	100.0	17.6	43.7	24.1	40.2
B 建 設 業	100.0	17.6	46.7	28.3	31.4
F 製 造 業	100.0	19.2	45.1	30.3	40.8
食 料 品 ・ た ば こ	100.0	18.5	40.5	30.4	43.1
繊 維 ・ 衣 服	100.0	14.8	42.2	23.0	35.9
出 版 ・ 印 刷	100.0	20.5	52.1	24.7	35.5
金 属 製 品	100.0	23.9	50.6	38.7	49.1
一 般 機 械	100.0	15.6	53.8	34.0	38.3
電 気 機 器	100.0	19.2	39.4	32.1	48.8
輸 送 用 機 器	100.0	20.4	44.7	30.1	40.9
精 密 機 器	100.0	16.6	38.4	24.6	37.6
そ の 他	100.0	21.4	45.8	31.8	38.5
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	19.6	62.5	18.8	30.4
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	16.5	47.8	23.7	24.6
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	100.0	22.2	66.5	30.4	31.8
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	31.2	76.5	29.8	25.1
K 不 動 産 業	100.0	24.9	48.6	30.8	24.4
L サ ー ビ ス 業	100.0	16.7	55.4	28.4	27.8
5,000 人以上	100.0	30.4	75.6	18.9	35.5
1,000 ~ 4,999 人	100.0	28.5	78.5	31.0	36.3
300 ~ 999 人	100.0	25.7	68.2	33.6	35.3
100 ~ 299 人	100.0	16.9	54.9	30.0	33.8
30 ~ 99 人	100.0	19.0	47.4	28.4	34.3

(%)

女子には法 制上の制約 がある	雇用管理 改善の全般に 的見直しにか かる時間がか かる	そ の 他	不 詳
24.6	9.4	7.6	5.4
24.6	12.1	4.0	9.5
20.0	15.9	11.4	4.7
27.9	8.8	7.0	6.3
27.2	11.3	7.8	9.8
19.8	7.6	9.6	6.8
38.4	4.4	1.9	7.8
19.1	7.2	7.4	3.1
31.3	8.6	7.4	2.9
31.5	9.6	5.3	7.6
33.8	8.1	7.1	5.5
25.9	8.8	8.8	6.0
29.4	10.0	6.6	6.0
45.5	6.3	5.4	1.8
27.7	7.6	8.5	8.7
21.4	6.1	5.3	1.9
24.1	6.9	3.5	2.2
21.3	12.1	5.1	10.5
22.5	8.6	7.6	6.6
55.3	5.1	6.0	3.2
45.7	10.2	3.0	2.1
43.6	11.2	3.9	3.0
30.3	9.6	5.7	5.1
20.2	9.2	8.8	5.8

第15表 男女均等の取扱いに関する苦情の自主的解決方法 (M. A.)

産 規	業 模	企 業 計	苦情処理機関 に委ねる	人事担当者が 相談を受ける	事の相 当に よる 影響 を受け る 部門 を 相 談 す る
調 査 産 業、規 模 計		100.0	7.2	59.9	43.8
D 鉱 業		100.0	6.0	52.8	44.7
E 建 設 業		100.0	3.7	52.2	34.4
F 製 造 業		100.0	10.0	63.1	44.4
	食 料 品・た ば こ	100.0	14.3	61.3	33.1
	繊 維・衣 服	100.0	6.6	57.2	40.8
	出 版・印 刷	100.0	12.1	56.0	53.6
	金 属 製 品	100.0	9.6	75.0	36.9
	一 般 機 械	100.0	9.2	72.3	43.4
	電 気 機 器	100.0	8.3	61.0	54.8
	輸 送 用 機 器	100.0	11.7	64.9	38.3
	精 密 機 器	100.0	12.1	58.9	48.6
	そ の 他	100.0	10.5	62.9	48.0
G 電 気・ガ ス・熱 供 給 ・ 水 道 業		100.0	25.0	67.0	54.5
H 運 輸・通 信 業		100.0	6.4	46.2	31.5
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店		100.0	5.8	63.7	54.8
J 金 融・保 險 業		100.0	14.7	75.5	55.3
K 不 動 産 業		100.0	4.4	73.0	49.1
L サ ー ビ ス 業		100.0	4.0	65.6	47.6
5,000 人以上		100.0	32.3	71.9	60.4
1,000 ～ 4,999 人		100.0	23.3	80.6	58.2
300 ～ 999 人		100.0	17.4	79.4	57.7
100 ～ 299 人		100.0	9.5	70.3	55.2
30 ～ 99 人		100.0	4.9	54.0	38.1

(%)

職場内で 話し合いを する	そ の 他	不 詳
30.6	3.2	2.6
30.2	2.0	—
34.1	4.4	2.8
30.2	2.8	2.0
26.7	1.7	3.8
32.5	1.7	3.6
26.8	3.0	0.4
31.8	1.4	0.8
22.8	7.6	1.8
33.7	2.6	1.6
33.5	4.6	4.1
22.4	4.3	1.8
31.5	2.0	1.0
27.7	2.7	0.9
28.8	4.6	7.9
31.6	2.1	1.3
39.6	2.9	—
24.2	1.8	—
25.6	4.0	2.0
43.3	3.7	—
35.8	2.5	0.2
30.3	1.9	0.6
25.7	2.3	1.9
32.2	3.7	3.1

総務庁承認番号 海 15922
承認期限 昭和62年4月30日まで

*県番号	*企業一連番号	*産業分類番号	*企業規模番号	*全常用労働者中の女子割合番号

*印欄は記入しないで下さい。

調査票 その1

昭和61年度



女子労働者の雇用管理に関する調査票

労働省婦人局

この調査票に記入された事項を統計以外の目的のために使用することは絶対にありませんから、
事実をありのまま記入してください。

記入上の注意

- この調査は、昭和62年2月1日現在で記入し、特にことわりのない限り、あてはまる番号を1つ○で囲んでください。また、()内は具体的に記入してください。
- この調査は、企業を単位として調査を行います。本社だけでなく、支店、工場等を含め企業全体の雇用管理について記入してください。
- この調査は、常用労働者(注1)を対象として行うものです。
- 記入が終わった調査票は、同封の返信用封筒により、昭和62年2月28日までに右記へ返送してください。
- 記入に当たってわかりにくい点は、下記婦人少年室又は婦人局婦人政策課(電話:03-593-1211 内線5625)までお問い合わせください。

記入者	所属部署	(TEL)
	役 職 名	
	氏 名	

I 企業の属性に関する事項

企 業 名					
所 在 地					
主な事業内容 又は主要製品					
本社以外の支店 工場等の有無	あ り	1	企業の全常用労働者数(注1)	人	
	な し	2			
労働組合の有無	あ り	1	(うち女子)		(人)
	な し	2			

(注1) 常用労働者とは次のものをいいます。

- イ 期間を定めず又は1ヵ月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ロ 臨時又は日雇で前2ヵ月(61年12月、62年1月)の各月において18日以上雇用されている者
 - ハ 専任、理事などの役員で、常時出勤し、一定の職務に従事し、利潤分配としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則または同じ基準により毎月の給与が算定されている者
- したがって、正規従業員だけでなく、パートタイマー等であっても、上記の条件に該当するものであれば、調査の対象となるものです。

II 女子雇用管理に関する事項

1 募集・採用について

問1 貴社では、昭和62年春卒業予定の新規学年者採用及び昭和61年4月1日以降の中途採用に際して、男女双方またはいずれかを公募(学校、公共職業安定所への求人等の申込み、広告による求人等)しましたか。公募対象者区分ごとに1人でも当該者を公募した場合には、1を○で囲んでください。

公 募 対 象 者		公募した	公募しなかった
新規学年者	高 校 卒	1	2
	短大卒(高専卒を含む)	1	2
	大学卒(大学院卒を除く)	1	2
	専修学校卒 (注2)	1	2
中 途 採 用 者		1	2

(注2) 専修学校とは、職業能力の育成等のため、1年以上の修業年限で、年間800時間(夜間では450時間)以上の教育を行う施設をさします。

○問9及び問10における(注3)の「指針の適用除外」

募集・採用及び配置・昇進については、現時点において事業主が満ちるよう努めるべき当面の具体的な目標を示すものとして、労働大臣が指針を定めています。その指針において、次のような場合には適用除外として、男女異なる取扱いをすることも合理的な理由に基づくものと認められています。

1 次に掲げる職業に従事する労働者に係る場合

(業務の正常な遂行上、男子でなければならないものに限られます。社会通念上、男子に適しているというだけでは該当しません。)

- ① 俳優、モデル等芸術・芸能の分野における演技の真実性等の要請から男子に従事させることが必要である職業
- ② 守衛、警備員等防犯上の要請から男子に従事させることが必要である職業
- ③ その能業務の性質上男子に従事させることが①、②と同程度に必要である職業(例えば、カトリック教会の神父など)

2 労働基準法上、女子については、時間外・休日労働、深夜業、坑内労働又は危険有害業務(重量物取扱いの業務及び有害ガスを発散する場所における業務)について一定の制限があり、又は禁止されているため、通常の業務を遂行するために、女子に対して男子と均等な機会を与え、又は取扱いをすることが困難であると認められる場合

(「通常の業務を遂行するために」とは、日常の業務遂行のほか、あらかじめ確実である繁忙期や将来の人事異動等に対応する場合を含みます)が、突発的な事故の発生等予期せざる事態や将来の可能性に備える場合などは含まれません。

3 風俗、風習等の相違により女子が能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合や、勤務地が通勤不可能な山間僻地にあり、事業主が提供する宿泊施設以外に宿泊することができず、かつその施設を男女共に利用することができない場合など、特別な事情により、女子に対して男子と均等な機会を与え、又は取扱いをすることが困難であると認められる場合

○問10における(注4)の「一定の教育訓練」

男女差別的取扱いが禁止されている基礎的教育訓練として、男女雇用機会均等法に基づく労働省令により、業務遂行の過程外において行われる教育訓練のうち次に該当するものが定められています。

- 1 新入社員を対象として行われる職業に必要な基礎的な能力を付与するための教育訓練(一般教養的な訓練もこれに含まれます。)
- 2 職務上の地位(業務を遂行するための最小単位の組織の長以上のものをいう。)を同じくする労働者(予定者を含む。)を対象として行われる当該地位にある者として必要な能力を付与するための教育訓練(一般教養的な訓練もこれに含まれます。)
- 3 対象となる労働者について、職業上の資格、仕事の種類など一定の要件を設けて行われる当該労働者が従事する(予定を含む。)業務の遂行に直接必要な能力を付与するための教育訓練(一般教養的な訓練はこれには含まれません。)

○問11における(注5)の「住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置」

男女差別的取扱いが禁止されている福利厚生措置として、男女雇用機会均等法により住宅資金の貸付けのほか、これに準ずるものとして供与の条件が明確で相当程度の経済的価値を有する次のものが労働省令で定められています。

- 1 生活資金、教育資金その他労働者の福祉の増進のために行われる資金の貸付け
- 2 労働者の福祉の増進のために定期的に行われる金銭の給付
(生命保険料の一部補助、子弟の教育のための奨学金の支給等)
- 3 労働者の資産形成のために行われる金銭の給付
(財形貯蓄に対する奨励金の支給等)
- 4 住宅(独身寮を除く。)の貸与

調査票 その2

※ 器具号	※ 企業一連番号

※印欄は記入しないで下さい。

〔問〕で1を○で囲んだ公募対象者について回答してください。

問2 男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針では、募集又は採用に当たって、指針の適用除外(注3)に該当するものを除き、募集・採用区分(注4)ごとに、女子であることを理由として募集又は採用の対象から女子を排除しないよう努力することを求めています。これに対応するため公募に関し何らかの変更を行いましたか。

公 募 対 象 者		変更する必要はなかった	変更した		かゝりとした 今までは女子を公募しなかつた	どのように変更するか検討中	まだ検討していない	
			除外に該当する場合は指針の適用	一部のみ募集・採用区分について女子も公募したすべての募集・採用区分				
新規学卒者	高 校 卒	1	2	3	4	5	6	7
	短大卒（高専卒を含む）	1	2	3	4	5	5	7
	大学卒（大学院卒を除く）	1	2	3	4	5	6	7
	専修学校卒（注2）	1	2	3	4	5	6	7
中 途 採 用 者		1	2	3	4	5	6	7

(注3) 指針の適用除外は、調査票その1の裏面をお照ください。

(注4) 労働・採用区分とは、事務系、技術系、旋盤工、運転手、常用・臨時労働者、パートタイマー、正社員等労働者を募集し、又は採用するに当たっての職種、雇用形態、就業形態等の区分をいいます。

〔問2で1、3、4を○で囲んだ公募対象者について回答してください。〕

問3 男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針では、一定の条件を付して男女を募集又は採用する場合、同一の募集・採用区分(注4)の男子と比べて女子に不利な条件を付さないよう努力することを求めています。これに対応するため募集・雇用条件について何らかの変更を行いましたか。(法施行に伴い女子を初めて公募し、当初から女子に条件が付されていない場合は2を○で囲んでください。この場合は、問4の解答は不要です。)

公 募 対 象 者		で変更する必要がある条件を付している女子に不利な施設・設備からすべての募集・採用を行うことについて、女子に不利な条件を付していない女子に不利な条件の一部を解消した女子に不利な募集・採用のすべてを解消した女子に不利な募集・採用	た し て 変 更		どのように変更するか検討中	まだ検討していない
新 規 学 卒 者	高 校 卒	1	2	3	4	5
	短大卒（高専卒を含む）	1	2	3	4	5
	大学卒（大学院卒を除く）	1	2	3	4	5
	専修学校卒 （注2）	1	2	3	4	5
中 途 採 用 者		1	2	3	4	5

→問4 解消した女手に不利な募集・採用条件は何ですか。

該当する番号のすべてを○で囲んでください。

→ 問5 まだ女子についてのみ残っている募集・採用条件は何ですか。

該当する番号のすべてを○で囲んでください。

公 募 対 象 者		一 定 の 資 格 が 必 要	年 齢 制 限	既 婚 者 、 子 供 の 有 無	あ る 者 は 不 可 可	紹 介 者 が 必 要	一 人 住 い 等 不 可 自 宅 適 用 者 の み	そ の 他
新 規 学 卒 者	高 校 卒	1	2	3	4	5	6	
	短 大 卒 (高専卒を含む)	1	2	3	4	5	6	
	大 学 卒 (大学院卒を除く)	1	2	3	4	5	6	
	専修学校卒 (注2)	1	2	3	4	5	6	
中 途 採 用 者		1	2	3	4	5	6	

公 募 対 象 者		一 定 の 技 能 が 必 要 一 定 の 資 格 が 必 要	年 齢 制 限	既 婚 者 既 婚 者 既 婚 者	紹 介 者 が 必 要	自 宅 通 勤 者 の 必 要	そ の 他
新 親 学 卒 者	高 校 卒	1	2	3	4	5	6
	短 大 卒 (高 専 卒 を 含 む)	1	2	3	4	5	6
	大 学 卒 (大 学 院 卒 を 除 く)	1	2	3	4	5	6
	専 断 学 校 卒 (注 2)	1	2	3	4	5	6
中 途 採 用 者		1	2	3	4	5	6

調査票 その3

* 県番号	* 企業一連番号

*印欄は記入しないで下さい。

2 配置について

問8 男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針では、一定の職務への配置に当たって、指針の適用除外(注3)に該当する場合を除き、女子であることを理由として、その対象から女子を排除しないよう努力することを求めています。これに対応するため、配置の方針について何らかの変更を行いましたか。

法施行前から、すべての職務に女子を配置する方針でいたため、変更する必要はなかった	1
すべての職務に女子を配置する方針にした	2
従来男子のみを配置していた職務の一部については女子を配置する方針にした	3
どのように変更するか検討中	4
まだ検討していない	5

(注3) 指針の適用除外は、調査票その1の裏面を参照ください。

3 配置転換について

問7 貴社では、労働者の配置転換を行っていますか。

配置転換の種類		行っている	行っていない
地域的範囲	事業所内配置転換	1	2
	転居を伴わない事業所間配置転換	1	2
	転居を伴う事業所間配置転換	1	2
仕事の内容	仕事の内容が異なる配置転換	1	2
	仕事の内容が同一の配置転換	1	2

問8 男女雇用機会均等法の施行に伴い、女子の配置転換の方針について何らかの変更を行いましたか。

配置転換の種類		法施行前から、男女ともに変更する必要はなかった	変更した すべし 行おう と 男子と 同様に 行った	変更した 一職に に 行 う こと とした 条件 (学歴 等)と 男子と 同様に 行った	変更した 希望に 行 う こと とした 男子と 同様に 行った	ど の よう に 変 更 す る か 検 討 中	まだ 検 討 し て い な い
地域的範囲	事業所内配置転換	1	2	3	4	5	6
	転居を伴わない事業所間配置転換	1	2	3	4	5	6
	転居を伴う事業所間配置転換	1	2	3	4	5	6
仕事の内容	仕事の内容が異なる配置転換	1	2	3	4	5	6
	仕事の内容が同一の配置転換	1	2	3	4	5	6

4 昇進について

問9 男女雇用機会均等法では、昇進(昇格を含む。)に当たって、男女の均等な取扱いに努めるよう求めています。これに対応するため、昇進の制度、方針について何らかの変更を行いましたか。

昇進についての制度、方針	法とつ必要 もた 行 同 じ 取 扱 い を 求 め て い る 男 女 あ る	変 更 し た		ど の よ う に 変 更 す る	まだ 検 討 し て い な い	制度 や 方 針 は 特 に 定 め て い な い
		すべし に した 男子 と 同 一	一部を 男子 と 同 一 に した			
昇進の機会、昇進可能な範囲	1	2	3	4	5	
昇進のために必要な勤続年数、在職年数等の条件	1	2	3	4	5	6
昇進のための試験の受験資格	1	2	3	4	5	6
その他(具体的に)	1	2	3	4	5	

5 教育訓練について

問10 一定の教育訓練(注5)について男女の差別的取扱いを禁止している男女雇用機会均等法の施行に伴い、教育訓練について何らかの変更を行いましたか。変更した場合には該当する変更内容のすべてを○で囲んでください。

教育訓練の種類	法とつ必要 もた 行 同 じ 取 扱 い を 求 め て い る 男 女 あ る	変 更 し た							変 更 し た 内 容 を 記 述 す る
		同 一 に し た 男 女	同 一 に し た 男 女	同 一 に し た 男 女	同 一 に し た 男 女	同 一 に し た 男 女	同 一 に し た 男 女	同 一 に し た 男 女	
新入社員研修 (注5)の1	1	2	3	4	5	6	7	8	9
管理職(予定者を含む)研修 (注5)の2	1	2	3	4	5	6	7	8	9
業務の遂行に必要な能力を 付与する研修 (注5)の3	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(注5) 日常業務の遂行を通じて行われる教育訓練(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)や対象者の中から少数者を選抜して行われる教育訓練は対象になりません。
なお、男女差別的取扱いが禁止されている教育訓練の範囲の詳細については、調査票その1の裏面を参照ください。

調査票 その4

* 票番号	* 企業一連番号

*印欄は記入しないで下さい。

8 福利厚生について

問11 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置(注6)について男女差別的取扱いを禁止している男女雇用機会均等法の施行に伴い、福利厚生の措置について何らかの変更を行いましたか。変更した場合には該当する変更内容の番号のすべてを○で囲んでください。

福利厚生の措置の種類	法とつ必 施行同 前ではな か取 か換 い更 男で 女ある	変 更 し た		該 当 す る 福 利 厚 生 の 措 置 を と っ て い な い
		対 象 者 を 男 女 同	貸 付 内 容 男 又 は 女 の 一 輪 架 に	
住宅資金の貸付け	1	2	3	4
短期の生活資金の貸付け	1	2	3	4
教育資金の貸付け	1	2	3	4
生命保険料の一部補助	1	2	3	4
子弟の教育のための奨学金の支給	1	2	3	4
貯蓄財蓄に対する奨励金の支給	1	2	3	4
住宅ローンの利子補助	1	2	3	4
世帯用住宅の貸与	1	2	3	4

問12 貴社には、独身寮がありますか。ある場合、利用できる範囲はどうなっていますか。

あ り な し	男 女 双 方	1
	男 子 の み	2
	女 子 の み	3
		4

問13 女子に対して、どのような対応をとっていますか。
あてはまる番号のすべてを○で囲んでください。

とくに何もしていない	1
女子寮を建設中又は計画中	2
女子には借り上げをする等何らかの代替措置をとっている	3

(注5) 男女差別的取扱いが禁止されている福利厚生の措置の範囲は「調査票その1」の裏面に掲げたものです。(独身寮については、当面、男女差別的取扱いが禁止される福利厚生の措置の範囲に含まれていません。)

7 定年、退職について

問14 男女雇用機会均等法では定年、退職、解雇について男女差別的取扱いを禁止していますが、定年、退職の制度の改善に当たって、その他の人事管理上の諸制度の改善を行いましたか。また、改善するに当たってとった対応がある場合には、該当する対応の番号のすべてを○で囲んでください。

定年・退職制の種類	法で定 する 行制 前ではな か 該 当 対	改 善 す る に 当 た っ て と っ た 対 応						
		女 子 の 職 域 の 見 直 し	人 事 処 遇 制 度 の 見 直 し	女 子 の 能 力 開 発	賃 金 制 度 の 見 直 し	退 職 金 制 度 の 見 直 し	そ の 他	改 善 し た 事 項 は
男女別定年制	1	2	3	4	5	6	7	8
結婚、妊娠、出産退職制	1	2	3	4	5	6	7	8

6 女子の活用について

問15 女子の活用についてどのような方針、考えをお持ちですか。
あてはまる番号のすべてを○で囲んでください。

法施行前から、男女区別なく扱う方針できており、今後もその方針でいく	1
募集、採用、配置、昇進等について更に男女の機会均等を進める	2
女子にはより積極的に教育訓練や昇進の機会を与えて活用を図っていく	3
女子の定着を図るために育児休業制度や再雇用制度を導入するなど女子が就業しやすい環境を整える	4
その他(具体的に)	5

問16 女子の活用に当たって、どのような問題がありますか。
あてはまる番号のすべてを○で囲んでください。

顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である	1
女子の勤続年数が平均的に短い	2
一般的には女子は企業が求める職業能力・意欲を備えていない	3
家庭責任を考慮する必要がある	4
女子には法制上の制約がある	5
雇用管理改善の全般的見直しに時間がかかる	6
その他(具体的に)	7

9 苦情の自主的解決の方法について

問17 女子から均等取扱いに関する苦情の申出を受けたときは、企業内でどのように解決を図ることとしていますか。
あてはまる番号のすべてを○で囲んで下さい。

苦情処理機関(注7)に委ねる	1
人事担当者が相談を受ける	2
事項によりそれぞれの担当部署が相談を受ける	3
職場内で話し合いをする	4
その他(具体的に)	5

(注7) 苦情処理機関とは、事業主及び労働者の代表者を構成員とし、労働者の苦情を処理することを目的とする企業内の機関をいいます。

～ご協力どうもありがとうございました。～